

# 深川市耐震改修促進計画（第2期）

令和3年4月

深 川 市



# 目 次

<b>第1章 はじめに</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の背景.....	1
2 計画の目的.....	2
3 計画の位置づけ.....	2
4 対象区域・計画期間.....	2
5 深川市の概要.....	3
<b>第2章 想定される地震と被害の予測</b> .....	<b>6</b>
1 想定される地震.....	6
2 被害の予測.....	13
<b>第3章 住宅・建築物の耐震化の現状と目標</b> .....	<b>24</b>
1 住宅・建築物の耐震化の現状.....	24
2 耐震化の目標設定.....	39
<b>第4章 住宅・建築物の耐震化を促進するための施策</b> .....	<b>42</b>
1 耐震化に関する基本的な取り組み方針.....	42
2 耐震化促進に向けた建物所有者・建築関連事業者・深川市の役割.....	42
3 耐震改修促進のための啓発や知識の普及.....	43
4 耐震診断・改修促進のための環境整備.....	44
5 耐震診断・改修の促進を図るための支援・助成.....	45
6 市有特定既存耐震不適格建築物における耐震化.....	45
7 地震時の総合的な建築物の安全対策の推進.....	46
<b>第5章 その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項</b> .....	<b>47</b>
1 北海道（特定行政庁）との連携に関する事項.....	47
2 その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項.....	47
<b>巻末資料</b>	
資料－1 現状の住宅耐震化率算出方法.....	資-1
資料－2 揺れやすさマップ・地域の危険度マップ.....	資-2
資料－3 建築物の耐震改修の促進に関する法律（抜粋）.....	資-3
資料－4 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行例（抜粋）.....	資-12
資料－5 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針.....	資-21
資料－6 建築基準法（抜粋）.....	資-32
資料－7 消防法 別表第1、危険物の規制に関する政令 別表第3及び第4.....	資-33
資料－8 計画策定の体制.....	資-40
資料－9 策定経過.....	資-44



# 第1章 はじめに

## 1 計画策定の背景

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という）」が制定されました。

しかし近年、全国各地で大地震が頻発していることから、平成18年1月に耐震改修促進法が改正され、国と地方公共団体による計画的な耐震化の促進や建物所有者に対する指導等が強化されることとなりました。

このような動向を受け、本市においても国の「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」や平成18年12月に策定された「北海道耐震改修促進計画」を踏まえ、平成21年3月に「深川市耐震改修促進計画」を策定しました。

その後、平成23年3月に発生した東日本大震災では、想定を超える巨大な地震や津波により、多くの人命が失われ、甚大な被害をもたらしました。

国では、建築物の地震に対する安全性の向上を一層促進するため、平成25年11月に耐震改修促進法を改正し、北海道においても、令和3年4月に北海道耐震改修促進計画の見直しが行われています。

こうした状況を踏まえ、これまでの「深川市耐震改修促進計画」の実施状況に関する調査や検証を行うとともに、耐震改修促進法の改正及び北海道耐震改修促進計画を踏まえて、計画の見直しを行うものです。

表 1-1 耐震改修促進法等の変遷

年	関係法令の制定、改正	概要	主な背景
昭和55年 (昭和56年施行)	建築基準法改正 (新耐震基準の整備)	構造計算に動的な考え方を盛り込んだ、いわゆる「新耐震基準」を義務化。	宮城県沖地震 (昭和53年)
平成7年 (平成7年施行)	耐震改修促進法制定	建築物の耐震性の向上を目的とした新たな法律を制定。 特定建築物所有者の耐震診断、耐震改修の責務を規定。	兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災) (平成7年)
平成17年 (平成18年施行)	耐震改修促進法改正	計画的な耐震化の促進を目的として、自治体による耐震改修促進計画の策定責務を法に規定。 特定建築物の範囲の拡大。	新潟県中越地震 (平成16年) 福岡県西方沖地震 (平成17年)
平成25年 (平成25年施行)	耐震改修促進法改正	要緊急安全確認大規模建築物、要安全確認計画記載建築物の所有者に耐震診断の実績及び結果報告の義務を規定。 原則、全ての建築物の所有者に耐震診断、耐震改修の努力義務を規定。	岩手・宮城内陸地震 (平成20年) 東北地方太平洋沖地震(東日本大震災) (平成23年)
平成30年 (平成31年施行)	耐震改修促進法施行令改正	避難路沿道の一定規模以上のブロック塀等について、耐震診断の実施及び診断結果の報告を義務付け。	大阪北部地震 (平成30年)

## 2 計画の目的

深川市耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）は、昭和56年以前に建築された市内の既存建築物の耐震性能を確保するため、耐震診断とその結果に基づく耐震改修を計画的に促進することにより、今後予想される地震災害に対して市民の生命及び財産を守ることを目的として策定しています。

## 3 計画の位置づけ

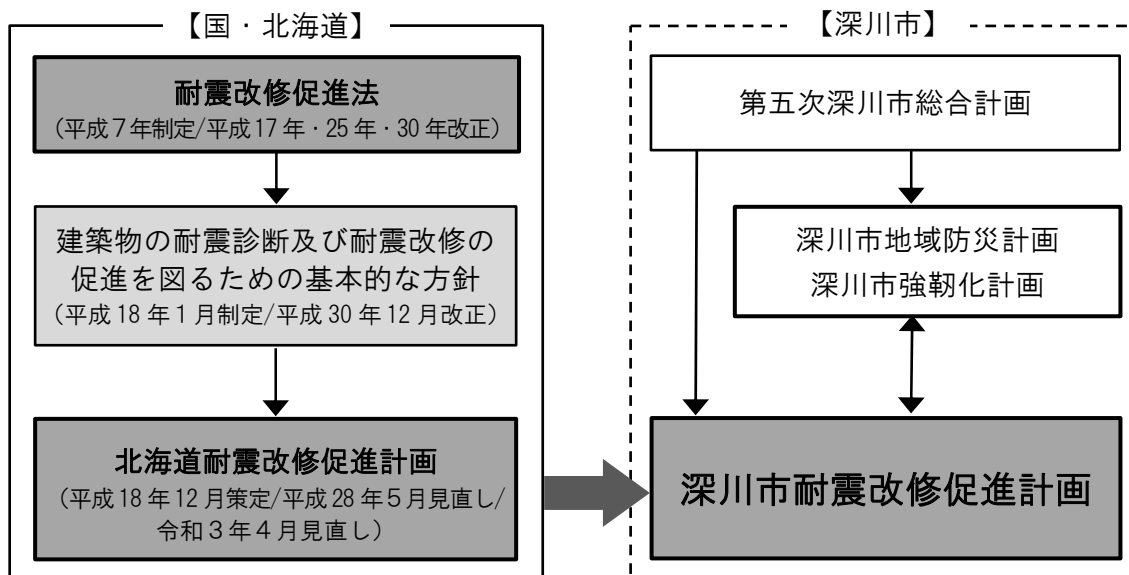
### (1) 法的な位置づけ

本計画は、耐震改修促進法第6条の「市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めるよう努めるものとする」に基づき、建築物の耐震化を促進するための必要な事項を定めています。

### (2) 策定上の位置づけ

本計画は、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本方針（国土交通省告示第184号）」や「北海道耐震改修促進計画（令和3年4月）」を踏まえるとともに、本市の上位計画、関連計画との整合を図っています。

図 1-1 計画の位置づけ



## 4 対象区域・計画期間

本計画の対象区域は深川市全域とし、計画期間は10年間（令和3～12年度）としますが、耐震化の目標については、国の基本方針や北海道耐震改修促進計画と合わせて令和7年度に設定します。

なお、社会経済状況や関連計画の変更等により、必要に応じて計画内容を見直すものとします。

## 5 深川市の概要

### (1) 位置と地形

深川市は、北海道のほぼ中央に位置し、市の東は旭川市、南は芦別市と赤平市、西と北は滝川市、妹背牛町、秩父別町、沼田町、小平町、幌加内町と接しています。

市域は東西約22km、南北約47km、面積約530km<sup>2</sup>を有しています。地形は、東に常盤山（標高593m）、南に音江連峰（標高795m）がそびえています。

また、市の中央部を東から西へ石狩川が横断し、多度志地区では雨竜川が北から南へ縦断しています。

### (2) 地質

地質は、石狩平野の北端に位置する平坦地を三方から山地が取り巻く地形で、市域の東から北に分布する神居古潭構造体は、非常に古い白亜紀の地層であり、南の音江連峰は、新第3紀鮮新世末から第4紀まで活動していた円すい形の火山です。

音江町吉住、菊丘では、高位の火山麓扇状地に比高20mの低断層崖が認められ、その南延長の新城峠でも、低位の火山麓扇状地に比高10mの低断層崖が認められ、推定活断層（吉住起震断層）とされています。

図 1-2 深川市の位置



表 1-2 土地利用の状況

(単位：km<sup>2</sup>)

	田	畑	宅地	鉱泉地	池沼	山林	原野	雑種地	その他	総面積
面積	91.04	29.08	8.98	0.00	0.97	291.60	24.44	7.05	76.26	529.42
	17.2%	5.5%	1.7%	0.0%	0.2%	55.1%	4.6%	1.3%	14.4%	100.0%

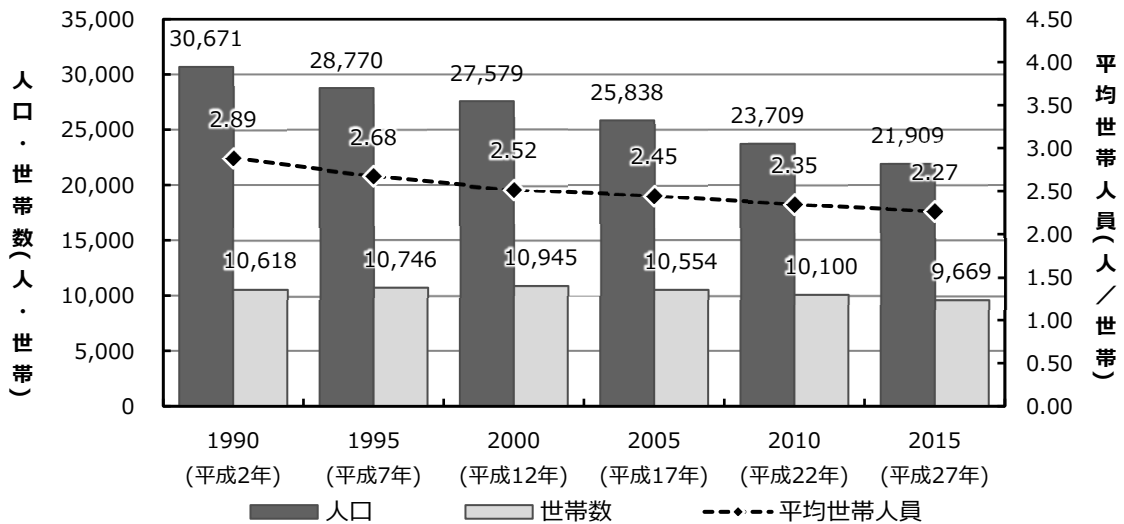
資料：令和2年北海道統計書

### (3) 人口・世帯

人口・世帯数は2015（平成27）年国勢調査では21,909人、9,669世帯となっています。推移をみると、人口、世帯数ともに減少傾向となっています。

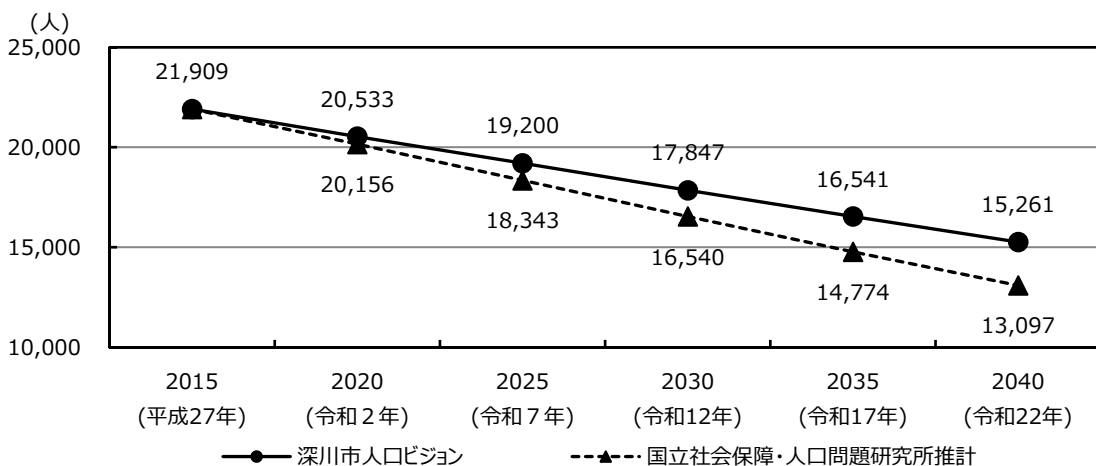
また、将来人口の推移をみると、2040（令和22）年では、国立社会保障・人口問題研究所の推計が13,097人、深川市「まち・ひと・しごと創生人口ビジョン<改訂版>」による目標推計は15,261人となっています。

図 1-3 人口、世帯の推移



資料：各年国勢調査結果（総務省統計局）

図 1-4 将来人口の推計



資料：国立社会保障・人口問題研究所の推計値（平成30年3月推計）、  
深川市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン<改訂版>

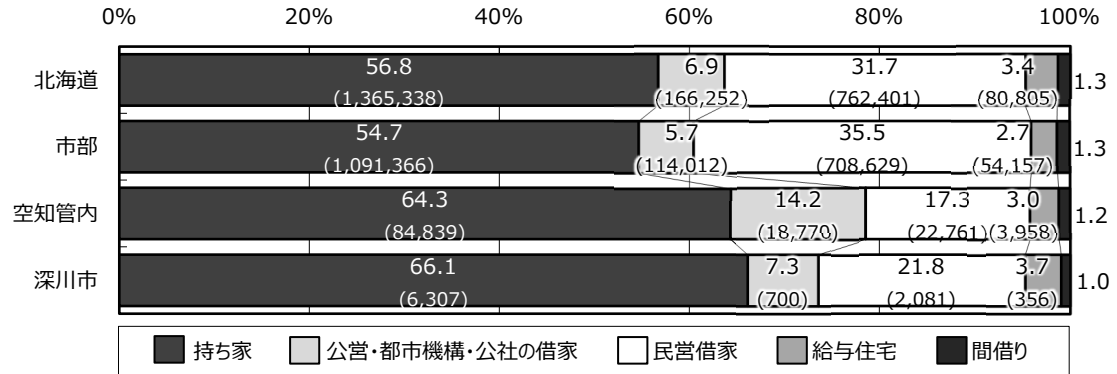


#### (4) 住宅の状況

##### ①住宅所有関係別世帯数

住宅所有関係別世帯数をみると、平成27年国勢調査では、持ち家が66.1%（6,307世帯）、公営借家が7.3%（700世帯）、民営借家が21.8%（2,081世帯）、給与住宅が3.7%（356世帯）となっています。全道、市部、空知管内と比較すると、持ち家率が最も高く、民営借家率は全道、市部より低くなっています。

図 1-5 住宅所有関係別世帯構成比の比較



資料：平成 27 年国勢調査結果（総務省統計局）

#### (5) 地震発生履歴

地震発生履歴をみると、平成30年9月6日に発生した胆振東部地震により、震度4を観測し、これまでの最大震度を記録しています。

また、深川市地域防災計画（平成26年度改定）の主な災害記録では、昭和61年11月の空知地方北部の地震、平成5年1月の釧路沖地震、平成7年5月の空知地方中部の地震及び平成16年12月の留萌南部地震において、農業用施設等の被害が記録されています。

表 1-3 深川市等の主な地震歴

年月日	震度	観測地※1	震源地（M：マグニチュード※2）
昭和 43 年 5 月 16 日 9:48	震度 3	深川市	M7.9 青森県東方沖
昭和 43 年 5 月 16 日 19:39	震度 3	深川市	M7.5 青森県東方沖
昭和 61 年 11 月 13 日 21:44	震度 2	旭川市	M5.5 空知地方北部
平成 5 年 1 月 15 日 20:06	震度 3	旭川市	M7.5 釧路沖
	震度 5	北竜町	
平成 16 年 12 月 14 日 14:56	震度 2	旭川市	M6.1 留萌地方南部
	震度 4	秩父別町	
平成 23 年 3 月 11 日 14:46	震度 3	深川市	M9.0 三陸沖
平成 28 年 1 月 14 日 12:25	震度 3	深川市	M6.7 浦河沖
平成 30 年 9 月 6 日 3:07	震度 4	深川市	M6.7 胆振地方中東部

※1 深川市の震度記録が無い場合、近隣市町の記録を掲載

※2 「M」はマグニチュード（地震のエネルギー規模を表す単位）を表す

資料：気象庁ホームページ（昭和 34 年 10 月 1 日～令和 2 年 10 月 20 日時点）

## 第2章 想定される地震と被害の予測

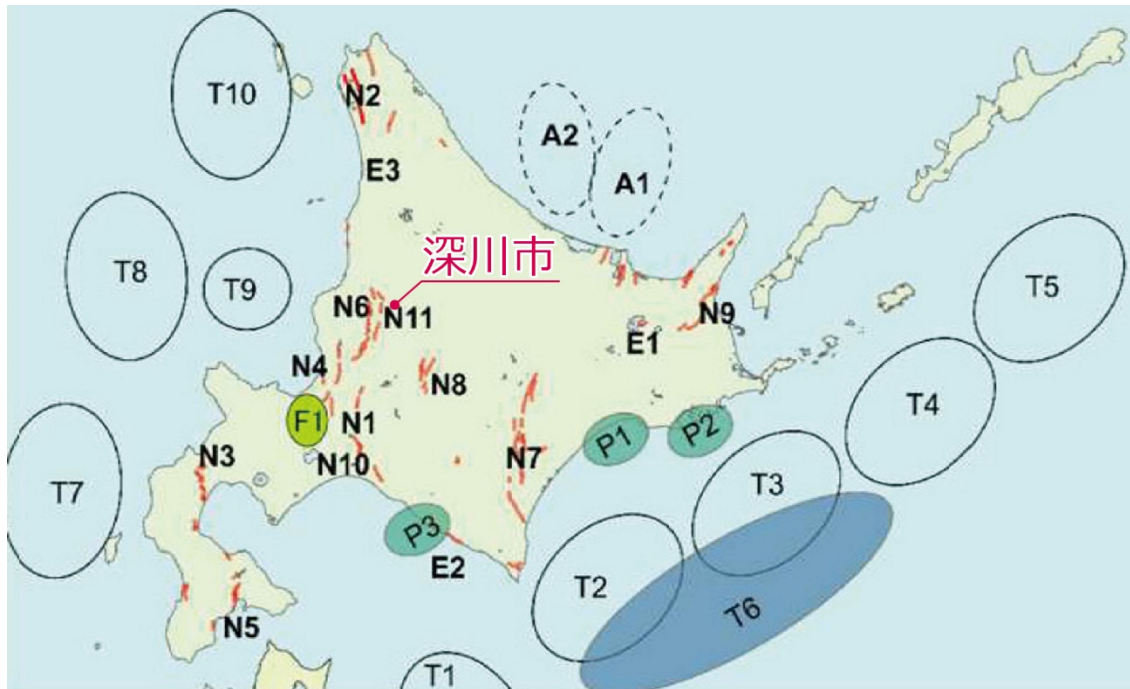
### 1 想定される地震

#### (1) 想定地震

北海道耐震改修促進計画では、北海道地域防災計画（地震・津波防災計画編 令和元年5月修正）における想定地震を道内で想定される地震としております。

北海道地域防災計画では、海域で発生する海溝型（プレート境界）地震と、陸域などで発生する内陸型（地殻内）地震に大別して図2-1の地震を想定、また、減災目標を検討するための詳細な被害想定を算定していく想定地震として、24地震54断層モデルを選定しています。

図 2-1 北海道地域防災計画による想定地震の位置



地震	マグニチュード	地震	マグニチュード	地震	マグニチュード			
海溝型地震		内陸型地震						
千島海溝/日本海溝		活断層帯		伏在断層				
T1	三陸沖北部	8.0	N1	石狩低地東縁主部	7.9	F1	札幌市直下	6.7-7.5
T2	十勝沖	8.1		主部北側	7.5	既往の内陸地震		
T3	根室沖	7.9		主部南側	7.2	E1	弟子屈地域	6.5
T4	色丹沖	7.8	N2	サロベツ	7.6	E2	浦河周辺	7.1
T5	択捉島沖	8.1	N3	黒松内低地	7.3	E3	道北地域	6.5
T6	500年間隔地震	8.6	N4	当別	7.0	オホーツク海		
日本海東縁部			N5	函館平野西縁	7.0-7.5	A1	網走沖	7.8
T7	北海道南西沖	7.8	<b>N6</b>	<b>増毛山地東縁</b>	<b>7.8</b>	A2	紋別沖(紋別構造線)	7.9
T8	積丹半島沖	7.8	N7	十勝平野				
T9	留萌沖	7.5		主部	8.0			
T10	北海道北西沖	7.8		光地園	7.2			
プレート内			N8	富良野				
P1	釧路直下	7.5		西部	7.2			
P2	厚岸直下	7.2		東部	7.2			
P3	日高西部	7.2	N9	標津	7.7以上			
			N10	石狩低地東縁南部	7.7以上			
			<b>N11</b>	<b>沼田-砂川付近</b>	<b>7.5</b>			

出典：北海道地域防災計画（地震・津波防災計画編）（一部加筆）

表 2-1 国（地震調査研究推進本部地震調査委員会）における道内の主要な活断層や海溝型地震の地震発生確率（平成 30 年 1 月 1 日現在）

想定地震 [北海道地域防災計画想定地震番号]	規模 (M) ※	地震発生率※		
		10 年以内	30 年以内	50 年以内
<b>海溝型地震</b>				
千島海溝沿い				
超巨大地震（17 世紀型）[T6]	8.8 程度以上	2～10%	7～40%	10～60%
十勝沖 [T2]	8.0～8.6 程度	0.07%	8%	30%程度
根室沖 [T3]	7.8～8.5 程度	20%程度	80%程度	90%程度以上
色丹島沖及び択捉島沖 [T4/T5]	7.7～8.5 前後	20%程度	60%程度	80%程度
ひとまわり小さい 十勝沖・根室沖	7.0～7.5 程度	40%程度	80%程度	90%程度以上
プレート間地震 色丹島沖・択捉島沖	7.5 程度	50%程度	90%程度	90%程度以上
十勝沖から択捉島沖の海溝寄りのプレート間地震	Mt8.0 程度	20%程度	50%程度	70%程度
沈み込んだプレート間のやや浅い地震	8.4 前後	10%程度	30%程度	40%程度
沈み込んだプレート間のやや深い地震	7.8 前後	20%程度	50%程度	70%程度
海溝軸の外側で発生する地震	8.2 前後			
三陸～房総沖				
東北地方太平洋沖型	Mw8.4～9.0	ほぼ 0%	ほぼ 0%	ほぼ 0%
三陸沖北部から房総沖の海溝寄り（津波地震）	Mt8.6～9.0 前後	9%程度	30%程度	40%程度
三陸沖北部 [T1]	8.0 前後 Mt8.2 前後	ほぼ 0～2%	3～20%	60%程度
宮城県沖	7.4 前後	不明	不明	不明
日本海東縁部				
北海道北西沖の地震 [T10]	7.8 程度	0.002～0.04%	0.006～0.1%	0.01～0.2%
北海道西方沖の地震 [T8/T9]	7.5 前後	ほぼ 0%	ほぼ 0%	ほぼ 0%
北海道南西沖の地震 [T7]	7.8 前後	ほぼ 0%	ほぼ 0%	ほぼ 0%
青森県西方沖の地震	7.7 前後	ほぼ 0%	ほぼ 0%	ほぼ 0%
<b>内陸型地震</b>				
活断層				
函館平野西縁断層帯 [N5]	7.0～7.5 程度	－	ほぼ 0～1%	ほぼ 0～2%
黒松内低地断層帯 [N3]	7.3 程度以上	－	2～5%以下	3～9%以下
石狩低地東縁断層帯（主部）[N1]	7.9 程度	－	ほぼ 0%	ほぼ 0%
石狩低地東縁断層帯（南部）[N1]	7.7 程度以上	－	0.2%以下	0.3%以下
当別断層 [N4]	7.0 程度	－	ほぼ 0～2%	ほぼ 0～4%
増毛山地東縁断層帯 [N6]	<b>7.8 程度</b>	－	<b>0.6%以下</b>	<b>1%以下</b>
沼田-砂川付近の断層帯 [N11]	<b>7.5 程度</b>	－	<b>不明</b>	<b>不明</b>
富良野断層帯（西部）[N8]	7.2 程度	－	ほぼ 0～0.03%	ほぼ 0～0.05%
富良野断層帯（東部）[N8]	7.2 程度	－	ほぼ 0～0.01%	ほぼ 0～0.02%
十勝平野断層帯（主部）[N7]	8.0 程度	－	0.1～0.2%	0.2～0.3%
十勝平野断層帯（光地園断層帯）[N7]	7.2 程度	－	0.1～0.4%	0.2～0.7%
標津断層帯 [N9]	7.7 程度以上	－	不明	不明
サロベツ断層帯 [N2]	7.6 程度	－	4%以下	7%以下

※ 「規模 (M)」の欄の数値はマグニチュードを表す（津波マグニチュード (Mt) ・モーメントマグニチュード (Mw) )

出典：北海道地域防災計画（一部加筆）

## (2) 地震動評価

24地震54断層モデルの想定地震における深川市内の最大震度は以下のとおりです。  
沼田-砂川付近の断層帯（30\_4）が震度階級で7となり最大となります。

表 2-2 想定地震における深川市内の平均震度・最大震度

断層 モデル	想定地震	モデル	最大 震度※2		平均 震度※3	
			(計測震度)	震度 階級	(計測震度)	震度 階級
1	①標津断層帯 [N9]	30_1※1	-	-	-	-
2		45_5	-	-	-	-
3	②十勝平野断層帯主部 [N7]	30_3	5.081	5強	4.198	4
4		45_2	4.733	5弱	3.809	4
5		45_5	5.020	5強	4.149	4
6	③富良野断層帯西部 [N8]	30_2	5.584	6弱	4.554	5弱
7		30_5	5.584	6弱	4.539	5弱
8		45_3	5.533	6弱	4.523	5弱
9	④増毛山地東縁断層帯 [N6]	30_2	6.433	6強	5.419	5強
10		45_1	6.254	6強	5.223	5強
11		45_2	6.499	6強	5.474	5強
12		45_3	6.183	6強	5.030	5強
13		45_4	6.395	6強	5.390	5強
14		45_5	6.043	6強	4.771	5弱
15	⑤沼田-砂川付近の断層帯 [N11]	30_3	6.884	7	5.651	6弱
16		30_4	7.214	7	5.651	6弱
17		45_1	6.820	7	5.515	6弱
18		45_2	6.646	7	5.446	5強
19		45_3	6.865	7	5.545	6弱
20		45_4	7.134	7	5.532	6弱
21	⑥当別断層帯 [N4]	30_2	4.989	5弱	3.866	4
22		30_5	5.054	5強	4.008	4
23	石狩低地東縁断層帯主部 [N1]	(北)深さ 7km30_1	5.466	5強	4.494	4
24	⑦石狩低地東縁断層帯主部 (北)	(北)深さ 7km30_5	5.520	6弱	4.569	5弱
25	⑧石狩低地東縁断層帯主部 (北)	(北)深さ 7km45_1	5.480	5強	4.498	4
26	(深さ 3km)	(北)深さ 3km30_2	5.146	5強	4.076	4
27	⑨石狩低地東縁断層帯主部 (南)	(北)深さ 3km45_2	5.152	5強	4.074	4
28	(深さ 3km)	(北)深さ 3km45_3	5.537	6弱	4.569	5弱
29		(北)深さ 3km45_5	5.564	6弱	4.593	5弱
30		(南)深さ 3km45_2	4.788	5弱	3.743	4
31		(南)深さ 3km45_5	4.939	5弱	3.944	4
32	石狩低地東縁断層帯南部 [N1]	深さ 7km30_5	5.350	5強	4.417	4
33	⑩石狩低地東縁断層帯南部	深さ 3km30_2	4.735	5弱	3.793	4
34	⑪石狩低地東縁断層帯南部 (南)	深さ 3km30_3	5.220	5強	4.268	4
35	(深さ 3km)	深さ 3km30_5	5.344	5強	4.402	4
36	⑫黒松内低地断層帯 [N3]	30_5	4.201	4	3.126	-
37		45_3	4.211	4	3.148	-
38		45_4	4.367	4	3.317	-
39	⑬函館平野西縁断層帯 [N5]	45_2	-	-	-	-
40		45_3	-	-	-	-
41	⑭サロベツ断層帯北延長 [N2]	30_2	5.042	5強	4.247	4
42		30_3	4.706	5弱	3.898	4
43		30_5	4.524	5弱	3.693	4
44	札幌市直下 ⑮西札幌背斜に関連する断層	西札幌背斜	4.491	4	3.457	-
45	[F1] ⑯月寒背斜に関連する断層	月寒背斜	5.096	5強	4.081	4
46	⑰野幌丘陵断層帯	野幌丘陵 45_1	5.304	5強	4.317	4
47	⑱根室沖・釧路沖 [T3]		-	-	-	-
48	⑲十勝沖 [T2]		5.482	5強	4.650	5弱

断層 モデル	想定地震	モデル	最大 震度※2		平均 震度※3	
			(計測震度)	震度 階級	(計測震度)	震度 階級
49	②三陸沖北部 [T1]		5.094	5 強	4.217	4
50	②北海道北西沖 [T10]	No_2	5.373	5 強	4.511	5 弱
51		No_5	5.095	5 強	4.272	4
52	②北海道南西沖 [T7]	No_2	4.991	5 弱	4.052	4
53	北海道留萌沖 [T9] ②走向 N193E	N193No_1	5.425	5 強	4.514	5 弱
54	②走向 N225E	N225No_2	5.913	6 弱	5.043	5 強

※1 「30\_1」のうち、「30」は傾斜角、「1」はモデル番号を示す。

※2 最大震度とは市内を 250mメッシュに分割し、メッシュ毎に計算された震度の最大値

※3 平均震度とは市内を 250mメッシュに分割し、メッシュ毎に計算された震度の平均値

(参考) 気象庁震度階級表

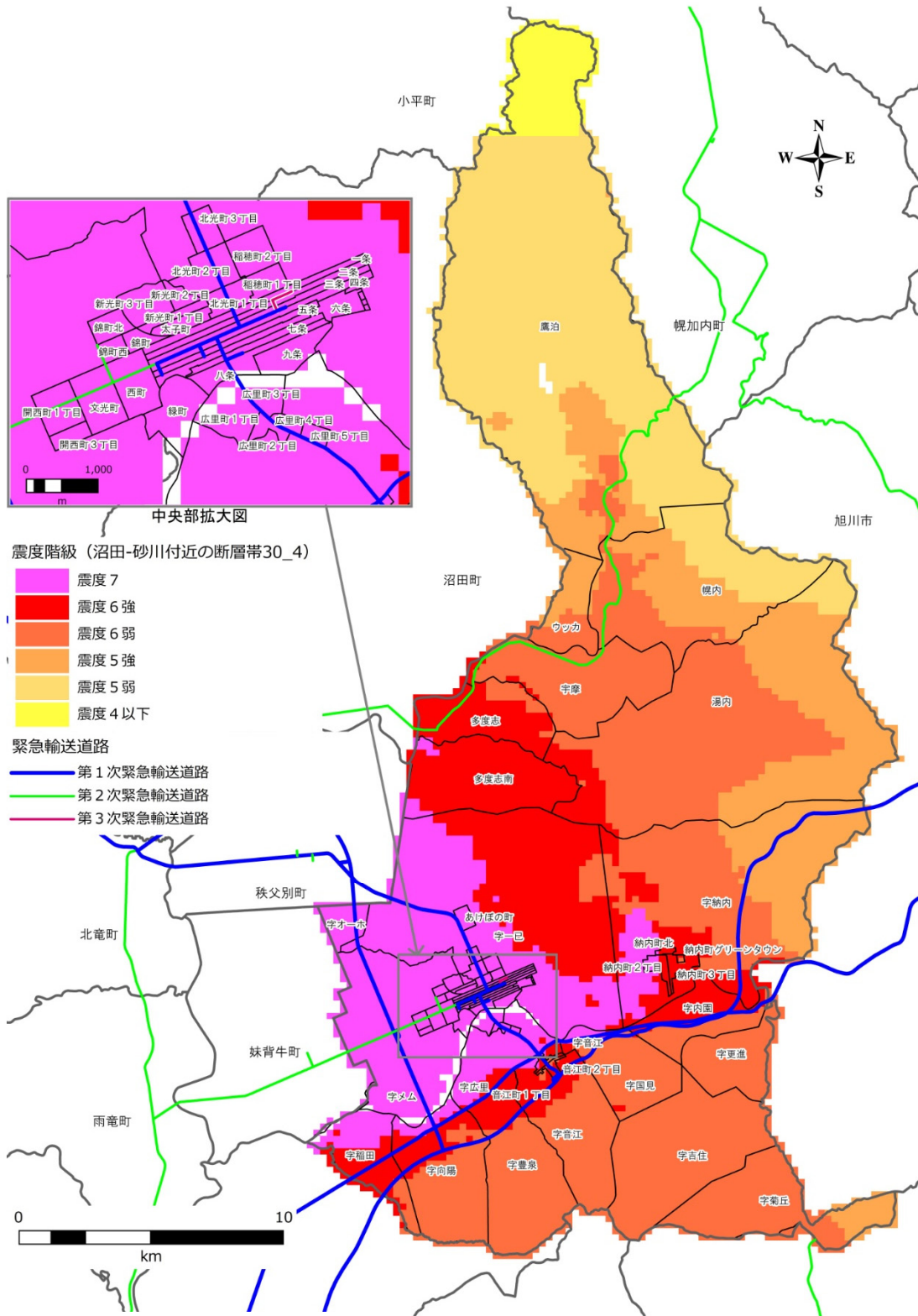
震度階級	計測震度	震度階級	計測震度
0	0.5 未満	5 弱	4.5 - 5.0 未満
1	0.5 - 1.5 未満	5 強	5.0 - 5.5 未満
2	1.5 - 2.5 未満	6 弱	5.5 - 6.0 未満
3	2.5 - 3.5 未満	6 強	6.0 - 6.5 未満
4	3.5 - 4.5 未満	7	6.5 以上

①沼田-砂川付近の断層帯(30\_4)の想定地震における震度分布

(P8表2-2断層モデル16)

沼田-砂川付近の断層帯(30\_4)における震度分布(250mメッシュ)をみると、深川、あけぼの、広里市街地及び納内市街地の一部を含む市内西部の広範囲が震度7となっています。

図2-2 沼田-砂川付近の断層帯(30\_4)揺れやすさマップ(震度分布図)



資料：北海道(北方建築総合研究所)提供

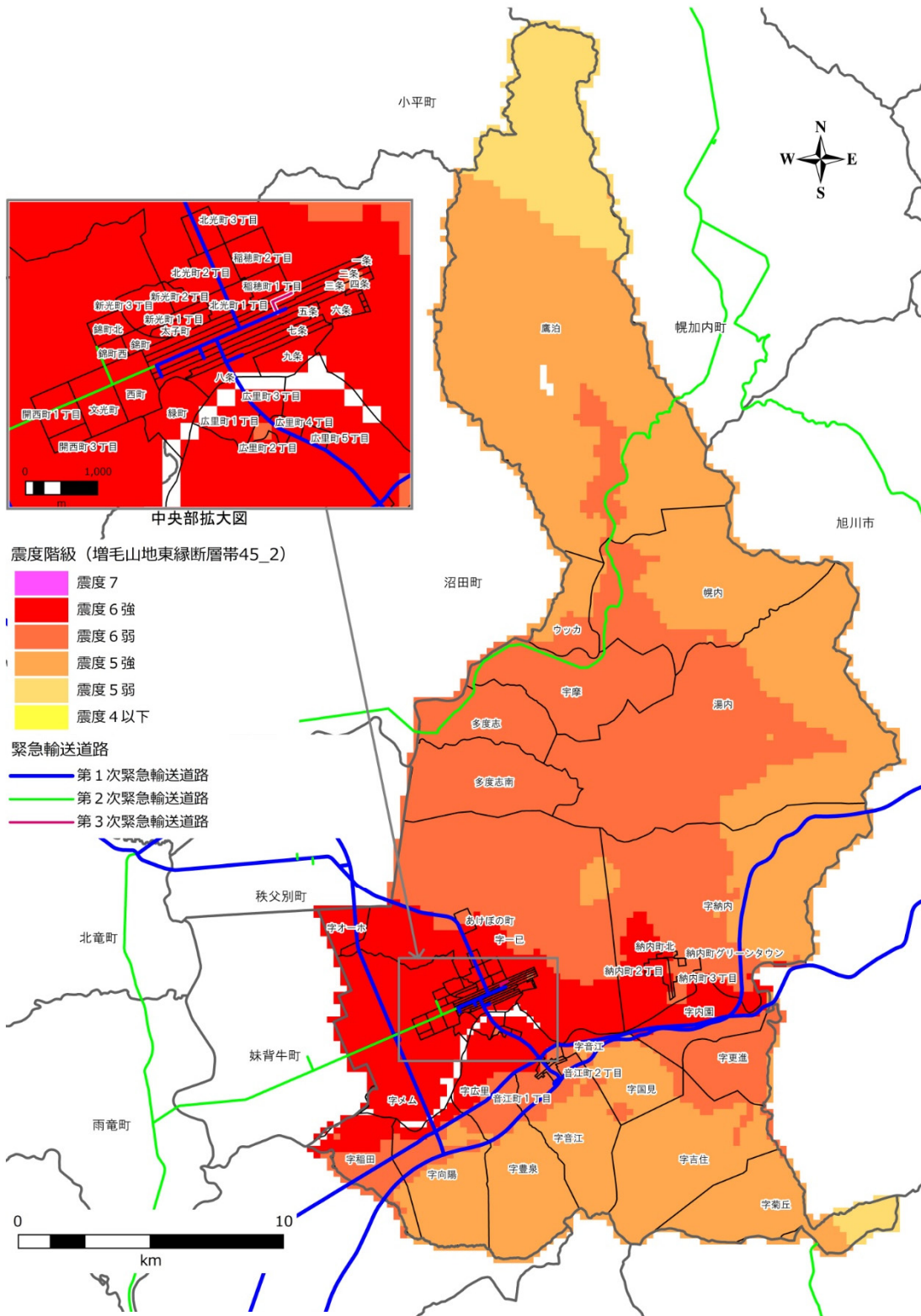


②増毛山地東縁断層帯（45\_2）の想定地震における震度分布

（P8表 2-2 断層モデル 11）

増毛山地東縁断層帯（45\_2）における震度分布（250mメッシュ）をみると、深川、広里市街地及びあけぼの、納内市街地の一部を含む市内西部の広範囲が震度6強となっています。

図 2-3 増毛山地東縁断層帯（45\_2）揺れやすさマップ（震度分布図）



資料：北海道（北方建築総合研究所）提供

表 2-3 沼田-砂川付近の断層帯及び増毛山地東縁断層帯における地区別最大震度・平均震度

	地区名	面積 (km <sup>2</sup> )	沼田-砂川付近の断層帯		増毛山地東縁断層帯	
			最大震度	平均震度	最大震度	平均震度
1	一条	0.3	6.9	6.8	6.3	6.2
2	二条	0.3	6.8	6.8	6.2	6.1
3	三条	0.3	6.9	6.8	6.3	6.2
4	四条	0.3	6.9	6.8	6.3	6.2
5	五条	0.2	6.9	6.8	6.3	6.2
6	六条	0.4	6.8	6.7	6.3	6.1
7	七条	0.2	6.7	6.7	6.2	6.1
8	八条	0.4	7.0	6.8	6.3	6.2
9	九条	0.4	6.8	6.7	6.2	6.2
10	緑町	0.5	7.0	6.2	6.4	5.6
11	西町	0.5	7.0	6.9	6.3	6.2
12	文光町	0.5	7.0	6.9	6.4	6.3
13	錦町	0.1	7.0	7.0	6.3	6.3
14	錦町西	0.1	6.9	6.9	6.2	6.2
15	錦町北	0.2	7.1	7.0	6.4	6.3
16	太子町	0.2	6.9	6.8	6.2	6.2
17	新光町1丁目	0.1	6.8	6.8	6.1	6.1
18	新光町2丁目	0.1	6.9	6.9	6.2	6.2
19	新光町3丁目	0.3	7.0	7.0	6.4	6.3
20	開西町1丁目	0.2	7.0	7.0	6.3	6.3
21	開西町2丁目	0.2	7.0	6.9	6.3	6.3
22	開西町3丁目	0.1	7.0	7.0	6.4	6.4
23	字メム	22.1	7.2	6.6	6.5	6.1
24	字オーホ	2.2	7.1	7.1	6.5	6.4
25	あけぼの町	0.5	7.1	6.8	6.3	6.1
26	北光町1丁目	0.2	6.9	6.9	6.3	6.2
27	北光町2丁目	0.4	7.0	6.9	6.3	6.2
28	北光町3丁目	0.2	7.0	6.9	6.3	6.2
29	稲穂町1丁目	0.2	6.9	6.9	6.3	6.3
30	稲穂町2丁目	0.3	7.0	6.9	6.3	6.3
31	字一巳	55.3	7.2	6.5	6.4	6.0
32	納内町北	0.3	6.5	6.3	6.2	6.1
33	納内町2丁目	0.7	6.5	6.4	6.2	6.1
34	納内町3丁目	0.8	6.4	6.2	6.1	5.9
35	納内町グリーンタウン	0.1	6.0	6.0	5.7	5.7
36	字納内	50.5	6.5	5.8	6.2	5.5
37	字菊丘	15.1	5.9	5.6	5.5	5.1
38	字吉住	22.0	6.0	5.7	5.6	5.3
39	字国見	9.3	6.6	5.8	6.3	5.5
40	字更進	7.3	6.0	5.9	5.7	5.6
41	音江町1丁目	0.3	6.7	6.2	6.3	5.8
42	音江町2丁目	0.3	6.1	6.0	5.7	5.7
43	字音江	14.2	6.8	5.8	6.3	5.5
44	広里町1丁目	0.5	6.9	5.1	6.4	4.7
45	広里町2丁目	0.1	6.8	6.7	6.3	6.1
46	広里町3丁目	0.3	6.9	3.4	6.4	3.2
47	広里町4丁目	0.1	6.8	6.8	6.3	6.3
48	広里町5丁目	0.1	6.8	6.8	6.3	6.3
49	字広里	7.2	6.9	6.3	6.4	5.9
50	字豊泉	15.7	6.2	5.8	5.8	5.4
51	字向陽	14.8	6.9	6.0	6.4	5.5
52	字稲田	7.8	6.9	6.2	6.4	5.8
53	字内園	7.9	6.5	6.2	6.2	5.9
54	多度志	10.0	6.5	6.2	6.0	5.8
55	多度志南	15.1	6.5	6.3	5.9	5.8
56	湯内	71.6	6.1	5.5	5.8	5.4
57	宇摩	17.0	6.2	5.9	5.9	5.7
58	ウツカ	5.9	5.9	5.5	5.8	5.5
59	幌内	31.6	5.9	5.2	5.8	5.3
60	鷹泊	115.2	5.6	4.8	5.7	5.1
市全体		528.9	7.2	5.7	6.5	5.5

※ 各地区の数値は計算結果を四捨五入した値を示しているため、市全体の数値が合わない場合があります。



## 2 被害の予測

### (1) 地震の揺れによる被害想定

#### ①地震の揺れによる建築物被害の想定

北海道では、「平成28年度地震被害想定調査結果（平成30年2月）」により、地震の計測震度と構造別・建築年別の建築物被害を表2-4及び図2-4のとおり想定しています。木造建築物において、本市のような積雪区域では、積雪時の積雪荷重を考慮していません。

昭和56年以前（旧耐震基準）で建てられた建築物は、昭和57年以降（新耐震基準）に建てられた建築物に比べて全壊率・全半壊率が高く、また、積雪時の積雪荷重を考慮した冬の場合には、冬以外に比べて全壊率・全半壊率が高くなると想定しています。

表 2-4 木造建築物の震度と被害率の関係

(冬)

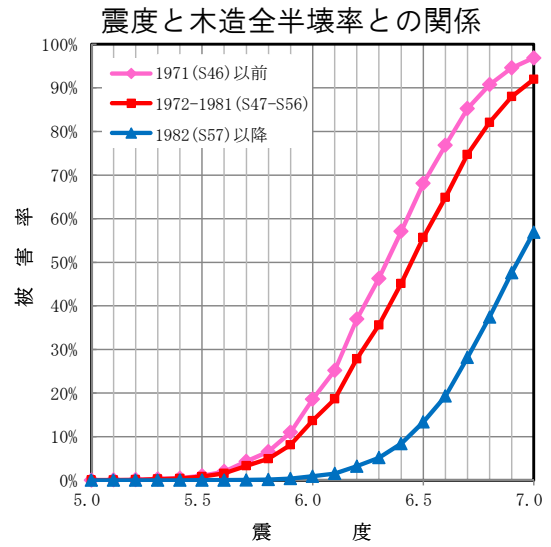
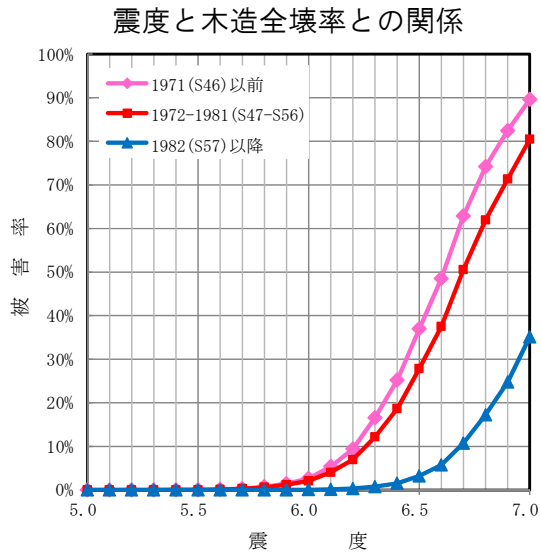
震度	全壊被害率			全半壊被害率		
	1971 (S46) 以前	1972 -1981 (S47-S56)	1982 (S57) 以降	1971 (S46) 以前	1972 -1981 (S47-S56)	1982 (S57) 以降
5.0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5.1	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.0%
5.2	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.0%
5.3	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%	0.3%	0.0%
5.4	0.0%	0.0%	0.0%	0.5%	0.4%	0.0%
5.5	0.0%	0.0%	0.0%	1.0%	0.8%	0.0%
5.6	0.1%	0.1%	0.0%	2.0%	1.6%	0.0%
5.7	0.3%	0.3%	0.0%	3.4%	3.3%	0.1%
5.8	0.6%	0.6%	0.0%	6.6%	4.9%	0.2%
5.9	1.4%	1.2%	0.0%	11.0%	8.1%	0.4%
6.0	2.6%	2.0%	0.0%	16.5%	13.7%	0.9%
6.1	5.4%	4.0%	0.1%	25.2%	18.6%	1.5%
6.2	9.4%	6.9%	0.3%	34.6%	27.9%	3.2%
6.3	16.5%	12.2%	0.7%	46.3%	35.6%	5.2%
6.4	25.2%	18.6%	1.5%	57.1%	45.1%	8.4%
6.5	36.9%	27.9%	3.2%	66.4%	55.7%	13.4%
6.6	48.5%	37.5%	5.7%	76.8%	64.8%	19.3%
6.7	61.0%	50.6%	10.7%	84.4%	74.7%	28.2%
6.8	72.8%	62.0%	17.2%	90.2%	82.1%	37.4%
6.9	82.5%	71.3%	24.7%	94.3%	88.0%	47.6%
7.0	89.0%	80.4%	35.1%	96.7%	92.0%	56.9%

(冬以外)

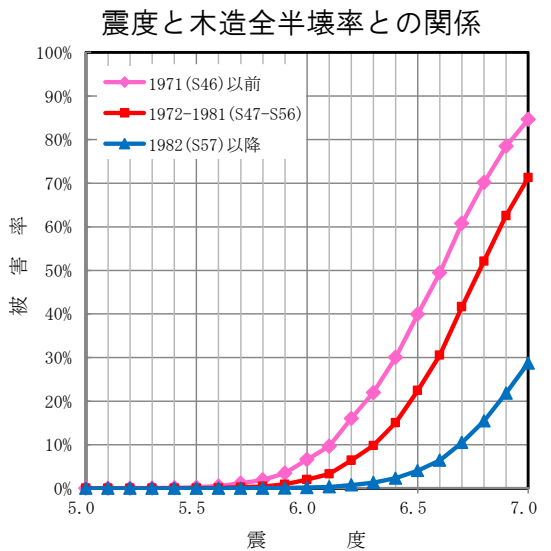
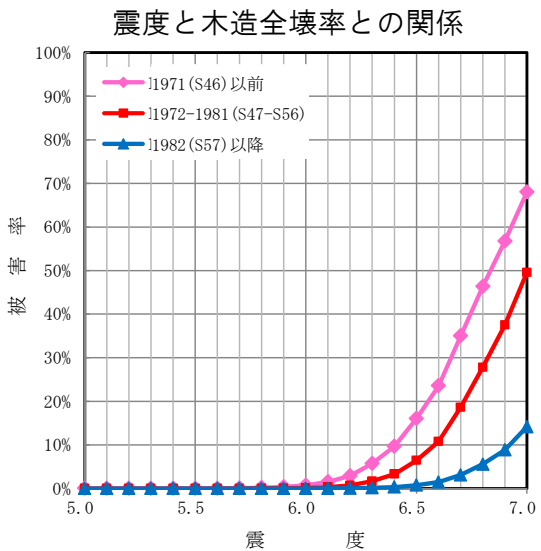
震度	全壊被害率			全半壊被害率		
	1971 (S46) 以前	1972 -1981 (S47-S56)	1982 (S57) 以降	1971 (S46) 以前	1972 -1981 (S47-S56)	1982 (S57) 以降
5.0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5.1	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5.2	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5.3	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5.4	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%
5.5	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	0.0%
5.6	0.0%	0.0%	0.0%	0.5%	0.1%	0.0%
5.7	0.0%	0.0%	0.0%	0.9%	0.2%	0.0%
5.8	0.1%	0.0%	0.0%	1.9%	0.4%	0.0%
5.9	0.4%	0.1%	0.0%	3.5%	0.9%	0.1%
6.0	0.7%	0.1%	0.0%	5.7%	2.0%	0.2%
6.1	1.5%	0.3%	0.0%	9.7%	3.3%	0.3%
6.2	2.9%	0.7%	0.1%	14.6%	6.4%	0.8%
6.3	5.7%	1.7%	0.1%	22.0%	9.8%	1.3%
6.4	9.7%	3.3%	0.3%	30.0%	15.0%	2.3%
6.5	16.0%	6.4%	0.8%	38.3%	22.4%	4.1%
6.6	23.5%	10.8%	1.5%	49.4%	30.6%	6.4%
6.7	33.3%	18.6%	3.1%	59.4%	41.6%	10.5%
6.8	44.8%	27.8%	5.6%	69.1%	52.1%	15.5%
6.9	56.7%	37.5%	8.8%	77.7%	62.6%	21.8%
7.0	66.9%	49.6%	14.1%	84.0%	71.3%	28.7%

図 2-4 震度と構造別全壊率・全半壊率との関係

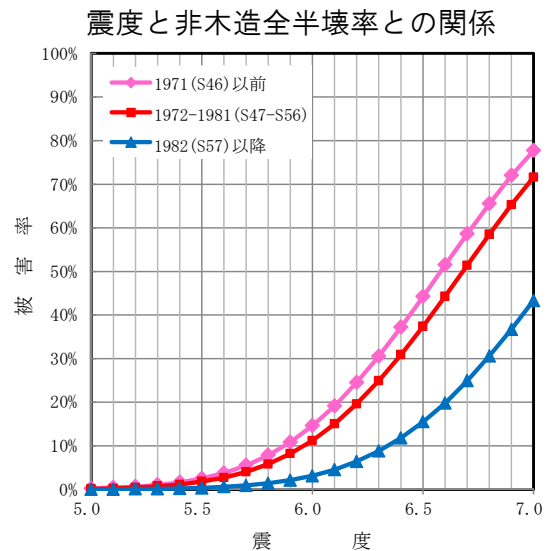
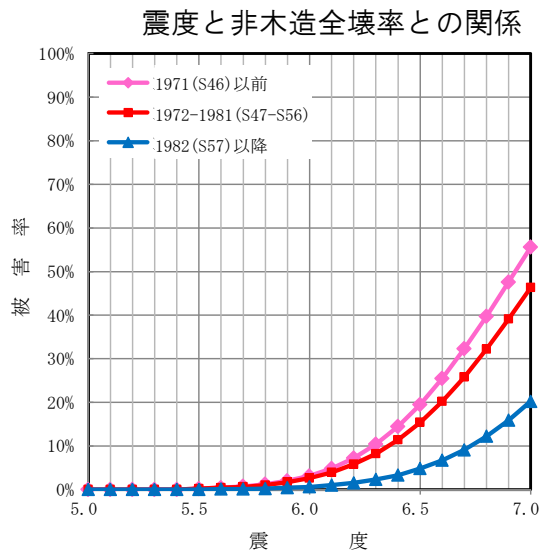
【木造（冬）】



【木造（冬以外）】



【非木造】



## ②想定地震の揺れによる被害想定

想定地震において震度が最大となる沼田-砂川付近の断層帯（30\_4）の地震の冬の場合、地震の揺れによる全半壊棟数は10,319棟で全半壊率は56.1%、うち全壊棟数は7,033棟と甚大な被害が想定されています。

また、増毛山地東縁断層帯（45\_2）の地震の冬の場合においても、地震の揺れによる全半壊棟数は3,964棟で全半壊率は21.6%、うち全壊棟数は1,413棟となっています。

表 2-5 震度が最大となる地震に係る被害想定（全体棟数 18,390 棟）

想定地震	モデル	最大震度	最大震度階級	想定時期	全半壊棟数			全半壊率 (%)
					(棟)	全壊棟数	半壊棟数	
沼田-砂川付近の断層帯	30_4	7.214	7	冬	10,319	7,033	3,286	56.1%
				冬以外	7,722	4,554	3,168	42.0%
増毛山地東縁断層帯	45_2	6.499	6強	冬	3,964	1,413	2,551	21.6%
				冬以外	2,092	591	1,501	11.4%

### 参考：昭和 56 年以前と昭和 57 年以降の建築区分について（耐震基準について）

現在の耐震基準の原型は昭和56年6月1日に施行された改正建築基準法によるもので、それ以前の耐震基準が「旧耐震基準」、それ以降は「新耐震基準」と呼ばれています。

- ・旧耐震基準 「震度5程度の地震で倒壊しない建物であること」
- ・新耐震基準 「中規模の地震（震度5強程度）に対しては、ほとんど損傷を生じず、極めて稀にしか発生しない大規模の地震（震度6強から震度7程度）に対しては、人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないこと」

中規模の地震に対しては、倒壊だけでなく損傷を防ぐ、また大規模の地震に対しても、倒壊を防ぐという点が大きく変更になりました。

※上記の建築基準法の改正により、本計画において、

昭和56年5月31日以前を「昭和（S）56年以前（旧耐震基準）」

昭和56年6月1日以降を「昭和（S）57年以降（新耐震基準）」

という表現で示しています。

(2) 想定地震別被害想定

① 沼田-砂川付近の断層帯 (30\_4) の揺れによる建築物被害想定

(P8表 2-2 断層モデル 16)

図 2-5 沼田-砂川付近の断層帯 (30\_4) の揺れによる危険度マップ (建築物被害分布図) 全半壊棟数 (冬の場合)

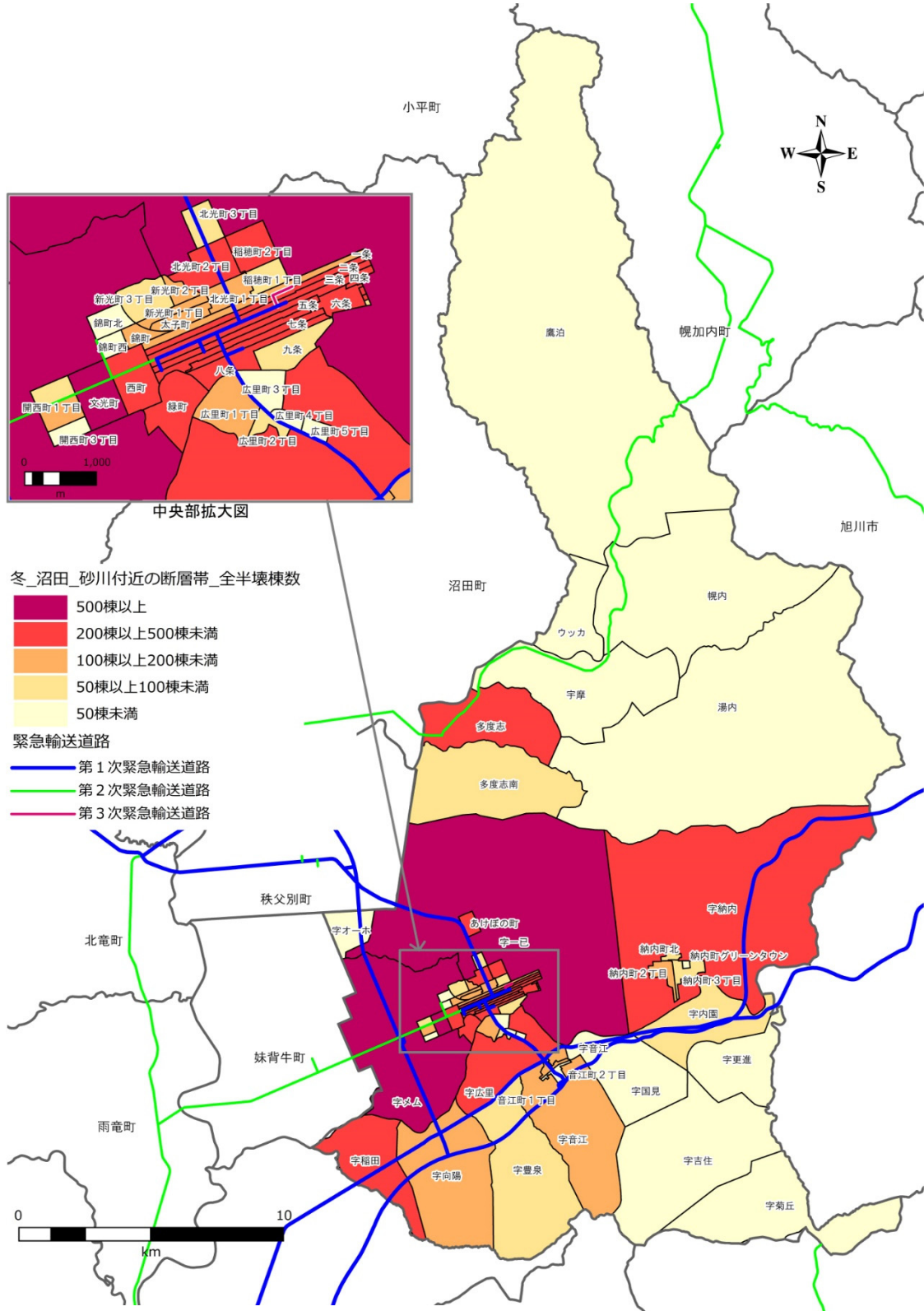


図 2-6 沼田-砂川付近の断層帯 (30\_4) の揺れによる危険度マップ (建築物被害分布図) 全半壊率 (冬の場合)

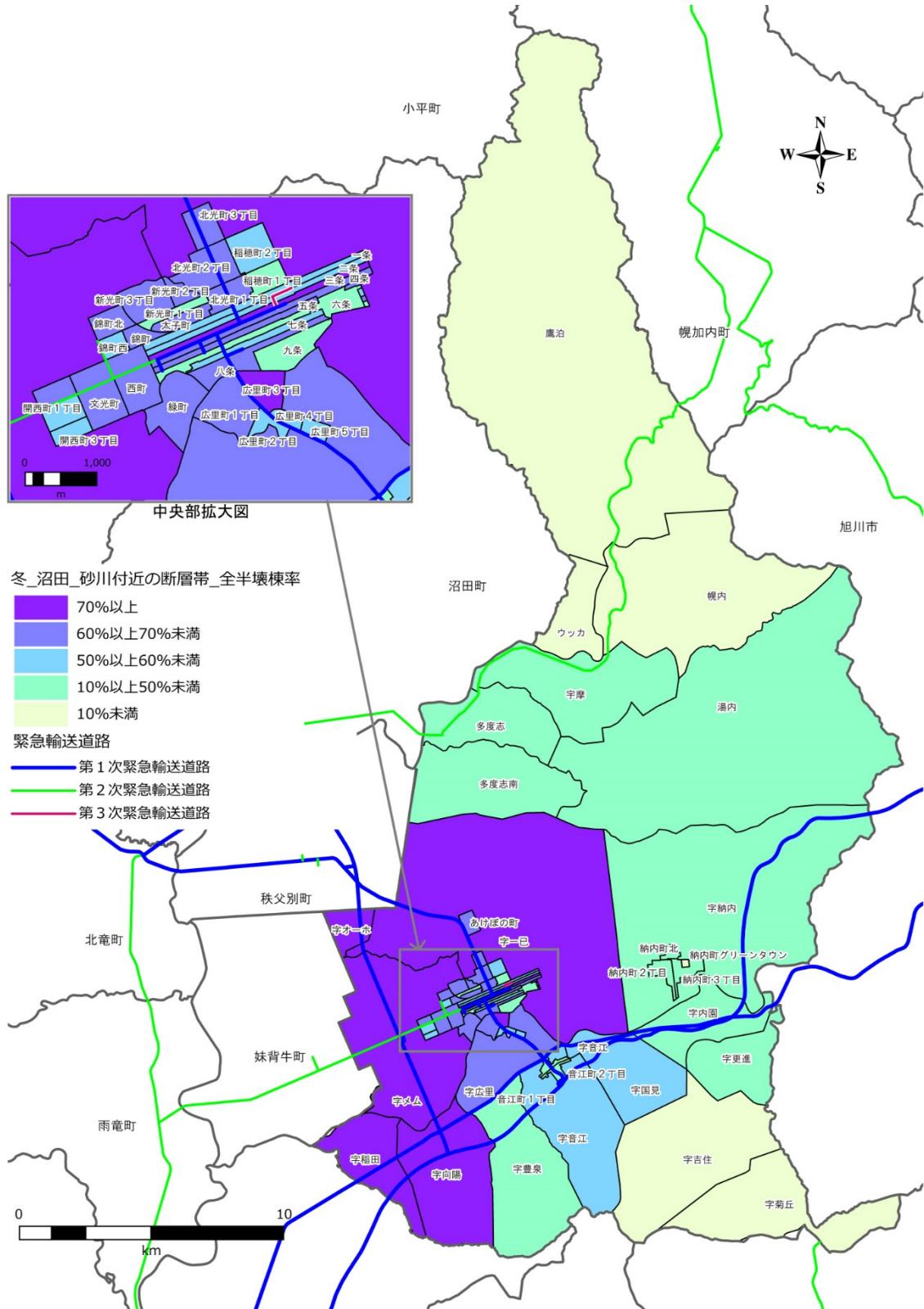


表 2-6 沼田-砂川付近の断層帯 (30\_4) の揺れによる被害想定 (冬の場合)

	地区名	面積 (km2)	建築物数 (棟)	全半壊棟数 (棟)	全半壊棟数		全半壊率 (%)
					全壊棟数	半壊棟数	
1	一条	0.3	309	185	123	62	59.8%
2	二条	0.3	490	282	190	92	57.5%
3	三条	0.3	486	341	257	84	70.1%
4	四条	0.3	488	315	225	90	64.6%
5	五条	0.2	413	265	189	76	64.1%
6	六条	0.4	422	208	128	80	49.4%
7	七条	0.2	385	207	129	78	53.8%
8	八条	0.4	370	233	165	68	63.0%
9	九条	0.4	178	78	42	35	43.6%
10	緑町	0.5	441	296	218	78	67.2%
11	西町	0.5	669	443	326	117	66.2%
12	文光町	0.5	826	525	369	156	63.6%
13	錦町	0.1	222	152	113	39	68.6%
14	錦町西	0.1	35	19	12	7	54.3%
15	錦町北	0.2	68	45	32	13	66.1%
16	太子町	0.2	196	128	91	37	65.4%
17	新光町1丁目	0.1	216	104	62	41	48.0%
18	新光町2丁目	0.1	168	116	88	28	69.2%
19	新光町3丁目	0.3	134	88	63	25	65.6%
20	開西町1丁目	0.2	91	57	39	18	62.2%
21	開西町2丁目	0.2	231	135	89	46	58.4%
22	開西町3丁目	0.1	13	7	4	3	52.5%
23	字メム	22.1	978	693	526	167	70.8%
24	字オーホ	2.2	33	26	21	5	78.2%
25	あけぼの町	0.5	584	404	300	105	69.2%
26	北光町1丁目	0.2	288	173	117	55	60.0%
27	北光町2丁目	0.4	649	422	302	121	65.1%
28	北光町3丁目	0.2	96	63	45	18	65.5%
29	稲穂町1丁目	0.2	136	65	36	29	47.8%
30	稲穂町2丁目	0.3	409	214	126	88	52.3%
31	字一己	55.3	1,667	1227	962	266	73.6%
32	納内町北	0.3	249	99	49	50	39.6%
33	納内町2丁目	0.7	416	168	83	85	40.3%
34	納内町3丁目	0.8	277	86	34	52	31.0%
35	納内町グリーンタウン	0.1	182	5	1	4	2.7%
36	字納内	50.5	838	414	216	198	49.4%
37	字菊丘	15.1	90	7	1	7	8.3%
38	字吉住	22.0	108	10	1	9	9.3%
39	字国見	9.3	74	44	28	16	59.6%
40	字更進	7.3	136	14	2	11	10.1%
41	音江町1丁目	0.3	385	160	87	73	41.5%
42	音江町2丁目	0.3	161	20	4	16	12.6%
43	字音江	14.2	293	157	99	58	53.6%
44	広里町1丁目	0.5	305	193	137	56	63.2%
45	広里町2丁目	0.1	160	92	59	32	57.2%
46	広里町3丁目	0.3	66	49	38	11	73.8%
47	広里町4丁目	0.1	79	47	32	15	59.8%
48	広里町5丁目	0.1	82	47	31	17	57.9%
49	字広里	7.2	519	349	257	93	67.3%
50	字豊泉	15.7	287	64	18	46	22.4%
51	字向陽	14.8	221	158	119	39	71.6%
52	字稲田	7.8	294	217	170	48	73.9%
53	字内園	7.9	213	85	41	44	39.8%
54	多度志	10.0	516	203	95	108	39.3%
55	多度志南	15.1	111	55	30	26	49.9%
56	湯内	71.6	105	19	5	15	18.1%
57	宇摩	17.0	125	24	6	17	19.0%
58	ウツカ	5.9	69	5	1	4	7.1%
59	幌内	31.6	164	9	1	8	5.8%
60	鷹泊	115.2	174	3	0	3	2.0%
	市全体	528.9	18,390	10,319	7,033	3,286	56.1%

※ 各地区の数値は計算結果を四捨五入した値を示しているため、市全体の数値が合わない場合があります。

表 2-7 沼田-砂川付近の断層帯 (30\_4) の揺れによる被害想定 (冬以外)

	地区名	面積 (km2)	建築物数 (棟)	全半壊棟数 (棟)		全半壊率 (%)	
				全壊棟数	半壊棟数		
1	一条	0.3	309	139	78	61	44.9%
2	二条	0.3	490	204	115	89	41.7%
3	三条	0.3	486	274	179	96	56.4%
4	四条	0.3	488	245	149	95	50.2%
5	五条	0.2	413	196	118	78	47.5%
6	六条	0.4	422	141	71	70	33.4%
7	七条	0.2	385	136	66	70	35.4%
8	八条	0.4	370	171	103	67	46.1%
9	九条	0.4	178	49	22	28	27.7%
10	緑町	0.5	441	232	148	84	52.6%
11	西町	0.5	669	336	211	125	50.2%
12	文光町	0.5	826	400	241	159	48.4%
13	錦町	0.1	222	119	78	41	53.5%
14	錦町西	0.1	35	14	8	6	39.7%
15	錦町北	0.2	68	35	21	13	50.9%
16	太子町	0.2	196	98	59	39	50.1%
17	新光町1丁目	0.1	216	71	36	35	32.9%
18	新光町2丁目	0.1	168	91	58	33	54.1%
19	新光町3丁目	0.3	134	67	41	26	50.1%
20	開西町1丁目	0.2	91	44	26	18	48.8%
21	開西町2丁目	0.2	231	99	56	43	43.0%
22	開西町3丁目	0.1	13	5	2	2	38.0%
23	字メム	22.1	978	591	395	196	60.4%
24	字オーホ	2.2	33	22	16	7	67.7%
25	あけぼの町	0.5	584	323	205	118	55.3%
26	北光町1丁目	0.2	288	126	73	53	43.7%
27	北光町2丁目	0.4	649	316	193	123	48.7%
28	北光町3丁目	0.2	96	49	30	18	50.9%
29	稲穂町1丁目	0.2	136	43	20	23	31.7%
30	稲穂町2丁目	0.3	409	151	76	75	36.8%
31	字一己	55.3	1,667	1025	704	321	61.5%
32	納内町北	0.3	249	56	21	35	22.5%
33	納内町2丁目	0.7	416	98	36	62	23.5%
34	納内町3丁目	0.8	277	46	14	33	16.7%
35	納内町グリーンタウン	0.1	182	2	0	2	1.3%
36	字納内	50.5	838	265	105	160	31.6%
37	字菊丘	15.1	90	2	0	2	2.8%
38	字吉住	22.0	108	4	1	4	3.8%
39	字国見	9.3	74	29	15	14	39.0%
40	字更進	7.3	136	6	1	5	4.4%
41	音江町1丁目	0.3	385	103	45	58	26.7%
42	音江町2丁目	0.3	161	8	1	7	5.1%
43	字音江	14.2	293	111	57	55	38.1%
44	広里町1丁目	0.5	305	143	86	57	47.0%
45	広里町2丁目	0.1	160	69	38	31	43.1%
46	広里町3丁目	0.3	66	38	25	13	58.0%
47	広里町4丁目	0.1	79	37	21	16	47.3%
48	広里町5丁目	0.1	82	39	21	17	47.1%
49	字広里	7.2	519	284	179	105	54.7%
50	字豊泉	15.7	287	28	6	22	9.9%
51	字向陽	14.8	221	128	82	46	57.9%
52	字稲田	7.8	294	178	118	60	60.5%
53	字内園	7.9	213	54	20	34	25.3%
54	多度志	10.0	516	120	42	77	23.2%
55	多度志南	15.1	111	35	15	21	31.8%
56	湯内	71.6	105	8	1	6	7.2%
57	宇摩	17.0	125	11	2	9	9.0%
58	ウツカ	5.9	69	2	0	2	2.6%
59	幌内	31.6	164	3	0	3	2.0%
60	鷹泊	115.2	174	1	0	1	0.6%
	市全体	528.9	18,390	7,722	4,554	3,168	42.0%

※ 各地区の数値は計算結果を四捨五入した値を示しているため、市全体の数値が合わない場合があります。



②増毛山地東縁断層帯（45\_2）の揺れによる被害想定

（P8表 2-2 断層モデル 11）

図 2-7 増毛山地東縁断層帯（45\_2）の揺れによる危険度マップ（建築物被害分布図）  
全半壊棟数（冬の場合）

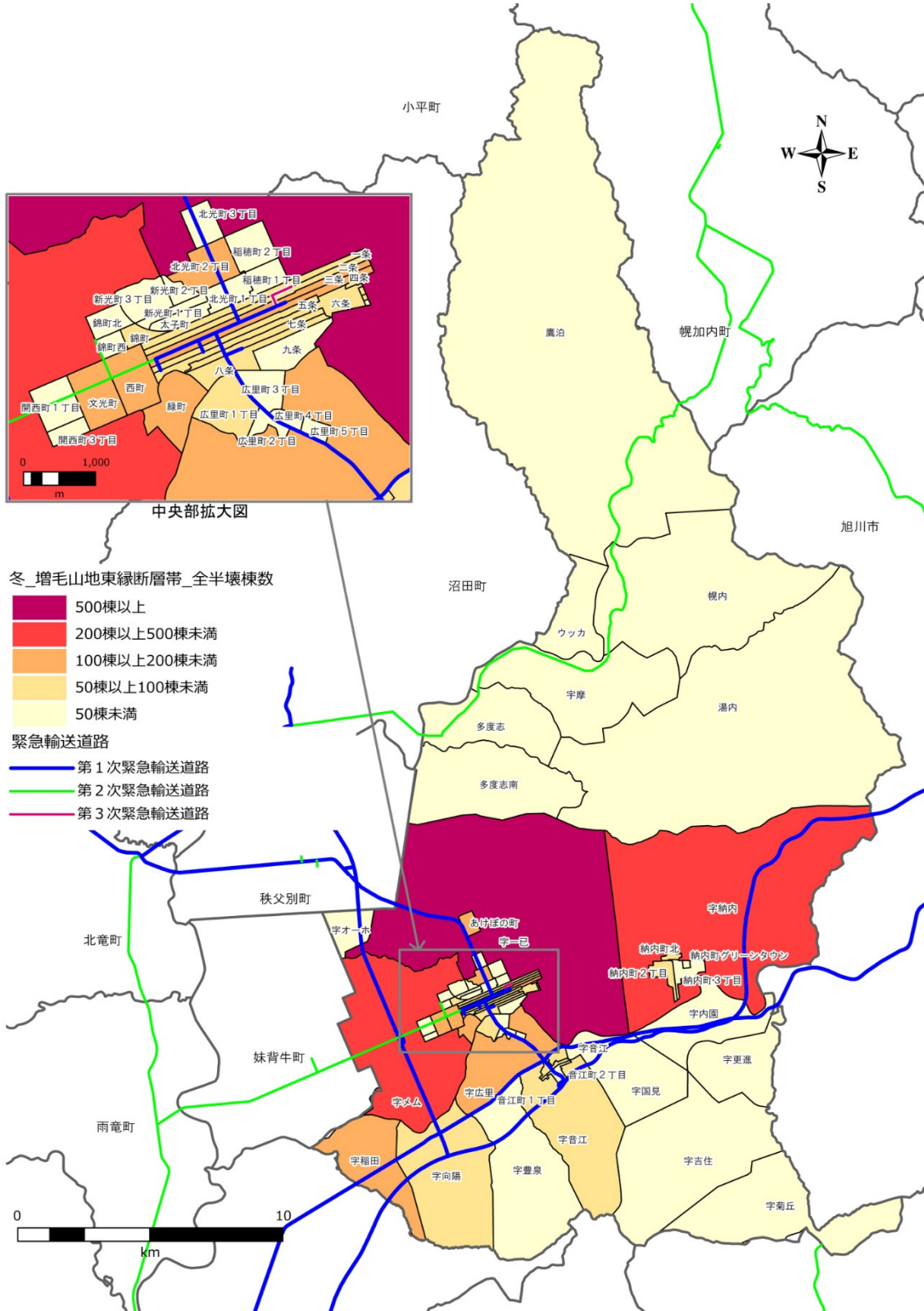




図 2-8 増毛山地東縁断層帯 (45\_2) の揺れによる危険度マップ (建築物被害分布図) 全半壊率 (冬の場合)

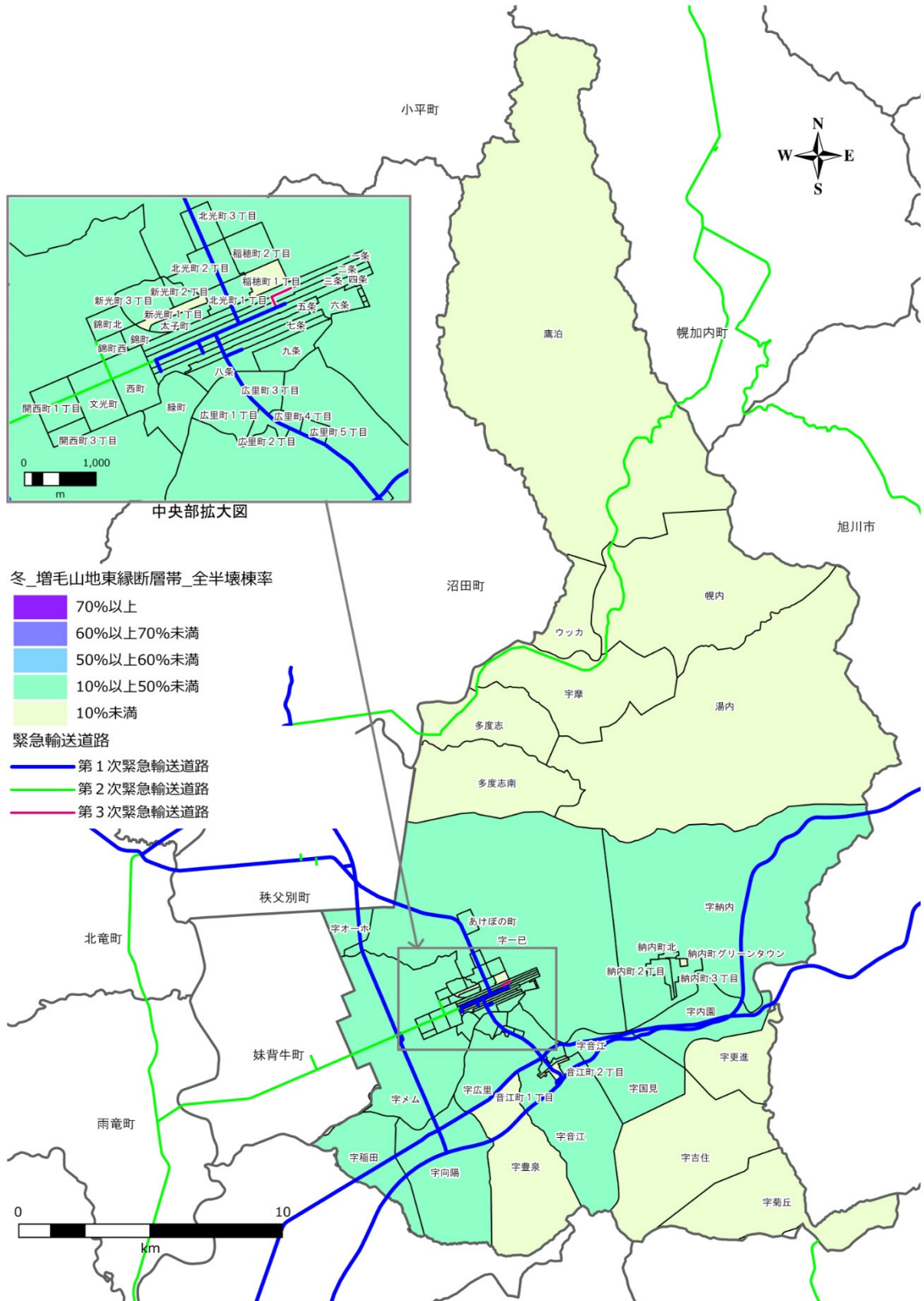


表 2-8 増毛山地東縁断層帯 (45\_2) の揺れによる被害想定 (冬の場合)

	地区名	面積 (km2)	建築物数 (棟)	全半壊棟数 (棟)	全半壊棟数		全半壊率 (%)
					全壊棟数	半壊棟数	
1	一条	0.3	309	59	19	40	19.0%
2	二条	0.3	490	70	17	54	14.3%
3	三条	0.3	486	130	46	84	26.8%
4	四条	0.3	488	116	40	76	23.9%
5	五条	0.2	413	94	33	62	22.8%
6	六条	0.4	422	71	22	49	16.8%
7	七条	0.2	385	62	16	46	16.0%
8	八条	0.4	370	76	27	49	20.6%
9	九条	0.4	178	20	6	15	11.4%
10	緑町	0.5	441	114	42	72	25.8%
11	西町	0.5	669	154	50	104	23.0%
12	文光町	0.5	826	173	58	115	21.0%
13	錦町	0.1	222	51	17	34	23.2%
14	錦町西	0.1	35	4	1	3	12.3%
15	錦町北	0.2	68	15	5	10	21.6%
16	太子町	0.2	196	36	10	26	18.2%
17	新光町 1 丁目	0.1	216	20	4	16	9.4%
18	新光町 2 丁目	0.1	168	35	11	25	21.1%
19	新光町 3 丁目	0.3	134	29	11	18	21.5%
20	開西町 1 丁目	0.2	91	17	6	11	18.2%
21	開西町 2 丁目	0.2	231	38	13	26	16.6%
22	開西町 3 丁目	0.1	13	2	0	1	11.9%
23	字メム	22.1	978	366	177	189	37.4%
24	字オーホ	2.2	33	14	7	7	42.3%
25	あけぼの町	0.5	584	138	45	93	23.7%
26	北光町 1 丁目	0.2	288	49	14	35	17.0%
27	北光町 2 丁目	0.4	649	123	39	84	19.0%
28	北光町 3 丁目	0.2	96	20	6	13	20.4%
29	稲穂町 1 丁目	0.2	136	12	3	9	9.1%
30	稲穂町 2 丁目	0.3	409	45	12	33	11.0%
31	字一己	55.3	1,667	597	264	333	35.8%
32	納内町北	0.3	249	51	13	38	20.3%
33	納内町 2 丁目	0.7	416	81	23	58	19.5%
34	納内町 3 丁目	0.8	277	39	9	30	14.0%
35	納内町グリーンタウン	0.1	182	1	0	1	0.7%
36	字納内	50.5	838	213	67	146	25.4%
37	字菊丘	15.1	90	1	0	1	0.8%
38	字吉住	22.0	108	1	0	1	1.4%
39	字国見	9.3	74	21	7	14	28.6%
40	字更進	7.3	136	3	0	3	2.3%
41	音江町 1 丁目	0.3	385	62	19	43	16.1%
42	音江町 2 丁目	0.3	161	4	0	3	2.3%
43	字音江	14.2	293	65	22	44	22.4%
44	広里町 1 丁目	0.5	305	74	28	46	24.1%
45	広里町 2 丁目	0.1	160	38	14	24	23.9%
46	広里町 3 丁目	0.3	66	23	8	14	34.4%
47	広里町 4 丁目	0.1	79	21	7	14	26.6%
48	広里町 5 丁目	0.1	82	20	7	13	24.8%
49	字広里	7.2	519	157	59	97	30.2%
50	字豊泉	15.7	287	14	1	12	4.8%
51	字向陽	14.8	221	77	30	47	34.6%
52	字稲田	7.8	294	123	54	69	41.7%
53	字内園	7.9	213	43	12	32	20.4%
54	多度志	10.0	516	47	8	39	9.1%
55	多度志南	15.1	111	11	2	9	9.8%
56	湯内	71.6	105	5	1	4	4.4%
57	宇摩	17.0	125	7	1	6	5.3%
58	ウツカ	5.9	69	3	0	2	3.7%
59	幌内	31.6	164	6	1	5	3.4%
60	鷹泊	115.2	174	4	0	4	2.6%
	市全体	528.9	18,390	3,964	1,413	2,551	21.6%

※ 各地区の数値は計算結果を四捨五入した値を示しているため、市全体の数値が合わない場合があります。

表 2-9 増毛山地東縁断層帯 (45\_2) の揺れによる被害想定 (冬以外)

	地区名	面積 (km2)	建築物数 (棟)	全半壊棟数 (棟)	全半壊棟数		全半壊率 (%)
					全壊棟数	半壊棟数	
1	一条	0.3	309	31	8	23	10.1%
2	二条	0.3	490	32	6	26	6.5%
3	三条	0.3	486	70	19	50	14.3%
4	四条	0.3	488	62	17	45	12.7%
5	五条	0.2	413	45	11	33	10.8%
6	六条	0.4	422	34	8	26	8.0%
7	七条	0.2	385	25	5	20	6.5%
8	八条	0.4	370	37	10	27	9.9%
9	九条	0.4	178	9	2	7	5.2%
10	緑町	0.5	441	60	17	44	13.7%
11	西町	0.5	669	74	18	56	11.1%
12	文光町	0.5	826	89	23	66	10.7%
13	錦町	0.1	222	27	7	20	12.0%
14	錦町西	0.1	35	2	0	2	6.2%
15	錦町北	0.2	68	7	2	5	10.9%
16	太子町	0.2	196	17	4	13	8.7%
17	新光町 1 丁目	0.1	216	10	2	8	4.5%
18	新光町 2 丁目	0.1	168	16	4	12	9.4%
19	新光町 3 丁目	0.3	134	14	4	10	10.5%
20	開西町 1 丁目	0.2	91	9	3	7	10.1%
21	開西町 2 丁目	0.2	231	20	5	15	8.6%
22	開西町 3 丁目	0.1	13	1	0	1	7.0%
23	字メム	22.1	978	232	88	145	23.8%
24	字オーホ	2.2	33	8	3	5	24.9%
25	あけぼの町	0.5	584	69	17	52	11.8%
26	北光町 1 丁目	0.2	288	24	5	18	8.2%
27	北光町 2 丁目	0.4	649	58	14	44	9.0%
28	北光町 3 丁目	0.2	96	10	3	8	10.8%
29	稲穂町 1 丁目	0.2	136	6	1	5	4.7%
30	稲穂町 2 丁目	0.3	409	26	6	20	6.4%
31	字一己	55.3	1,667	346	117	229	20.7%
32	納内町北	0.3	249	23	4	18	9.1%
33	納内町 2 丁目	0.7	416	37	8	28	8.8%
34	納内町 3 丁目	0.8	277	17	3	14	6.1%
35	納内町グリーンタウン	0.1	182	1	0	1	0.4%
36	字納内	50.5	838	106	26	80	12.6%
37	字菊丘	15.1	90	0	0	0	0.3%
38	字吉住	22.0	108	1	0	1	0.5%
39	字国見	9.3	74	10	3	7	13.4%
40	字更進	7.3	136	1	0	1	1.0%
41	音江町 1 丁目	0.3	385	31	7	23	8.0%
42	音江町 2 丁目	0.3	161	1	0	1	0.9%
43	字音江	14.2	293	34	9	25	11.5%
44	広里町 1 丁目	0.5	305	37	11	26	12.2%
45	広里町 2 丁目	0.1	160	23	7	16	14.3%
46	広里町 3 丁目	0.3	66	12	3	9	17.9%
47	広里町 4 丁目	0.1	79	13	4	9	16.2%
48	広里町 5 丁目	0.1	82	13	4	9	16.0%
49	字広里	7.2	519	89	26	63	17.2%
50	字豊泉	15.7	287	5	0	4	1.6%
51	字向陽	14.8	221	43	13	30	19.4%
52	字稲田	7.8	294	72	24	48	24.3%
53	字内園	7.9	213	23	5	18	10.8%
54	多度志	10.0	516	19	3	16	3.7%
55	多度志南	15.1	111	5	1	4	4.2%
56	湯内	71.6	105	1	0	1	1.4%
57	宇摩	17.0	125	3	0	2	2.2%
58	ウツカ	5.9	69	1	0	1	1.3%
59	幌内	31.6	164	2	0	2	1.2%
60	鷹泊	115.2	174	1	0	1	0.8%
	市全体	528.9	18,390	2,092	591	1,501	11.4%

※ 各地区の数値は計算結果を四捨五入した値を示しているため、市全体の数値が合わない場合があります。

### 第3章 住宅・建築物の耐震化の現状と目標

#### 1 住宅・建築物の耐震化の現状

##### (1) 住宅の耐震化の現状

深川市固定資産台帳に基づく住宅数は8,630棟であり、そのうち、新耐震基準である昭和57年以降建設が4,023棟（46.6%）、旧耐震基準である昭和56年以前建設が4,607棟（53.4%）となっています。

昭和56年以前建設の4,607棟についても一部は耐震性を有しており、木造戸建住宅924棟、その他の住宅675棟、合計1,599棟が耐震性を有するものと推計されます。

その結果、耐震性を有する住宅は5,622棟（4,023棟+1,599棟）で耐震化率は65.1%と推計されます。

平成20年度に策定された前回計画では、平成27年度までに住宅の耐震化率を90%とすることを目標としていました。

しかし、令和2年度現時点の耐震化率は65.1%となっているため、さらなる耐震化の促進が必要となります。

表 3-1 住宅の耐震化の現状

(単位：棟)

建築物の種類	総数 A=B+E	昭和56年以前の建築物			昭和57年以降の建築物 E	耐震性を有する建築物 F=C+E	耐震化率 G=F/A
		B=C+D	耐震性を有する建築物 <sup>※1</sup> C	耐震性が不十分な建築物 D			
木造戸建住宅	7,084	3,849	924	2,925	3,235	4,159	58.7%
その他の住宅 <sup>※2</sup>	1,546	758	675	83	788	1,463	94.6%
合計	8,630	4,607	1,599	3,008	4,023	5,622	65.1%

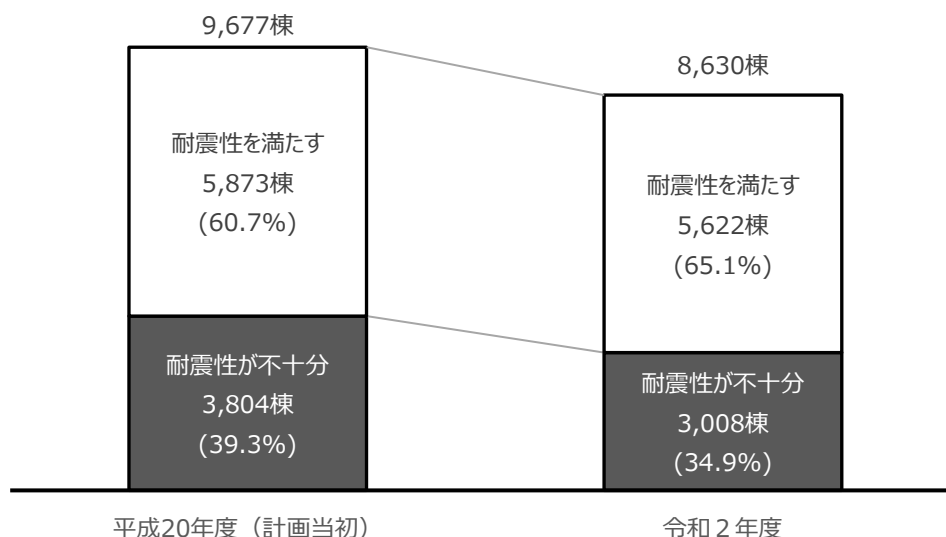
※1 昭和56年以前の建築戸数のうち耐震性能を有する住宅戸数の推計値：

北海道耐震改修促進計画（H28年5月改定）に基づく（木造戸建て約24%、その他の住宅約89%）

※2 その他の住宅：非木造戸建住宅、共同住宅、分譲マンション、店舗等との兼用住宅など

資料：深川市固定資産台帳（令和2年10月現在）

図 3-1 住宅の耐震化の状況（前回計画当初との比較）



(参考) 平成 20 年現在の住宅の耐震化の現状 (前回計画策定時) ※

(単位: 棟)

建築物の種類	総数 A=B+E	昭和 56 年以前の建築物		昭和 57 年以降の 建築物 E	耐震性を 有する 建築物 F=C+E	耐震化率 G=F/A
		B=C+D	耐震性を 有する 建築物 C			
木造戸建住宅	7,927	4,861	1,167	3,694	4,233	53.4%
その他の住宅	1,750	999	889	110	1,640	93.7%
合計	9,677	5,860	2,056	3,804	5,873	60.7%

※ 前回計画策定時 (平成 20 年) の住宅数 (9,677 棟) について、本計画と同一条件で再計算

## (2) 特定既存耐震不適格建築物・耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の現状

### ① 特定既存耐震不適格建築物の耐震化の現状

特定既存耐震不適格建築物は、耐震改修促進法第14条の第1号から3号までに分類（表3-2）され昭和56年以前の旧耐震基準で建てられた建築物です。

耐震改修促進法第15条第2項では、上記のうち地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定める規模以上のものについて、必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、該当建築物の所有者に対して必要な指示をすることができるかとされています。

耐震改修促進法に規定する特定既存耐震不適格建築物は28棟あり、多数利用建築物（1号）が20棟、危険物等貯蔵施設（2号）が1棟、避難路沿道建築物（3号）が7棟（うち3棟は多数利用建築物と重複）となっています。

そのうち、病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの等（要緊急安全確認大規模建築物）については、耐震改修促進法附則第3条で、耐震診断及び所管行政庁への報告が義務付けられています。

要緊急安全確認大規模建築物は、2棟あり、うち耐震性を有する建築物が1棟、耐震性が未確認もしくは不十分な建築物は1棟となっています。

なお、北海道耐震改修促進計画（令和3年4月）では、耐震改修促進法第5条第3項第2号の規定に基づき、避難路沿道建築物のうち耐震診断及び所管行政庁への報告が義務付けの対象となる要安全確認計画記載建築物<sup>\*</sup>を指定していません。

表 3-2 特定既存耐震不適格建築物の概要（耐震改修促進法第14条第1号～3号）

該当	区分	内容
1号	多数の者が利用する建築物 （以下、多数利用建築物）	学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの
2号	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物 （以下、危険物貯蔵等建築物）	火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
3号	地震時に通行を確保すべき沿道建築物 （以下、避難路沿道建築物）	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物であって、その敷地が都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接するもの

<sup>\*</sup>耐震改修促進法第7条では、都道府県耐震改修促進計画又は市町村耐震改修促進計画に記載された次の建築物を要安全確認計画記載建築物としています。

○都道府県又は市町村が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物・建物に附属するブロック塀等

※北海道耐震改修促進計画（令和3年4月）では、要安全確認計画記載建築物の指定無し

※深川市が指定する緊急輸送道路等は無し

○都道府県が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物

※後述 P32 参照

表 3-3 市内の特定既存耐震不適格建築物の棟数

(単位：棟)

建築物の種類	特定既存耐震不適格建築物 (法第 14 条) (昭和 56 年以前建設)		安全の向上が特に必要な建築物 (法第 15 条)		耐震診断義務付け対象建築物 (法附則第 3 条等)				
	耐震性を有する建築物	耐震性が不十分な建築物	耐震性を有する建築物	耐震性が不十分な建築物	耐震性を有する建築物	耐震性が不十分な建築物			
	多数利用建築物 (1号)	20	4	16	5	1	4	2	1
うち公共施設	7	4	3	2	1	1	2	1	1
うち民間施設	13	0	13	3	0	3	0	0	0
危険物貯蔵等建築物 (2号)	1	0	1	0	0	0	0	0	0
うち公共施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち民間施設	1	0	1	0	0	0	0	0	0
避難路沿道建築物 (3号)	7(3)	0	7(3)	7(1)	0	7(1)	-	-	-
うち公共施設	0	0	0	0	0	0	-	-	-
うち民間施設	7(3)	0	7(3)	7(1)	0	7(1)	-	-	-
合計	28(3)	4	24(3)	12(1)	1	11(1)	2	1	1

カッコ内：うち多数利用建築物重複数

資料：深川市調べ（令和 2 年 10 月現在）

表 3-4 耐震改修促進法第 14 条第 1 号に規定する多数利用建築物となる要件

用途		多数利用建築物 (法第 14 条)	安全性の向上が 特に必要な建築物 (法第 15 条)	耐震診断義務付け 対象建築物 (法附則第 3 条)
学校	小学校、中学校、中等教育学校の 前期課程若しくは特別支援学校	階数 2 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上 (屋内 運動場の面積を含 む。)	階数 2 以上かつ 1,500 m <sup>2</sup> 以上 (屋内 運動場の面積を含 む。)	階数 2 以上かつ 3,000 m <sup>2</sup> 以上 (屋内 運動場の面積を含 む。)
	上記以外の学校	階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上		
体育館 (一般公共の用に供されるもの)		階数 1 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 1 以上かつ 2,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 1 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これ らに類する運動施設		階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上
病院、診療所				
劇場、観覧場、映画館、演芸場				
集会所、公会堂				
展示場				
卸売市場				
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む 店舗				
ホテル、旅館				
賃貸住宅 (共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿				
事務所				
老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福 祉ホームその他これらに類するもの		階数 2 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 2 以上かつ 2,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 2 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者 福祉センターその他これらに類するもの				
幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所		階数 2 以上かつ 500 m <sup>2</sup> 以上	階数 2 以上か 750 m <sup>2</sup> 以上	階数 2 以上かつ 1,500 m <sup>2</sup> 以上
博物館、美術館、図書館		階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上
遊技場				
公衆浴場				
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、 ダンスホールその他これに類するもの				
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに 類するサービス業を営む店舗				
工場 (危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供す る建築物を除く)				
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場 を構成する建築物で、旅客の乗降又は待合いの 用に供するもの				
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又 は駐車のための施設				
保健所、税務署その他これらに類する公益上必 要な建築物				



表 3-5 耐震改修促進法第 14 条第 2 号に規定する危険物貯蔵等建築物の要件

危険物の種類	危険物の数量	安全性の向上が特に必要な建築物 (法第 15 条)	耐震診断義務付け対象建築物 (法附則第 3 条)
① 火薬類 (法律で規定) イ 火薬 ロ 爆薬 ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 ニ 銃用雷管 ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線 ヘ 導爆線又は導火線 ト 信号炎管若しくは信号火箭又は煙火 チ その他火薬を使用した火工品 その他爆薬を使用した火工品	10 t 5 t 50万個 500万個 5 万個 500km 2 t 10 t 5 t	階数 1 以上かつ 500 m <sup>2</sup> 以上	階数 1 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上 (敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る)
② 消防法第 2 条第 7 項に規定する危険物	危険物の規制に関する政令別表第三の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量		
③ 危険物の規制に関する政令別表第 4 備考第 6 号に規定する可燃性個体類	可燃性固体類30 t		
④ 危険物の規制に関する政令別表第 4 備考第 8 号に規定する可燃性液体類	可燃性液体類20m <sup>3</sup>		
⑤ マッチ	300マッチトン <sup>※</sup>		
⑥ 可燃性のガス (⑦及び⑧を除く)	2万m <sup>3</sup>		
⑦ 圧縮ガス	20万m <sup>3</sup>		
⑧ 液化ガス	2,000 t		
⑨ 毒物及び劇薬取締法第 2 条第 1 項に規定する毒物 (液体又は気体のものに限る)	20 t		
⑩ 毒物及び劇薬取締法第 2 条第 2 項に規定する劇物 (液体又は気体のものに限る)	200 t		

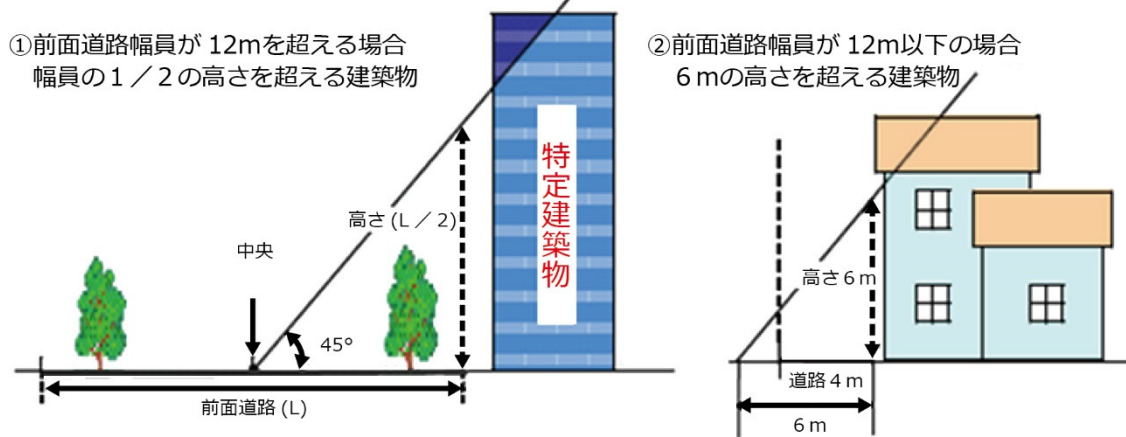
※マッチトン：マッチの計量単位で、1 マッチトンは、並型マッチ (56×36×17 mm) で 7,200 個

## 耐震改修促進法第 14 条第 3 号に規定する避難路沿道建築物の要件

避難路沿道建築物は、その高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、当該前面道路の幅員に応じ、それぞれ定める距離を加えたものを超える建築物としています。また、避難路沿道建築物に該当する建築物は、全て安全性の向上が特に必要な建築物（法第15条第2項）に該当します。

- ・幅員 12 m 以下の場合 6 m + 前面道路までの水平距離
- ・幅員 12 m を超える場合 前面道路の幅員の 2 分の 1 に相当する距離 + 前面道路までの水平距離

### 特定建築物となる建築物高さの考え方（避難路沿道建築物）



平成30年に、耐震改修促進法施行令の一部が改正され、避難路の沿道にある一定規模以上の既存耐震不適格のブロック塀等が、地震によって倒壊した場合に、その敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物に追加されました。

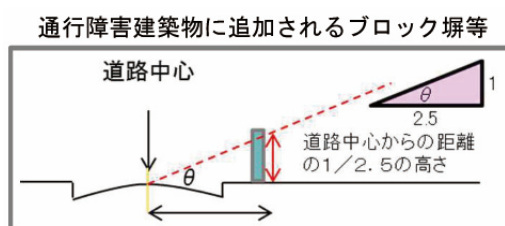
なお、市内には地震時に通行を確保すべき沿道に、耐震不適格に該当する規模のブロック塀等はありません。

### 既存耐震不適格のブロック塀等

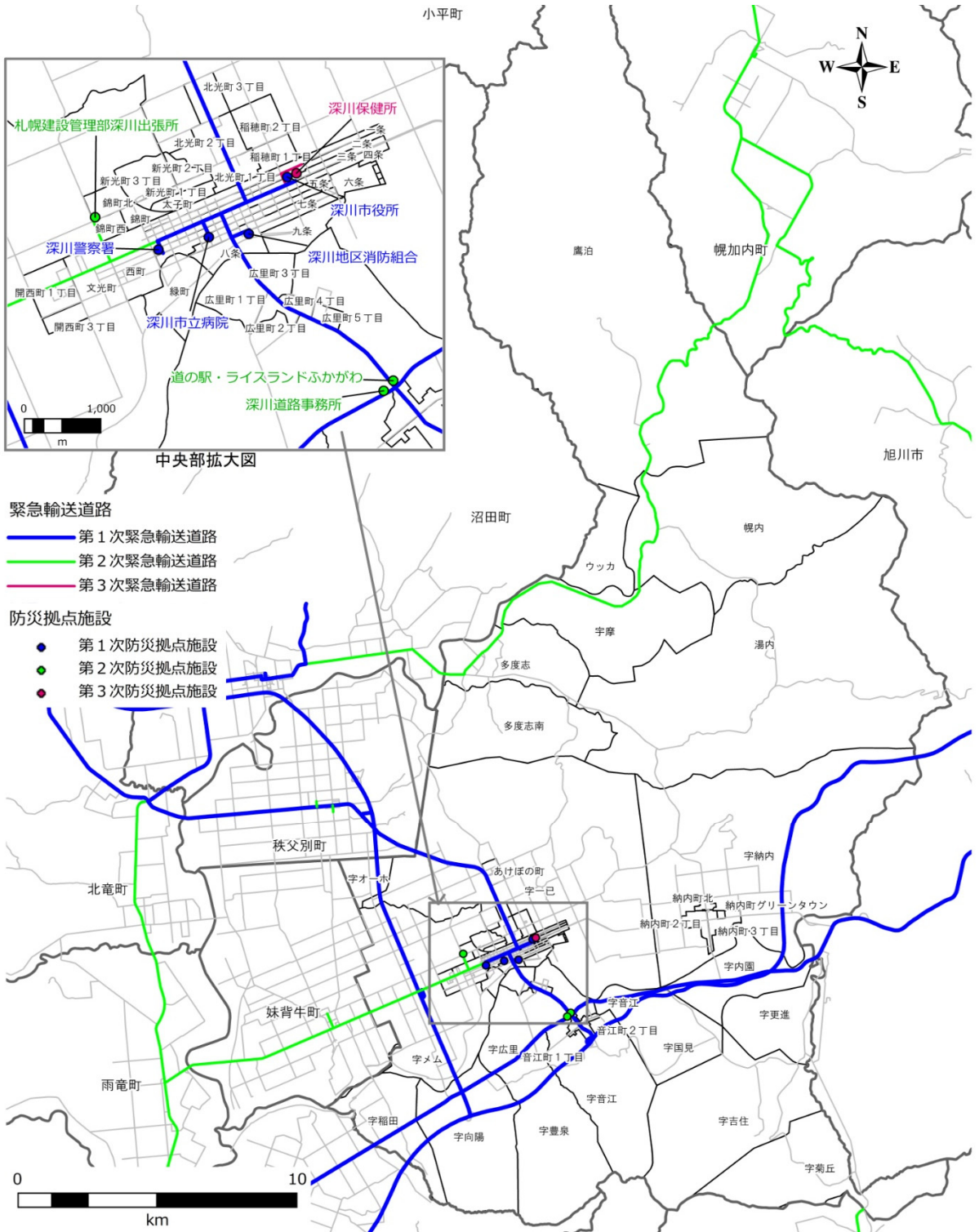
- ・前面道路に面する部分の長さが 25m<sup>※1</sup> を超え、かつ、その前面道路に面する部分のいずれかの高さが、当該部分から当該前面道路の境界線までの水平距離に当該前面道路の幅員の 2 分の 1 に相当する距離<sup>※2</sup> を加えた数値を 2.5 で除して得た数値を超えるブロック塀等

※1：地形、道路の構造その他の状況によりこの長さとするのが不適当である場合、8 m 以上 25m 未満の範囲において、都道府県知事又は市町村長が規則で定めることができる。

※2：地形、道路の構造その他の状況によりこの距離とするのが不適当である場合、2 m 以上(高さ  $2 \div 2.5 = 0.8\text{m}$  以上)の範囲において、都道府県知事又は市町村長が規則で定めることができる。



# 緊急輸送道路と防災拠点施設



- 第1次緊急輸送道路**  
道庁、地方中心都市及び重要港湾、空港、総合病院、自衛隊、警察、消防等を連絡する道路
- 第2次緊急輸送道路**  
第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、備蓄集積拠点、広域避難地等）を連絡する道路
- 第3次緊急輸送道路**  
第1次及び第2次緊急輸送道路とその他の防災拠点を連絡する道路

## ②耐震診断義務付け対象建築物（要緊急安全確認大規模建築物等）の耐震化の現状

耐震診断義務付け対象となる建築物（要緊急安全確認大規模建築物等）は、建築物耐震改修促進法附則第3条に規定する要緊急安全確認大規模建築物及び耐震改修促進法第7条に規定する要安全確認記載建築物であり、旧耐震基準の建築物が対象となります。

そのうち、要緊急安全確認大規模建築物は、北新小学校及び深川市役所の2棟であり、下表に示すとおりです。北新小学校については、改修工事により耐震化されています。

また、北新小学校については、指定避難所であることから、北海道耐震改修促進計画が指定する要安全確認記載建築物にも該当します。

以上から、耐震診断義務付け対象となる建築物の耐震化率は50.0%となっています。

表 3-6 耐震診断義務付け対象建築物（要緊急安全確認大規模建築物等）

分類	用途		施設名	建築年	階数	延床面積 (㎡)	耐震性	耐震化率
要緊急安全 確認大規模 建築物	公共	学校	北新小学校	S52	3	4,280	○	50.0%
		保健所、税務署その他 これらに類する公益上 必要な建築物	深川市役所	S41	3	5,381		
要安全確認 計画記載 建築物	要緊急安全確認大規模建築物のうち指定避難所		北新小学校	(上記と同様)				

※北海道耐震改修促進計画（令和3年4月）では、耐震改修促進法第5条第3項第1号の規定に基づく要安全確認計画記載建築物として次の建築物を指定しています。

- 耐震改修促進法附則第3条第1項に規定する要緊急安全確認大規模建築物のうち、災害対策基本法第2条に規定する地域防災計画において、地震が発生した場合における避難所として位置付けられているもの、又は位置付けられることが確実なもの
- また、地震発生時に避難所として活用することについて、市町村と要安全確認計画記載建築物として必要な協定を締結しているもの

### (3) 多数利用建築物

耐震改修促進法第14条第1号に規定する多数利用建築物は71棟あり、昭和56年以前「旧耐震基準」建築物が20棟、昭和57年以降の「新耐震基準」建築物が51棟となっています。また、このうち法第15条に規定する安全性の向上が特に必要な建築物は25棟、法附則第3条に規定する耐震診断義務付け対象建築物は14棟が該当します。

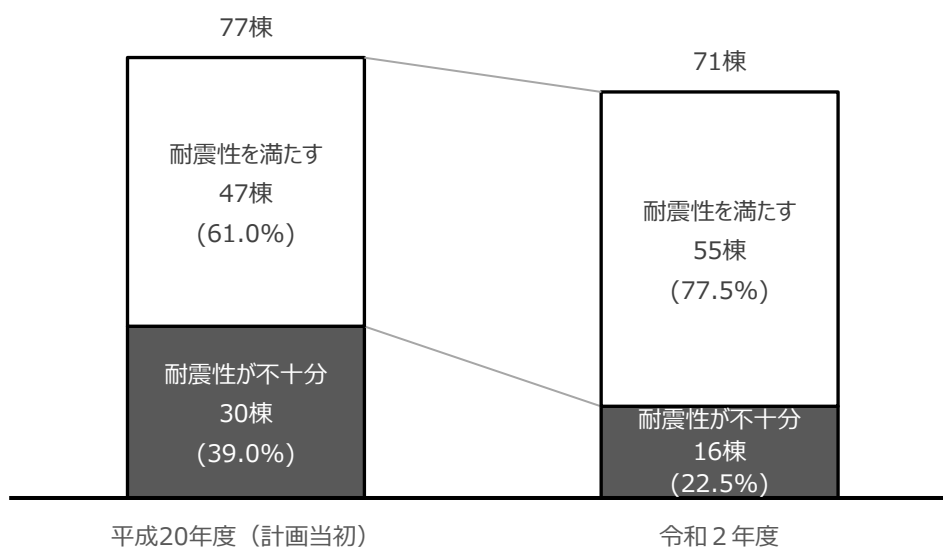
平成20年度に策定した前計画では、平成27年度までに多数利用建築物の耐震化率を90%とすることを目標としていましたが、令和2年度現在の多数利用建築物の耐震化率は77.5%であり、前回計画策定時の耐震化率61.0%から約16ポイント増加したものの、さらなる耐震化が必要となっています。

表 3-7 多数利用建築物の耐震化の状況 (単位：棟)

建築物の種類	総数 A=B+E	昭和56年以前の建築物		昭和57年以降の建築物 E	耐震性を有する建築物 F=C+E	耐震化率 G=F/A
		耐震性を有する建築物 B=C+D C	耐震性が不十分な建築物 D			
多数利用建築物 (法第14条)	71	20	4	16	51	77.5%
公共施設	39	7	4	3	32	92.3%
民間施設	32	13	0	13	19	59.4%
安全性の向上が特に必要な建築物 (法第15条)	25	5	1	4	20	84.0%
公共施設	17	2	1	1	15	94.1%
民間施設	8	3	0	3	5	62.5%
耐震診断義務付け対象建築物 (法附則第3条)	14	2	1	1	12	92.9%
公共施設	11	2	1	1	9	90.9%
民間施設	3	0	0	0	3	100.0%

資料：深川市調べ（令和2年10月現在）

図 3-2 多数利用建築物の耐震化の状況（前回計画策定当初との比較）



### ①民間建築物

令和2年10月末現在の民間多数利用建築物は32棟あり、耐震化率は59.4%と推計されます。用途別では、「集会場、公会堂」、「ホテル、旅館」及び「老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの」の耐震化率が100%であり一方で、「事務所」の耐震化率は0.0%、「百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗」の耐震化率は33.3%にとどまっています。

表 3-8 多数利用建築物の耐震化状況（法第14条）

（単位：棟）

建築物の種類	総数 A=B+E	昭和56年以前の建築物		昭和57年以降の建築物 E	耐震性を有する建築物 F=C+E	耐震化率 G=F/A
		B=C+D	耐震性を有する建築物 C			
学校	2	1	0	1	1	50.0%
病院、診療所	4	2	0	2	2	50.0%
集会場、公会堂	2	0	0	2	2	100.0%
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	3	2	0	2	1	33.3%
ホテル、旅館	1	0	0	1	1	100.0%
賃貸住宅、寄宿舎、下宿	14	5	0	5	9	64.3%
事務所	3	3	0	3	0	0.0%
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	3	0	0	3	3	100.0%
合計	32	13	0	13	19	59.4%

資料：深川市調べ（令和2年10月現在）

表 3-9 安全性の向上が特に必要な建築物の耐震化状況（法第15条）

（単位：棟）

建築物の種類	総数 A=B+E	昭和56年以前の建築物		昭和57年以降の建築物 E	耐震性を有する建築物 F=C+E	耐震化率 G=F/A
		B=C+D	耐震性を有する建築物 C			
病院、診療所	3	1	0	1	2	66.7%
集会場、公会堂	1	0	0	1	1	100.0%
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	3	2	0	2	1	33.3%
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	1	0	0	1	1	100.0%
合計	8	3	0	3	5	62.5%

表 3-10 耐震診断義務付け対象建築物の耐震化状況（法附則第3条）

（単位：棟）

建築物の種類	総数 A=B+E	昭和56年以前の建築物		昭和57年以降の建築物 E	耐震性を有する建築物 F=C+E	耐震化率 G=F/A
		B=C+D	耐震性を有する建築物 C			
病院、診療所	2	0	0	2	2	100.0%
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	1	0	0	1	1	100.0%
合計	3	0	0	3	3	100.0%

## ②市有建築物

令和2年10月末現在の市有多数利用建築物は39棟あり、耐震化率は92.3%と推計されます。用途別では、「学校」、「集会場、公会堂」、「保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物」などに耐震性が未確認もしくは不十分な建築物があります。

耐震診断義務付け対象建築物のうち、旧耐震基準で要緊急安全確認大規模建築物に該当する建築物は、北新小学校及び深川市役所の2棟であり、北新小学校は改修工事により耐震化されております。

表 3-11 多数利用建築物の耐震化状況（法第14条）

（単位：棟）

建築物の種類	総数 A=B+E	昭和56年以前の建築物		昭和57年以降の建築物 E	耐震性を有する建築物 F=C+E	耐震化率 G=F/A
		B=C+D	耐震性を有する建築物 C			
学校	9	2	1	1	7	88.9%
体育館	1	0	0	0	1	100.0%
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	1	0	0	0	1	100.0%
病院、診療所	1	0	0	0	1	100.0%
集会場、公会堂	2	1	0	1	1	50.0%
賃貸住宅、寄宿舎、下宿	17	2	2	0	15	100.0%
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	1	0	0	0	1	100.0%
幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所	1	0	0	0	1	100.0%
博物館、美術館、図書館	1	0	0	0	1	100.0%
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	2	1	0	1	1	50.0%
その他	3	1	1	0	2	100.0%
合計	39	7	4	3	32	92.3%

資料：深川市調べ（令和2年10月現在）

表 3-12 安全性の向上が特に必要な建築物の耐震化状況（法第15条）

（単位：棟）

建築物の種類	総数 A=B+E	昭和56年以前の建築物		昭和57年以降の建築物 E	耐震性を有する建築物 F=C+E	耐震化率 G=F/A
		B=C+D	耐震性を有する建築物 C			
学校	8	1	1	0	7	100.0%
体育館	1	0	0	0	1	100.0%
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	1	0	0	0	1	100.0%
病院、診療所	1	0	0	0	1	100.0%
集会場、公会堂	1	0	0	0	1	100.0%
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	1	0	0	0	1	100.0%
幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所	1	0	0	0	1	100.0%
博物館、美術館、図書館	1	0	0	0	1	100.0%
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	2	1	0	1	1	50.0%
合計	17	2	1	1	15	94.1%

表 3-13 耐震診断義務付け対象建築物の耐震化状況（法附則第 3 条）（単位：棟）

建築物の種類	総数 A=B+E	昭和 56 年以前の建築物 要緊急安全確認大規模建築物		昭和 57 年以降の 建築物 E	耐震性を 有する 建築物 F=C+E	耐震化率 G=F/A
		耐震性を 有する 建築物 C	耐震性が 不十分な 建築物 D			
学校	8	1	1	0	7	100.0%
体育館	1	0	0	0	1	100.0%
病院、診療所	1	0	0	0	1	100.0%
保健所、税務署その他これらに類する 公益上必要な建築物	1	1	0	1	0	0.0%
合計	11	2	1	1	9	90.9%

表 3-14 市が所有する多数利用建築物一覧表（★：要緊急安全確認大規模建築物）

番号	名称	新耐震基準	番号	名称	新耐震基準
1	深川小学校	○	21	市営住宅あけぼの 4	○
2	一已小学校	○※1	22	市営住宅あけぼの 5	○
3	北新小学校 ★	○※2	23	市営住宅あけぼの 6	○
4	納内小学校	○	24	市営住宅あけぼの 7	○
5	音江小学校	○	25	市営住宅幸町 A	○
6	多度志小学校	○	26	市営住宅幸町 B	○
7	深川中学校	○	27	市営住宅幸町 C	○
8	一已中学校	○	28	市営住宅芙蓉 C	○
9	高等看護学院		29	市営住宅芙蓉 D	○
10	総合体育館（武道場含む）	○	30	市営住宅蓬莱	○
11	温水プール	○	31	医師住宅	○
12	市立病院	○	32	健康福祉センター	○
13	経済センター	○	33	新中央保育園	○
14	中央公民館		34	生きがい文化センター （図書館含む）	○
15	市営住宅緑町西 A-1	○※3	35	深川市役所 ★	
16	市営住宅緑町西 B	○	36	消防総合庁舎	○
17	市営住宅緑町西 C	○※3	37	浄化センター（管理棟）	○※2
18	市営住宅あけぼの 1	○	38	バイオガス施設	○
19	市営住宅あけぼの 2	○	39	音江浄化センター（管理棟）	○
20	市営住宅あけぼの 3	○			

※1 校舎のみ新耐震基準（屋内体育館は耐震改修済）

※2 耐震改修済

※3 耐震性有



#### (4) 危険物貯蔵等建築物

耐震改修促進法第14条第2号に該当する危険物貯蔵等建築物の総数は3棟です。そのうち1棟が昭和56年以前の建築物であり、耐震化率は66.7%となっています。

なお、これはすべて民間建築物のみが該当し、市有建築物については該当する建築物はありません。また、耐震改修促進法附則第3条に該当する耐震診断義務付け対象建築物はありません。

表 3-15 危険物貯蔵等建築物の耐震化の状況 (単位：棟)

建築物の種類	総数 A=B+E	昭和56年以前の建築物		昭和57年以降の建築物 E	耐震性を有する建築物 F=C+E	耐震化率 G=F/A
		B=C+D	耐震性を有する建築物 C			
危険物貯蔵等建築物 (法第14条)	3	1	0	1	2	66.7%
安全の向上が特に必要な建築物 (法第15条)	2	0	0	0	2	100.0%
耐震診断義務付け対象建築物 (法附則第3条)	0	0	0	0	0	-

資料：深川市調べ（令和2年10月現在）

#### (5) 避難路沿道建築物

耐震改修促進法第14条第3号では、地震によって倒壊した場合にその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物のうち、その敷地が地震時に通行を確保すべき道路（緊急輸送道路）に接する建築物の所有者に対して、耐震診断と必要な耐震改修の努力義務を課しており、耐震改修促進法第15条第2項では、上記のうち地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして、必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、該当建築物の所有者に対して必要な指示をすることができるとされています。

北海道が指定する緊急輸送道路を閉塞させるおそれのある高さを有する避難路沿道建築物は、市内に7棟あり、7棟全てが昭和56年以前に建築されたものとなっています。そのうち、3棟が多数利用建築物と重複しています。

表 3-16 避難路沿道建築物建築物の現状 (単位：棟)

道路区分	総数 A=B+E	昭和56年以前の建築物		昭和57年以降の建築物 E	耐震性を有する建築物 F=C+E	耐震化率 G=F/A
		B=C+D	耐震性を有する建築物 C			
第1次緊急輸送道路	6(3)	6(3)	0	6(3)	0	0.0%
第2次緊急輸送道路	1	1	0	1	0	0.0%

カッコ内：うち多数利用建築物重複数

資料：深川市調べ（令和2年10月現在）

## (6) 避難施設

深川市地域防災計画（平成26年度改定）においては、35の施設が指定避難所に指定されており、全ての施設で耐震性を有しています。

表 3-17 避難施設の耐震化の状況

(単位：棟)

総数 A=B+E	昭和 56 年以前の建築物			昭和 57 年以降の 建築物 E	耐震性を 有する 建築物 F=C+E	耐震化率 G=F/A
	B=C+D	耐震性を 有する 建築物 C	耐震性が 不十分な 建築物 D			
35	3	3	0	32	35	100.0%

表 3-18 避難施設一覧表

番号	施設名	新耐震基準	番号	施設名	新耐震基準
1	菊水コミュニティセンター	○	19	拓殖大学北海道研修所 (旧深川農業高等学校)	○
2	拓殖大学北海道短期大学★	○	20	新岩山会館	○
3	深川中学校★	○	21	入志別コミュニティセンター	○
4	文西コミュニティセンター	○	22	納内時計台プラザ	○
5	深川西高等学校	○	23	納内小学校★	○
6	生きがい文化センター★	○	24	内園コミュニティセンター	○
7	深川小学校★	○	25	吉住・更進コミュニティセンター	○
8	文化交流センター みらい	○	26	菊丘コミュニティセンター	○
9	経済センター★	○	27	音江広里交流館 エフパシオ (旧音江中学校)	○※1
10	深川東高等学校	○※1	28	音江小学校★	○
11	三和コミュニティセンター	○	29	音江公民館	○
12	一已小学校★	○※2	30	豊泉コミュニティセンター	○
13	一已公民館	○	31	ほっと館ふぁーむ	○
14	一已中学校★	○	32	稲田コミュニティセンター	○
15	総合福祉センター	○	33	多度志小学校★	○
16	総合体育館★	○	34	幌成コミュニティセンター	○
17	北新小学校★	○※1	35	リフレッシュプラザ鷹泊	○※3
18	あけぼのコミュニティセンター	○			

★：多数利用建築物と重複（道有施設除く）

※1 耐震改修済

※2 校舎のみ新耐震基準（屋内体育館は耐震改修済）

※3 体育館のみ新耐震基準

## 2 耐震化の目標設定

国の基本方針においては、令和2年度までに住宅及び多数利用建築物の耐震化率を95%にすることを目標とした上で、令和7年度までに耐震性が不十分な住宅及び耐震診断義務付け対象建築物について、それぞれおおむね解消することを目標としています（注）。

北海道耐震改修計画（令和3年4月）においては、道内の耐震化率の現況などを踏まえ、令和7年度までに、住宅については、耐震化率を少なくとも95%（令和12年度までにおおむね解消）にすることを目標としています。また、多数利用建築物、耐震診断義務付け対象建築物については、おおむね解消することを目標としています。

深川市においても、国や道の計画との整合性を図り、目標年度を令和7年度と計画期間である令和12年度に設けるとともに、住宅、多数利用建築物及び耐震診断義務付け対象建築物の目標は下表のとおり定め、耐震化の促進に取り組みます。

注：国土交通省が、耐震化率の今後の目標設定、達成状況を検証していくかなどのフォローアップのあり方について検討するために設置した「住宅・建築物の耐震化率のフォローアップのあり方に関する研究会」の取りまとめ（令和2年5月）で、住宅の耐震化率について「住宅の耐震化の目標については、（略）、現在設定されている目標を5年間スライドさせて設定（令和7年95%、令和12年耐震性を有しない住宅のおおむね解消）することとしてはどうか。」と示している。  
また、建築物についても「従来の目標での継続性に固執することなく、特に耐震化の重要性の高い耐震診断義務付け対象の建築物に重点化して、建築物の耐震化の目標を設定することが適当でないか」と示している。

表 3-19 耐震化率目標の設定

	区分	前計画 策定当初 (年)	現状 (年)	R7年度 目標	R12年度 目標
国	住宅	約79% (H20)	約87% (H30)	概ね解消	
	多数利用建築物	約80% (H20)	約89% (H30)	—	
	耐震診断義務付け対象建築物 <sup>※</sup>	—	約74% (R2)	概ね解消	
道	住宅	76.2% (H18)	90.6% (R2)	95%	概ね解消
	多数利用建築物	78.0% (H18)	93.7% (R2)	概ね解消	
	耐震診断義務付け対象建築物 <sup>※</sup>	—	80.7% (R2)	概ね解消	
深川市	住宅	60.7% (H20)	65.1% (R2)	95%	概ね解消
	多数利用建築物	61.0% (H20)	77.5% (R2)	概ね解消	概ね解消
	耐震診断義務付け対象建築物 <sup>※</sup> (要緊急安全確認大規模建築物等)	—	50.0% (R2)	概ね解消	概ね解消

※耐震診断義務付け対象建築物の現状及び目標は旧耐震基準建築物のみ対象であり、新耐震基準建築物は含まれない。

（参考）計画最終年次（平成27年・令和2年度）の耐震化率目標

	区分	H27年度	R2年度
国	住宅	90%	95%
	多数利用建築物	90%	95%
道	住宅	90%	95%
	多数利用建築物	90%	95%
深川市	住宅	90%	—
	多数利用建築物	90%	—

### (1) 住宅の耐震化の目標

深川市内の住宅は、令和7年度までに新築や建て替え等による自然更新により、約70%の耐震化率に達する見込みです。

なお、令和7年度までに住宅の耐震化率を95%にするためには、自然更新として行われる新築や建て替え等に加え、住宅2,074戸分の耐震改修が必要となります。

また、令和12年度までに耐震性不十分な住宅をおおむね解消するためには、令和7年度から更に409戸分の耐震改修が必要となります。

表 3-20 住宅の耐震化目標方針

(単位：棟)

	R2年度	自然増減 (R2⇒R7)	R7年度 [自然更新]	R7年度 耐震化 必要棟数	R7年度 [目標]	R12年度 耐震化 必要棟数
S56以前建設	4,607	-520 <sup>※1</sup>	4,087		4,087	
耐震性有り	1,599		1,599		1,599	
耐震改修実施		5 <sup>※2</sup>	5	<b>2,074</b>	2,079	<b>409</b>
耐震性不十分	3,008	-520 <sup>※1</sup>	2,483		409	
S57以降建設	4,023	85 <sup>※3</sup>	4,108		4,108	
合計	8,630	-435	8,195		8,195	
耐震性満たす	5,622		5,712		7,786	
耐震化率	<b>65.1%</b>		<b>70%</b>		<b>95%</b>	概ね解消

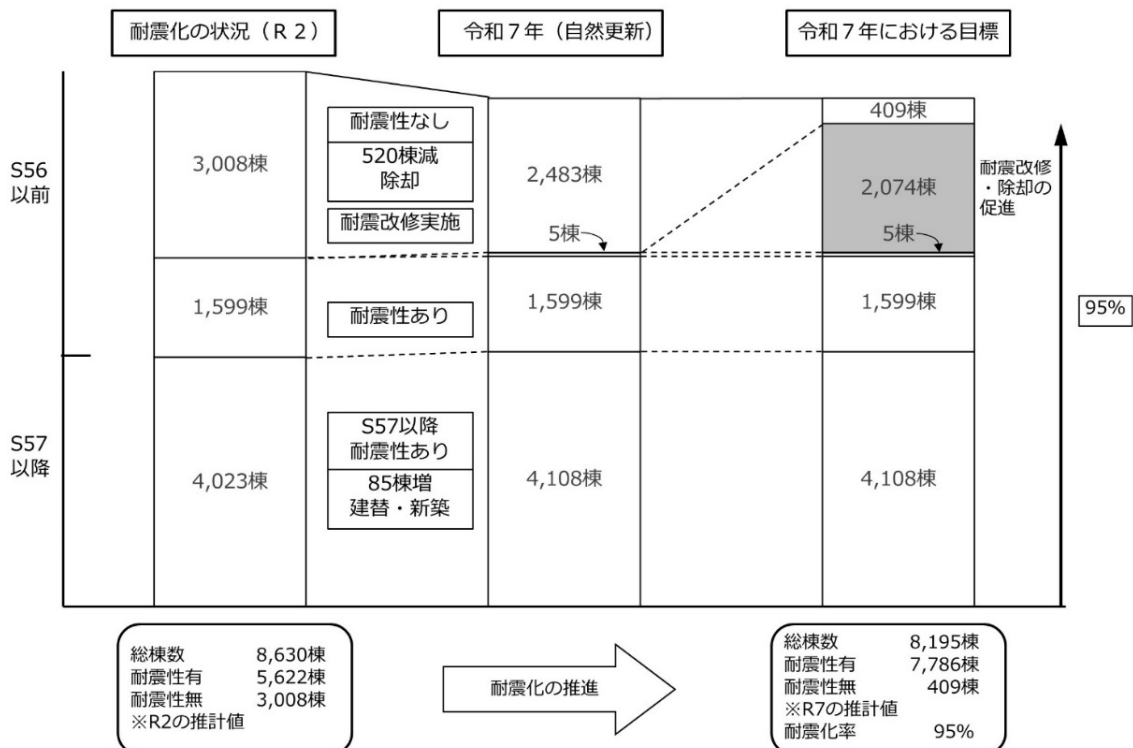
※1 除却：H20-R2の除却棟数平均104棟/年×5年、全て耐震性不十分住宅が除却されたと設定  
(H20固定資産台帳：S56以前5,860棟－R2固定資産台帳：S56以前4,607棟/12)

※2 耐震改修実施：H21-R1のまちなか居住推進事業（住宅助成事業）の耐震助成利用実績平均1棟/年×5年（実績計13件/11）

※3 建設：H20-R2の着工棟数平均17棟/年×5年

(H20固定資産台帳：S57以降3,817棟－R2固定資産台帳：S57以降4,023棟/12)

図 3-3 住宅の耐震化目標方針



## (2) 耐震診断義務付け対象建築物（要緊急安全確認大規模建築物等）の耐震化

耐震診断義務付け対象となる建築物（要緊急安全確認大規模建築物等）は、北新小学校及び深川市役所であり、そのうち耐震性が不十分である深川市役所については、令和3年度より改築予定のため、令和7年度までに解消される見込みです。

表 3-21 耐震診断義務付け対象建築物（要緊急安全確認大規模建築物等）の耐震化方針

分類	用途		施設名	建築年	階数	延床面積 (㎡)	耐震化方針
要緊急安全確認 大規模建築物※	公共	保健所、税務署その他これらに 類する公益上必要な建築物	深川市役所	S41	3	5,381	改築予定

※ 要緊急安全確認大規模建築物に該当する北新小学校は、改修工事により耐震化されています。

## (3) 多数利用建築物の耐震化の目標

### ① 民間建築物の耐震化の目標

平成21年3月に策定した当初計画においては、多数利用建築物について平成27年度末までに耐震化率90%以上とすることを目標としていました。

多数利用建築物のうち民間建築物の耐震化率は、59.4%であり、13棟について耐震診断または耐震改修による耐震化が必要となっています。

これらの対象施設については耐震化の促進に取り組み、令和7年度までに概ねの解消を目指します。

### ② 市有建築物の耐震化の目標

市有の公共建築物は、利用する多くの市民の安全はもとより、災害時には拠点施設としての機能の確保の観点からも、耐震性の確保が強く求められます。

多数利用建築物のうち耐震化が必要な市有建築物は、高等看護学院、中央公民館、深川市役所の3棟です。

高等看護学院については、令和2年度現在改築工事が始まり、深川市役所についても、令和3年度から改築予定のため、これら2施設については解消される見込みです。残りの施設についても、計画的に耐震化を推進します。

## 第4章 住宅・建築物の耐震化を促進するための施策

### 1 耐震化に関する基本的な取り組み方針

住宅や建築物の耐震化の促進のためには、その所有者が地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して耐震化に取り組むことが重要です。

具体的には、新耐震基準以前に建築された住宅及び特定既存耐震不適格建築物の所有者は、建築物の耐震性を確認するために耐震診断を実施し、その結果により耐震改修工事等耐震性の確保に努める必要があります。

本市は、こうした取り組みをできる限り支援するという観点から、所有者が耐震化に取り組みやすい環境づくりや負担軽減のための支援策の整備など、必要な施策を講じて耐震化を促進します。

### 2 耐震化促進に向けた建物所有者・建築関連事業者・深川市の役割

#### (1) 建物所有者の役割

住宅・建築物を耐震化することは、生命や生活基盤の保全だけでなく、隣接する建物への被害の未然防止及び、敷地に接する道路の通行確保にもつながることから、所有者は、地域の防災対策という意識を持って主体的に建築物の耐震化に取り組む必要があります。

特に、多数の市民が利用する建築物については、利用者の安全確保の観点からも、早期に対策を講じる必要があります。

#### (2) 建築関連事業者の役割

建築関連事業者は、住宅・建築物の耐震性・安全性など人命や財産に関わる大きな責任を負っていることを認識し、住宅・建築物の所有者や地域社会との信頼関係の構築を図り、地震に対する安全性を確保した良質なストック形成のための情報発信や技術力向上に努める必要があります。

#### (3) 深川市の役割

市民の安全・安心な生活環境を確保するため、北海道や建築関係団体との連携を図り、相談体制や情報提供など安心して耐震診断及び耐震改修がおこなえる環境整備、地震による住宅・建築物の安全性の向上に関する啓発及び技術や知識の情報提供などに努めます。

多くの市民が利用する市有建築物の耐震化については、これまでに小中学校の耐震化が完了し、引き続き残る市有建築物の耐震化について計画的に取り組めます。

### **3 耐震改修促進のための啓発や知識の普及**

市内の旧耐震基準建築物所有者に対して住宅耐震化を促すための直接的・間接的な取り組みや、市民に対して耐震化の必要性に係る普及・啓発を進めます。

#### **(1) 耐震化の必要性に係る普及・啓発**

住宅や建築物、ブロック塀等の地震防災対策に関する所有者への啓発、知識の普及を図るため、広報誌やホームページ、耐震改修支援センター（一般財団法人日本建築防災協会）発行のパンフレットなどを活用し、耐震診断や耐震改修に関する情報提供を積極的に行います。

#### **(2) 地震ハザードマップの作成・公表**

地震に関する情報をマップ化することは、市民の地震対策に関する意識の向上を図るとともに、地震発生時に迅速かつ確実に避難を行うために非常に有効なものとなります。

こうしたことから、大きな影響を及ぼすことが想定される地震の被害予測、避難施設等の防災情報を地図上に表した地震ハザードマップや耐震化に係る支援制度の内容が記載されたパンフレットを作成し、広報誌及びホームページで公表します。

#### **(3) リフォームにあわせた耐震改修の普及**

旧耐震基準で建築された戸建住宅は、令和3年現在で40年以上経過しており、外壁の断熱改修等のリフォームが多くなってきていることから、リフォーム工事に合わせて耐震改修の誘導を図ります。

また、北海道などが開催する住宅耐震セミナー等の講習会の情報提供を行うとともに耐震化の意識啓発を進めます。

## 4 耐震診断・改修促進のための環境整備

住宅等の所有者が耐震診断及び耐震改修を行うための環境整備として、相談体制の充実や市内耐震改修事業者等の技術力向上などを推進します。

### (1) 安心して相談できる環境の整備

建築住宅課に相談窓口を設け、耐震診断及び耐震改修の技術的手法や補助等の支援制度などについて、市民が耐震化に取り組むための相談体制の充実に努めます。

また、北海道では、木造及び鉄筋コンクリート造の既存建築物に係る耐震診断及び耐震改修を行う専門技術者講習の受講者登録名簿を公表しています。建物の所有者が安心して相談できる環境の整備を図るため、この名簿を活用し専門技術者の紹介などを行います。

### (2) 耐震化の普及に向けた技術者講習会の周知

市内の建築士及び施工業者が耐震化に関する技術的な相談に応じられるよう、北海道と連携して各種講習会への受講を奨励するとともに、耐震診断及び耐震改修の専門技術者登録への啓発に努めます。

また、本市においても関係機関との意見交換や技術研修を通して専門的知識を有する職員の育成を図ります。

### (3) 耐震性能のある住宅・建築物を取得しやすい環境づくり

昭和56年以前の中古住宅を取得する際には、新耐震基準を満たすことを証明した住宅について、住宅ローン減税等の税制特例措置が適用されることから、要件に関する情報発信を行う等、耐震性能を有する良質な中古住宅の市場形成に努めます。

### (4) 耐震化に関する地域の連携

地震防災対策では、「自らの地域は皆で守る」という共助の取り組みが重要です。地域の町内会等は災害時対応において重要な役割を果たすほか、平常時においても地震時の危険箇所の点検や耐震化の啓発活動を行うことが期待されております。

また、地域に密着した専門家や自主防災組織の育成、NPO法人との連携など幅広い取り組みが求められております。

このような取り組みに対して、関係所管と連携し各種情報の提供などにより支援していきます。



## 5 耐震診断・改修の促進を図るための支援・助成

### (1) 耐震診断・改修費用の助成

耐震改修を実施するには相応の費用負担を要することから、本市では、木造住宅における無料耐震診断及び耐震性能を有しない住宅に対する助成制度を設けています。

北海道では、更なる住宅の耐震化を図るため、「既存住宅耐震改修事業補助金制度」を拡充し、補助制度を設けている市町村に対して、耐震診断・設計及び耐震改修の補助を行っています。また、国においても、住宅耐震化に向けた積極的な取り組みを行う地方公共団体に対する「パッケージ支援（総合支援メニュー）」を設けて補助を行うこととしています。

本市においても、今後、北海道や国の補助制度を活用した耐震性能を有しない住宅に係る耐震改修助成の拡充や、耐震診断及び耐震設計助成について検討します。

また、民間の特定既存耐震不適格建築物の耐震化促進に向けて、該当建築物に対する耐震診断や耐震改修等の助成についても検討します。

### (2) 税制上の優遇制度

建築物の耐震化を促進するための施策として、平成18年度の税制改正により「住宅・建築物に係る耐震改修促進税制」が創設されました。

このうち一定の条件を満たして耐震改修を実施した住宅に対しては、所得税の控除や固定資産税の減額、住宅ローン減税といった税制上の優遇措置があることから、この措置に関する情報提供に努め、耐震化の促進を図ります。

## 6 市有特定既存耐震不適格建築物における耐震化

耐震診断及び耐震改修については、緊急度を基本とし、他事業との整合性や、総合計画、地域防災計画及び強靱化計画への位置づけなどに留意し、総合的な検討を加えて耐震化事業の優先度を判断し、耐震化を進めていきます。

## 7 地震時の総合的な建築物の安全対策の推進

### (1) 老朽空き家等の解体や老朽住宅建替えの促進

昭和56年以前に建てられ老朽化が進む空き家等については、解体や建替えを促進することにより、地震時の周辺環境への安全対策を図ります。

### (2) ブロック塀等の安全確保に関する情報発信

ブロック塀等の所有者等に対して、ブロック塀等の点検チェックポイントなど、ブロック塀等の安全確保に関する情報発信を行うとともに、耐震改修支援センターのパフレットを活用するなど、避難路や通学路沿道など道路沿道のブロック塀等の耐震性能の確保を促進します。

### (3) その他住宅・建築物の地震に備えた安全対策の推進

住宅・建築物の耐震化と合わせて、窓ガラス等の落下防止対策、大規模空間の天井の脱落防止対策、エレベーター内の閉じ込め防止対策、家具の転倒防止対策など、地震時の総合的な建築物の安全対策を推進します。

また、これらの被害を未然に防止するための必要な措置について、市民への情報提供を行っていきます。

## 第5章 その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

### 1 北海道（特定行政庁）との連携に関する事項

建築物の耐震化を促進するためには、耐震改修促進法の規定に基づく指導・助言、指示等を行うにあたり、所管行政庁相互の整合性を確保した上で、その内容、実施方法を定め、効果的な実施を図っていく必要があります。

また、北海道、市町村及び建築関係団体とは、「全道住宅建築物耐震改修促進会議」などを通じ、所管行政庁間で協議を行いながら連携して、建築基準法に基づく勧告・是正命令の具体的な取組方針等を定めるなど、住宅や建築物の地震に対する安全性の確保・向上を図るため、指導等を進めていくこととします。

### 2 その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

#### (1) 関係団体との連携

(一社)北海道建築士会、(一社)北海道建築士事務所協会、(一社)北海道建築技術協会など、道内の建築関係団体との連携を図り、建築物の耐震化に関する技術や知識の普及を図ります。

#### (2) その他

本計画は、適宜検証を行い、耐震化の進捗状況を確認します。

また、本計画を推進するに当たり、その他必要な事項は別途定めるものとします。



# 卷 末 資 料

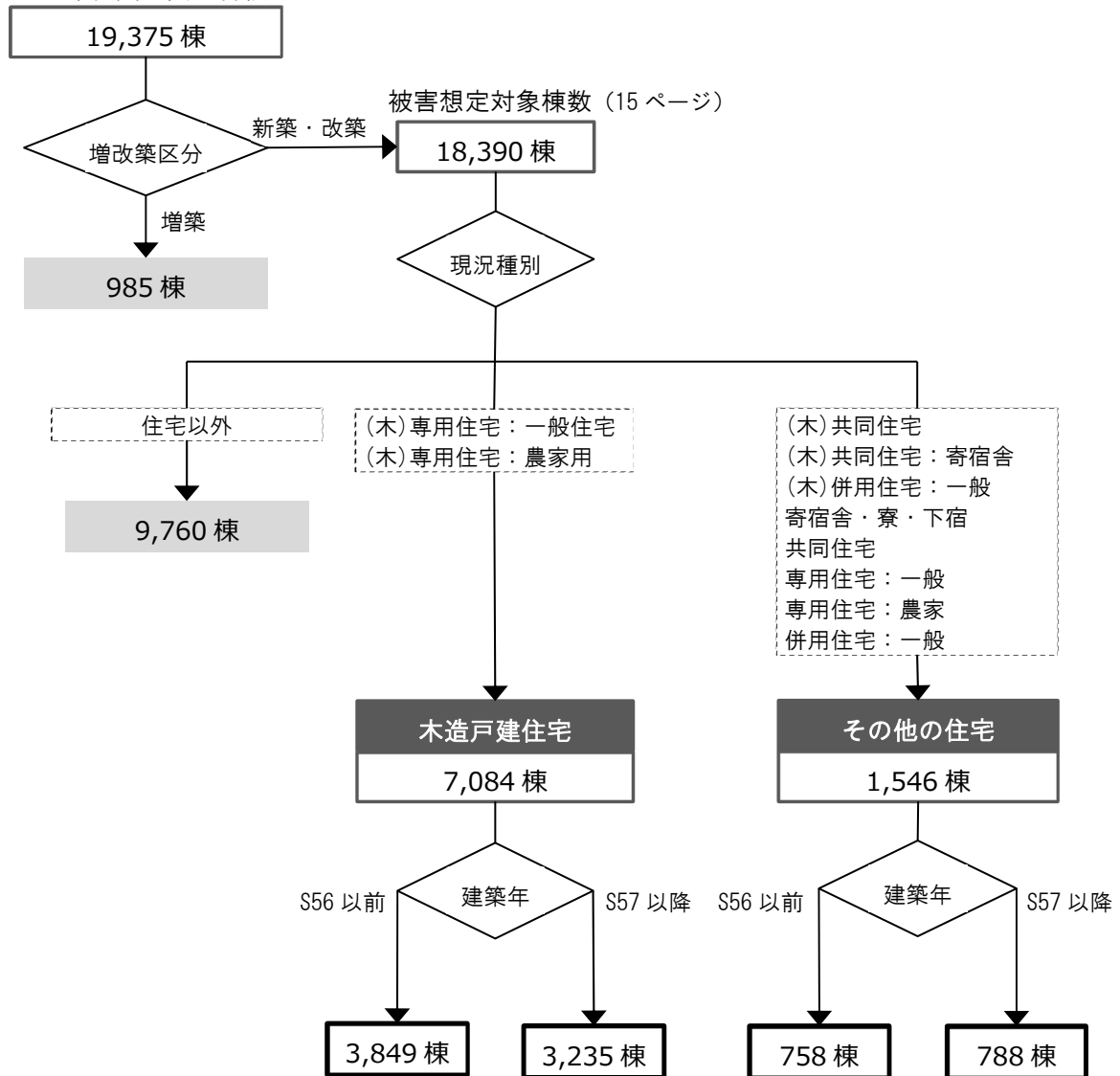


## 【資料－1】 現状の住宅耐震化率算出方法

- ・住宅の耐震化率算出にあたっては、深川市固定資産台帳（令和2年10月現在）を基に、以下のフローに沿って住宅を分類しています。

図 固定資産台帳データに基づく住宅分類フロー

2020年度固定資産台帳データ



# 深川市 地震ハザードマップ

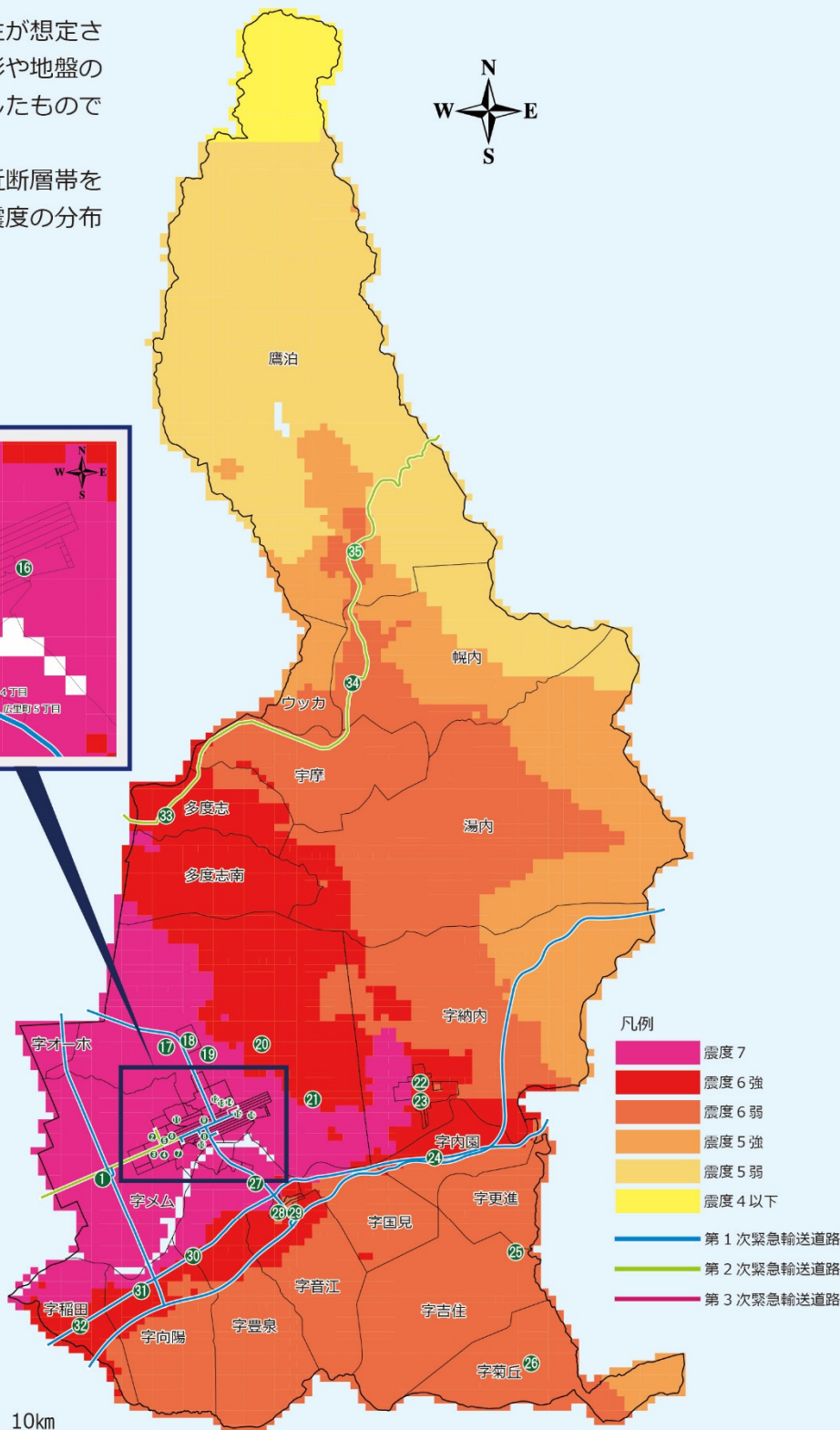
## 揺れやすさマップ

揺れやすさマップとは、発生が想定される地震に関する情報と、地形や地盤の状況から求めた想定震度を示したものです。

この図には、沼田-砂川付近断層帯を震源とする地震で想定される震度の分布を示しています。



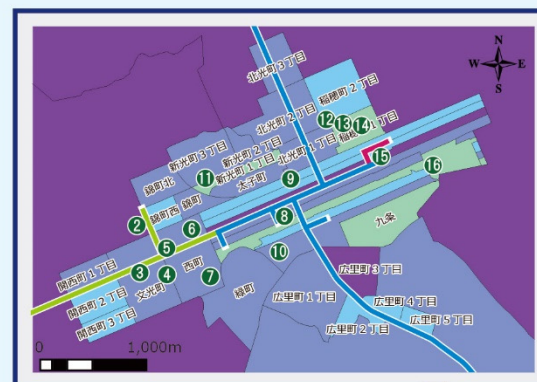
中央部拡大図



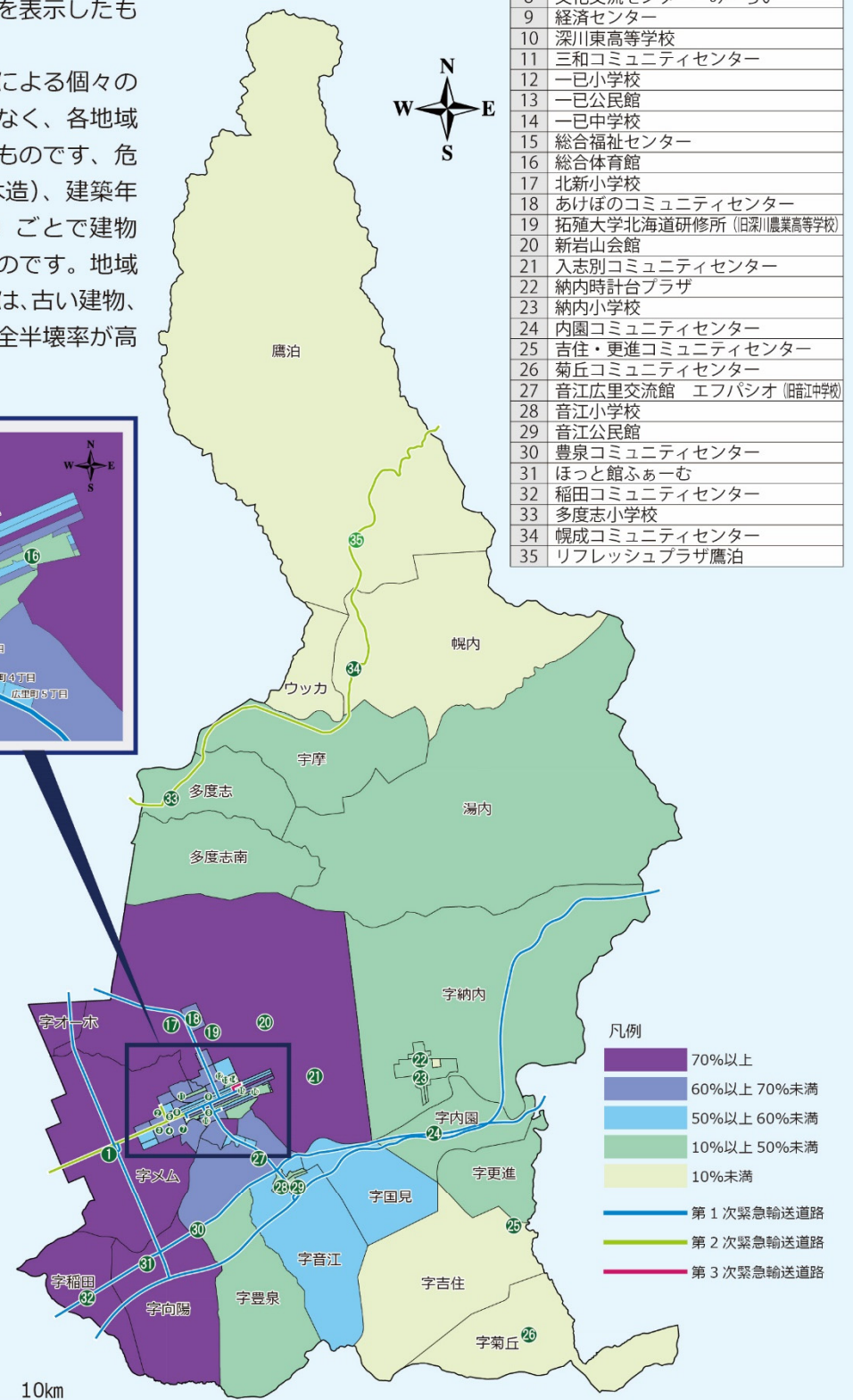
## 地域の危険度マップ

地域の危険度マップは、冬の積雪時に『揺れやすさマップ』で示した強さの揺れとなった場合に、建物の被害が生じる程度を「危険度」として表したものです。「危険度」は、地震時に全半壊する建物の割合を表示したものです。

なお、危険度マップは、地震による個々の建物の危険度を表したのではなく、各地域の建物被害を相対的に表示したものです。危険度は、建物の構造(木造・非木造)、建築年次により区分し、地域(町丁目)ごとに建物の全半壊する割合を算出したものです。地域(町丁目)の震度が同一の場合では、古い建物、木造の建物が多い地区ほど建物全半壊率が高くなります。



中央部拡大図



### 避難場所

番号	名称
1	菊水コミュニティセンター
2	拓殖大学北海道短期大学
3	深川中学校
4	文西コミュニティセンター
5	深川西高等学校
6	生きがい文化センター
7	深川小学校
8	文化交流センター み・らい
9	経済センター
10	深川東高等学校
11	三和コミュニティセンター
12	一巳小学校
13	一巳公民館
14	一巳中学校
15	総合福祉センター
16	総合体育館
17	北新小学校
18	あけぼのコミュニティセンター
19	拓殖大学北海道研究所 (旧深川農業高等学校)
20	新岩山会館
21	入志別コミュニティセンター
22	納内時計台プラザ
23	納内小学校
24	内園コミュニティセンター
25	吉住・更進コミュニティセンター
26	菊丘コミュニティセンター
27	音江広里交流館 エフパシオ (旧音江中学校)
28	音江小学校
29	音江公民館
30	豊泉コミュニティセンター
31	ほっと館ふぁーむ
32	稲田コミュニティセンター
33	多度志小学校
34	幌成コミュニティセンター
35	リフレッシュプラザ鷹泊



## 【資料－3】 建築物の耐震改修の促進に関する法律（抜粋）

発 令 平成 7 年 10 月 27 日法律第 123 号

最終改正 平成 30 年 11 月 30 日法律第 67 号

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

#### （定義）

第二条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることをいう。

3 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

#### （国、地方公共団体及び国民の努力義務）

第三条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

## 第二章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

### (基本方針)

第四条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項
  - 二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項
  - 三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項
  - 四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項
  - 五 次条第一項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項
- 3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### (都道府県耐震改修促進計画)

第五条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「都道府県耐震改修促進計画」という。）を定めるものとする。

- 2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
  - 二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
  - 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
  - 四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
  - 五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項
- 3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。
  - 一 病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物で政令で定めるものであって、既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（以下「耐震関係規定」という。）に適合しない建築物で同法第三条第二項の規定の適用を受けているものをいう。以下同じ。）であるもの（その地震に対する安全性が明らかでないものとして政令で定める建築物（以下「耐震不明建築物」という。）に限る。）について、耐震診断を行わせ、及び耐震

改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該建築物に関する事項及び当該建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路その他国土交通省令で定める道路（以下「建築物集合地域通過道路等」という。）に限る。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物（地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物（第十四条第三号において「通行障害建築物」という。）であって既存耐震不適格建築物であるものをいう。以下同じ。）について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

三 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項

四 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第三条第四号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅（特定優良賃貸住宅法第六条に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。）を活用し、第十九条に規定する計画認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居

を必要とする者（特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。）に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合 特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項

五 前項第一号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）又は地方住宅供給公社（以下「公社」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項

4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に前項第一号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該建築物の所有者（所有者以外に権原に基づきその建築物を使用する者があるときは、その者及び所有者）の意見を聴かなければならない。

- 5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に第三項第五号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社の同意を得なければならない。
- 6 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。
- 7 第三項から前項までの規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。

(市町村耐震改修促進計画)

第六条 市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「市町村耐震改修促進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村耐震改修促進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
  - 二 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
  - 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
  - 四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
  - 五 その他当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項
- 3 市町村は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。
  - 一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等に限る。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
  - 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ること

が必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項

- 4 市町村は、市町村耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、市町村耐震改修促進計画の変更について準用する。

### 第三章 建築物の所有者が講ずべき措置

(要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震診断の義務)

第七条 次に掲げる建築物（以下「要安全確認計画記載建築物」という。）の所有者は、当該要安全確認計画記載建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限までに所管行政庁に報告しなければならない。

- 一 第五条第三項第一号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された建築物 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
- 二 その敷地が第五条第三項第二号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。） 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
- 三 その敷地が前条第三項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る、前号に掲げる建築物であるものを除く。） 同項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された期限

(要安全確認計画記載建築物に係る報告命令等)

第八条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の所有者が前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。

- 2 所管行政庁は、前項の規定による命令をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
- 3 所管行政庁は、第一項の規定により報告を命じようとする場合において、過失がなく当該報告を命ずべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、耐震診断を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該報告をすべき旨及びその期限までに当該報告をしないときは、所管行政庁又はその命じた者若しくは委任した者が耐震診断を行うべき旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

(耐震診断の結果の公表)

第九条 所管行政庁は、第七条の規定による報告を受けたときは、国土交通省令で定め

るところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。前条第三項の規定により耐震診断を行い、又は行わせたときも、同様とする。

(通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断に要する費用の負担)

第十条 都道府県は、第七条第二号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

2 市町村は、第七条第三号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

(要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震改修の努力)

第十一条 要安全確認計画記載建築物の所有者は、耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該要安全確認計画記載建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

(要安全確認計画記載建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等)

第十二条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針事項」という。）を勘案して、要安全確認計画記載建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要安全確認計画記載建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(要安全確認計画記載建築物に係る報告、検査等)

第十三条 所管行政庁は、第八条第一項並びに前条第二項及び第三項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、要安全確認計画記載建築物の地震に対する安全性に係る事項（第七条の規定による報告の対象となる事項を除く。）に関し報告させ、又はその職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地若しくは要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関

係者に提示しなければならない。

- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(特定既存耐震不適格建築物の所有者の努力)

第十四条 次に掲げる建築物であって既存耐震不適格建築物であるもの（要安全確認計画記載建築物であるものを除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。）

の所有者は、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- 一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの
- 二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
- 三 その敷地が第五条第三項第二号若しくは第三号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路又は第六条第三項の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物

(特定既存耐震不適格建築物に係る指導及び助言並びに指示等)

第十五条 所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勧告して、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

- 2 所管行政庁は、次に掲げる特定既存耐震不適格建築物（第一号から第三号までに掲げる特定既存耐震不適格建築物にあつては、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであって政令で定める規模以上のものに限る。）について必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勧告して、必要な指示をすることができる。

- 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物
- 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定既存耐震不適格建築物
- 三 前条第二号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物
- 四 前条第三号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物

- 3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

- 4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるとこ

るにより、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地若しくは特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

- 5 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(一定の既存耐震不適格建築物の所有者の努力等)

第十六条 要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物以外の既存耐震不適格建築物の所有者は、当該既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- 2 所管行政庁は、前項の既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、当該既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

附 則

(要緊急安全確認大規模建築物の所有者の義務等)

第三条 次に掲げる既存耐震不適格建築物であって、その地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模なものとして政令で定めるもの（要安全確認計画記載建築物であって当該要安全確認計画記載建築物に係る第七条各号に定める期限が平成二十七年十二月三十日以前であるものを除く。以下この条において「要緊急安全確認大規模建築物」という。）の所有者は、当該要緊急安全確認大規模建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を同月三十一日までに所管行政庁に報告しなければならない。

- 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する既存耐震不適格建築物
- 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する既存耐震不適格建築物
- 三 第十四条第二号に掲げる建築物である既存耐震不適格建築物

- 2 第七条から第十三条までの規定は要安全確認計画記載建築物である要緊急安全確認大規模建築物であるものについて、第十四条及び第十五条の規定は要緊急安全確認大規模建築物については、適用しない。

- 3 第八条、第九条及び第十一条から第十三条までの規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。この場合において、第八条第一項中「前条」とあ



り、並びに第九条及び第十三条第一項中「第七条」とあるのは「附則第三条第一項」と、第九条中「前条第三項」とあるのは「同条第三項において準用する前条第三項」と、第十三条第一項中「第八条第一項」とあるのは「附則第三条第三項において準用する第八条第一項」と読み替えるものとする。

- 4 前項において準用する第八条第一項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。
- 5 第三項において準用する第十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万円以下の罰金に処する。
- 6 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても当該各項の刑を科する。

## 【資料－４】 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行例（抜粋）

発 令 平成 7 年 12 月 22 日政令第 429 号

最終改正 平成 30 年 11 月 30 日政令第 323 号

（都道府県知事が所管行政庁となる建築物）

第一条 建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第六条第一項第四号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。

2 法第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物にあつては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。

- 一 延べ面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第四号に規定する延べ面積をいう。）が一万平方メートルを超える建築物
- 二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第五十一条（同法第八十七条第二項及び第三項において準用する場合を含む。）（市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあつては、卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。）並びに同法以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

（都道府県耐震改修促進計画に記載することができる公益上必要な建築物）

第二条 法第五条第三項第一号の政令で定める公益上必要な建築物は、次に掲げる施設である建築物とする。

- 一 診療所
- 二 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第四号に規定する電気通信事業の用に供する施設
- 三 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第十六号に規定する電気事業の用に供する施設
- 四 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十一項に規定するガス事業の用に供する施設
- 五 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百九号）第二条第三項に規定する液化石油ガス販売事業の用に供する施設

- 六 水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三条第二項に規定する水道事業又は同条第四項に規定する水道用水供給事業の用に供する施設
- 七 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号に規定する公共下水道又は同条第四号に規定する流域下水道の用に供する施設
- 八 熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第二条第二項に規定する熱供給事業の用に供する施設
- 九 火葬場
- 十 汚物処理場
- 十一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。次号において「廃棄物処理法施行令」という。）第五条第一項に規定するごみ処理施設
- 十二 廃棄物処理法施行令第七条第一号から第十三号の二までに掲げる産業廃棄物の処理施設（工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。）
- 十三 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する施設
- 十四 軌道法（大正十年法律第七十六号）第一条第一項に規定する軌道の用に供する施設
- 十五 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する施設
- 十六 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供する施設
- 十七 自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第百三十六号）第二条第八項に規定する自動車ターミナル事業の用に供する施設
- 十八 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項に規定する港湾施設
- 十九 空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港の用に供する施設
- 二十 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二号に規定する基幹放送の用に供する施設
- 二十一 工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第四項に規定する工業用水道事業の用に供する施設
- 二十二 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第十号に規定する地域防災計画において災害応急対策に必要な施設として定められたものその他これに準ずるものとして国土交通省令で定めるもの

（耐震不明建築物の要件）

第三条 法第五条第三項第一号の政令で定めるその地震に対する安全性が明らかでない建築物は、昭和五十六年五月三十一日以前に新築の工事に着手したものとする。ただし、同年六月一日以後に増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工

事（次に掲げるものを除く。）に着手し、建築基準法第七条第五項、第七条の二第五項又は第十八条第十八項の規定による検査済証の交付（以下この条において単に「検査済証の交付」という。）を受けたもの（建築基準法施行令第百三十七条の十四第一号に定める建築物の部分（以下この条において「独立部分」という。）が二以上ある建築物にあつては、当該二以上の独立部分の全部について同日以後にこれらの工事に着手し、検査済証の交付を受けたものに限る。）を除く。

- 一 建築基準法第八十六条の八第一項の規定による認定を受けた全体計画に係る二以上の工事のうち最後の工事以外の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事
- 二 建築基準法施行令第百三十七条の二第三号に掲げる範囲内の増築又は改築の工事であつて、増築又は改築後の建築物の構造方法が同号イに適合するもの
- 三 建築基準法施行令第百三十七条の十二第一項に規定する範囲内の大規模の修繕又は大規模の模様替の工事

（通行障害建築物の要件）

第四条 法第五条第三項第二号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める距離（これによることが不相当である場合として国土交通省令で定める場合においては、当該前面道路の幅員が十二メートル以下のときは六メートルを超える範囲において、当該前面道路の幅員が十二メートルを超えるときは六メートル以上の範囲において、国土交通省令で定める距離）を加えた数値を超える建築物（次号に掲げるものを除く。）
  - イ 当該前面道路の幅員が十二メートル以下の場合 六メートル
  - ロ 当該前面道路の幅員が十二メートルを超える場合 当該前面道路の幅員の二分の一に相当する距離
- 二 その前面道路に面する部分の長さが二十五メートル（これによることが不相当である場合として国土交通省令で定める場合においては、八メートル以上二十五メートル未満の範囲において国土交通省令で定める長さ）を超え、かつ、その前面道路に面する部分のいずれかの高さが、当該部分から当該前面道路の境界線までの水平距離に当該前面道路の幅員の二分の一に相当する距離（これによることが不相当である場合として国土交通省令で定める場合においては、二メートル以上の範囲において国土交通省令で定める距離）を加えた数値を二・五で除して得た数値を超える組積造の塀であつて、建物（土地に定着する工作物のうち屋根及び柱又は壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）をいう。）に附属するもの

(要安全確認計画記載建築物に係る報告及び立入検査)

第五条 所管行政庁は、法第十三条第一項の規定により、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、当該要安全確認計画記載建築物につき、当該要安全確認計画記載建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該要安全確認計画記載建築物の耐震診断及び耐震改修の状況（法第七条の規定による報告の対象となる事項を除く。）に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第十三条第一項の規定により、その職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地又は要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、当該要安全確認計画記載建築物並びに当該要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物の要件)

第六条 法第十四条第一号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
  - 二 診療所
  - 三 映画館又は演芸場
  - 四 公会堂
  - 五 卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗
  - 六 ホテル又は旅館
  - 七 賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舍又は下宿
  - 八 老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
  - 九 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
  - 十 博物館、美術館又は図書館
  - 十一 遊技場
  - 十二 公衆浴場
  - 十三 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
  - 十四 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
  - 十五 工場
  - 十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
  - 十七 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設
  - 十八 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
- 2 法第十四条第一号の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計（当該各号に掲げる建築物

の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。)とする。

- 一 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 階数二及び床面積の合計五百平方メートル
  - 二 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校(以下「小学校等」という。)、老人ホーム又は前項第八号若しくは第九号に掲げる建築物(保育所を除く。) 階数二及び床面積の合計千平方メートル
  - 三 学校(幼稚園、小学校等及び幼保連携型認定こども園を除く。)、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所又は前項第一号から第七号まで若しくは第十号から第十八号までに掲げる建築物 階数三及び床面積の合計千平方メートル
  - 四 体育館 階数一及び床面積の合計千平方メートル
- 3 前項各号のうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十四条第一号の政令で定める規模は、同項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める階数及び床面積の合計とする。

(危険物の貯蔵場等の用途に供する特定既存耐震不適格建築物の要件)

第七条 法第十四条第二号の政令で定める危険物は、次に掲げるものとする。

- 一 消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)第二条第七項に規定する危険物(石油類を除く。)
  - 二 危険物の規制に関する政令(昭和三十四年政令第三百六号)別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類又は同表備考第八号に規定する可燃性液体類
  - 三 マッチ
  - 四 可燃性のガス(次号及び第六号に掲げるものを除く。)
  - 五 圧縮ガス
  - 六 液化ガス
  - 七 毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三号)第二条第一項に規定する毒物又は同条第二項に規定する劇物(液体又は気体のものに限る。)
- 2 法第十四条第二号の政令で定める数量は、次の各号に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数量(第六号及び第七号に掲げる危険物にあっては、温度が零度で圧力が一気圧の状態における数量とする。)とする。
- 一 火薬類 次に掲げる火薬類の区分に応じ、それぞれに定める数量
    - イ 火薬 十トン
    - ロ 爆薬 五トン
    - ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 五十万個
    - ニ 銃用雷管 五百万個
    - ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線 五万個

- へ 導爆線又は導火線 五百キロメートル
- ト 信号炎管若しくは信号火箭（せん）又は煙火 ニトン
- チ その他の火薬又は爆薬を使用した火工品 当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数量
- 二 消防法第二条第七項に規定する危険物 危険物の規制に関する政令別表第三の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の十倍の数量
- 三 危険物の規制に関する政令別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類 三十トン
- 四 危険物の規制に関する政令別表第四備考第八号に規定する可燃性液体類 二十立方メートル
- 五 マッチ 三百マッチトン
- 六 可燃性のガス（次号及び第八号に掲げるものを除く。） 二万立方メートル
- 七 圧縮ガス 二十万立方メートル
- 八 液化ガス 二千トン
- 九 毒物及び劇物取締法第二条第一項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。） 二十トン
- 十 毒物及び劇物取締法第二条第二項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。） 二百トン
- 3 前項各号に掲げる危険物の二種類以上を貯蔵し、又は処理しようとする場合においては、同項各号に定める数量は、貯蔵し、又は処理しようとする同項各号に掲げる危険物の数量の数値をそれぞれ当該各号に定める数量の数値で除し、それらの商を加えた数値が一である場合の数量とする。

（所管行政庁による指示の対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件）

第八条 法第十五条第二項の政令で定める特定既存耐震不適格建築物は、次に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物とする。

- 一 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- 二 病院又は診療所
- 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- 四 集会場又は公会堂
- 五 展示場
- 六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 七 ホテル又は旅館
- 八 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 九 博物館、美術館又は図書館
- 十 遊技場
- 十一 公衆浴場

- 十二 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
  - 十三 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
  - 十四 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
  - 十五 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの
  - 十六 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
  - 十七 幼稚園、小学校等又は幼保連携型認定こども園
  - 十八 老人ホーム、老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
  - 十九 法第十四条第二号に掲げる建築物
- 2 法第十五条第二項の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。
- 一 前項第一号から第十六号まで又は第十八号に掲げる建築物（保育所を除く。） 床面積の合計二千平方メートル
  - 二 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 床面積の合計七百五十平方メートル
  - 三 小学校等 床面積の合計千五百平方メートル
  - 四 前項第十九号に掲げる建築物 床面積の合計五百平方メートル
- 3 前項第一号から第三号までのうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十五条第二項の政令で定める規模は、前項の規定にかかわらず、同項第一号から第三号までに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同項第一号から第三号までに定める床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める床面積の合計とする。

（特定既存耐震不適格建築物に係る報告及び立入検査）

第九条 所管行政庁は、法第十五条第四項の規定により、前条第一項の特定既存耐震不適格建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの及び法第十五条第二項第四号に掲げる特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、これらの特定既存耐震不適格建築物につき、当該特定既存耐震不適格建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。

- 2 所管行政庁は、法第十五条第四項の規定により、その職員に、前条第一項の特定既存耐震不適格建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの及び法第十五条第二項第四号に掲げる特定既存耐震不適格建築物、これらの特定既存耐震不適格建築物の敷地又はこれらの特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、当



該特定既存耐震不適格建築物並びに当該特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(基準適合認定建築物に係る報告及び立入検査)

第十条 所管行政庁は、法第二十四条第一項の規定により、法第二十二条第二項の認定を受けた者に対し、当該認定に係る基準適合認定建築物につき、当該基準適合認定建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該基準適合認定建築物の耐震診断の状況に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第二十四条第一項の規定により、その職員に、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地又は基準適合認定建築物の工事現場に立ち入り、当該基準適合認定建築物並びに当該基準適合認定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(要耐震改修認定建築物に係る報告及び立入検査)

第十一条 所管行政庁は、法第二十七条第四項の規定により、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、当該要耐震改修認定建築物につき、当該要耐震改修認定建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該要耐震改修認定建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第二十七条第四項の規定により、その職員に、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地又は要耐震改修認定建築物の工事現場に立ち入り、当該要耐震改修認定建築物並びに当該要耐震改修認定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(独立行政法人都市再生機構の業務の特例の対象となる建築物)

第十二条 法第二十九条の政令で定める建築物は、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十一条第三項第二号の住宅（共同住宅又は長屋に限る。）又は同項第四号の施設である建築物とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日（平成七年十二月二十五日）から施行する。

(地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模な既存耐震不適格建築物の要件)

第二条 法附則第三条第一項の政令で定める既存耐震不適格建築物は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

一 第八条第一項各号に掲げる建築物であること。ただし、同項第十九号に掲げる建築物（地震による当該建築物の倒壊により当該建築物の敷地外に被害を及ぼすおそれ大きいものとして国土交通大臣が定める危険物を貯蔵し、又は処理しよ

うとするものに限る。)にあつては、その外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離が、当該危険物の区分に応じ、国土交通大臣が定める距離以下のものに限る。

二 次のイからへまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該イからへまでに定める階数及び床面積の合計(当該イからへまでに掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。)以上のものであること。

イ 第八条第一項第一号から第七号まで又は第九号から第十六号までに掲げる建築物(体育館(一般公共の用に供されるものに限る。

ロにおいて同じ。))を除く。) 階数三及び床面積の合計五千平方メートル

ロ 体育館 階数一及び床面積の合計五千平方メートル

ハ 第八条第一項第八号又は第十八号に掲げる建築物(保育所を除く。) 階数二及び床面積の合計五千平方メートル

ニ 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 階数二及び床面積の合計千五百平方メートル

ホ 小学校等 階数二及び床面積の合計三千平方メートル

へ 第八条第一項第十九号に掲げる建築物 階数一及び床面積の合計五千平方メートル

三 第三条に規定する建築物であること。

2 前項第二号イからホまでのうち二以上に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法附則第三条第一項の政令で定める既存耐震不適格建築物は、前項の規定にかかわらず、同項第一号及び第三号に掲げる要件のほか、同項第二号イからホまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同号イからホまでに定める階数及び床面積の合計以上のものであることに相当するものとして国土交通省令で定める要件に該当するものとする。

(要緊急安全確認大規模建築物に係る報告及び立入検査)

第三条 第五条の規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。この場合において、同条中「法第十三条第一項」とあるのは「法附則第三条第三項において準用する法第十三条第一項」と、同条第一項中「法第七条」とあるのは「法附則第三条第一項」と読み替えるものとする。

## 【資料－５】 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針

告 示 平成 18 年 1 月 25 日国土交通省告示第 184 号  
最終改正 平成 30 年 12 月 21 日国土交通省告示第 1381 号

平成七年一月の阪神・淡路大震災では、地震により六千四百三十四人の尊い命が奪われた。このうち地震による直接的な死者数は五千五百二人であり、さらにこの約九割の四千八百三十一人が住宅・建築物の倒壊等によるものであった。この教訓を踏まえて、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）が制定された。

しかし近年、平成十六年十月の新潟県中越地震、平成十七年三月の福岡県西方沖地震、平成二十年六月の岩手・宮城県内陸地震、平成二十八年四月の熊本地震、平成三十年九月の北海道胆振東部地震など大地震が頻発しており、特に平成二十三年三月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらした。また、東日本大震災においては、津波による沿岸部の建築物の被害が圧倒的であったが、内陸市町村においても建築物に大きな被害が発生した。さらに、平成三十年六月の大阪府北部を震源とする地震においては塀に被害が発生した。このように、我が国において、大地震はいつでもどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっている。また、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び首都直下地震については、発生 of 切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されており、特に、南海トラフ巨大地震については、東日本大震災を上回る被害が想定されている。

建築物の耐震改修については、建築物の耐震化緊急対策方針（平成十七年九月中央防災会議決定）において、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とされるとともに、南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成二十六年三月中央防災会議決定）において、十年後に死者数を概ね八割、建築物の全壊棟数を概ね五割、被害想定から減少させるという目標の達成のため、重点的に取り組むべきものとして位置づけられているところである。また、首都直下地震緊急対策推進基本計画（平成二十七年三月閣議決定）においては、十年後に死者数及び建築物の全壊棟数を被害想定から半減させるという目標の達成のため、あらゆる対策の大前提として強力に推進すべきものとして位置づけられているところである。特に切迫性の高い地震については発生までの時間が限られていることから、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施することが求められている。

この告示は、このような認識の下に、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、基本的な方針を定めるものである。

### 一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

#### 1 国、地方公共団体、所有者等の役割分担

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、まず、住宅・建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠である。国及び地方公共団体は、こうした所有者等の取組をできる限り支援するという観点か

ら、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくべきである。

## 2 公共建築物の耐震化の促進

公共建築物については、災害時には学校は避難場所等として活用され、病院では災害による負傷者の治療が、国及び地方公共団体の庁舎では被害情報収集や災害対策指示が行われるなど、多くの公共建築物が応急活動の拠点として活用される。このため、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも公共建築物の耐震性確保が求められるとの認識のもと、強力に公共建築物の耐震化の促進に取り組むべきである。具体的には、国及び地方公共団体は、各施設の耐震診断を速やかに行い、耐震性に係るリストを作成及び公表するとともに、整備目標及び整備プログラムの策定等を行い、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組むべきである。

また、公共建築物について、法第 22 条第 3 項の規定に基づく表示を積極的に活用すべきである。

## 3 法に基づく指導等の実施

所管行政庁は、法に基づく指導等を次のイからハまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該イからハまでに定める措置を適切に実施すべきである。

### イ 耐震診断義務付け対象建築物

法第 7 条に規定する要安全確認計画記載建築物及び法附則第 3 条第 1 項に規定する要緊急安全確認大規模建築物（以下「耐震診断義務付け対象建築物」という。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が耐震診断の実施及び耐震診断の結果の報告義務の対象建築物となっている旨の十分な周知を行い、その確実な実施を図るべきである。また、期限までに耐震診断の結果を報告しない所有者に対しては、個別の通知等を行うことにより、耐震診断結果の報告をするように促し、それでもなお報告しない場合にあっては、法第 8 条第 1 項（法附則第 3 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、耐震診断の結果の報告を行うべきことを命ずるとともに、その旨を公報、ホームページ等で公表すべきである。

法第 9 条（法附則第 3 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく報告の内容の公表については、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成 7 年建設省令第 28 号。以下「規則」という。）第 22 条（規則附則第 3 条において準用する場合を含む。）の規定により、所管行政庁は、当該報告の内容をとりまとめた上で公表しなければならないが、当該公表後に耐震改修等により耐震性が確保された建築物については、公表内容にその旨を付記するなど、迅速に耐震改修等に取り組んだ建築物所有者が不利になることのないよう、営業上の競争環境等にも十分に配慮し、丁寧な運用を行うべきである。

また、所管行政庁は、報告された耐震診断の結果を踏まえ、当該耐震診断義務付け対象建築物の所有者に対して、法第 12 条第 1 項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるとともに、指導に従わない者に対しては同条第 2 項の規定に基づ

き必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。

さらに、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該耐震診断義務付け対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物（別添の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針事項」という。）第1第1号又は第2号の規定により構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評価した結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いと判断された建築物をいう。以下同じ。）については速やかに建築基準法（昭和25年法律第201号）第10条第3項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第1項の規定に基づく勧告や同条第2項の規定に基づく命令を行うべきである。

#### ロ 指示対象建築物

法第15条第2項に規定する特定既存耐震不適格建築物（以下「指示対象建築物」という。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が指示対象建築物である旨の周知を図るとともに、同条第1項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努め、指導に従わない者に対しては同条第2項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。

また、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該指示対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については速やかに建築基準法第10条第3項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第1項の規定に基づく勧告や同条第2項の規定に基づく命令を行うべきである。

#### ハ 指導・助言対象建築物

法第14条に規定する特定既存耐震不適格建築物（指示対象建築物を除く。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、法第15条第1項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるべきである。また、法第16条第1項に規定する既存耐震不適格建築物についても、所管行政庁は、その所有者に対して、同条第2項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるべきである。

#### 4 計画の認定等による耐震改修の促進

所管行政庁は、法第17条第3項の計画の認定、法第22条第2項の認定、法第25条第2項の認定について、適切かつ速やかな認定が行われるよう努めるべきである。

国は、これらの認定について、所管行政庁による適切かつ速やかな認定が行われるよう、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

#### 5 所有者等の費用負担の軽減等

耐震診断及び耐震改修に要する費用は、建築物の状況や工事の内容により様々であ

るが、相当の費用を要することから、所有者等の費用負担の軽減を図ることが課題となっている。このため、地方公共団体は、所有者等に対する耐震診断及び耐震改修に係る助成制度等の整備や耐震改修促進税制の普及に努め、密集市街地や緊急輸送道路・避難路沿いの建築物の耐震化を促進するなど、重点的な取組を行うことが望ましい。特に、耐震診断義務付け対象建築物については早急な耐震診断の実施及び耐震改修の促進が求められることから、特に重点的な予算措置が講じられることが望ましい。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、補助・交付金、税の優遇措置等の制度に係る情報提供等を行うこととする。

また、法第 32 条の規定に基づき指定された耐震改修支援センター（以下「センター」という。）が債務保証業務、情報提供業務等を行うこととしているが、国は、センターを指定した場合においては、センターの業務が適切に運用されるよう、センターに対して必要な指導等を行うとともに、都道府県に対し、必要な情報提供等を行うこととする。

さらに、所有者等が耐震改修工事を行う際に仮住居の確保が必要となる場合については、地方公共団体が、公共賃貸住宅の空家の紹介等に努めることが望ましい。

## 6 相談体制の整備及び情報提供の充実

近年、悪質なリフォーム工事詐欺による被害が社会問題となっており、住宅・建築物の所有者等が安心して耐震診断及び耐震改修を実施できる環境整備が重要な課題となっている。特に、「どの事業者に頼めばよいか」、「工事費用は適正か」、「工事内容は適切か」、「改修の効果はあるのか」等の不安に対応する必要がある。このため、国は、センター等と連携し、耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口を設置するとともに、耐震診断及び耐震改修の実施が可能な建築士及び事業者の一覧や、耐震改修工法の選択や耐震診断・耐震改修費用の判断の参考となる事例集を作成し、ホームページ等で公表を行い、併せて、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。また、全ての市町村は、耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口を設置するよう努めるべきであるとともに、地方公共団体は、センター等と連携し、先進的な取組事例、耐震改修事例、一般的な工事費用、専門家・事業者情報、助成制度概要等について、情報提供の充実を図ることが望ましい。

## 7 専門家・事業者の育成及び技術開発

適切な耐震診断及び耐震改修が行われるためには、専門家・事業者が耐震診断及び耐震改修について必要な知識、技術等の更なる習得に努め、資質の向上を図ることが望ましい。国及び地方公共団体は、センター等の協力を得て、講習会や研修会の開催、受講者の登録・紹介制度の整備等に努めるものとする。特に、耐震診断義務付け対象建築物の耐震診断が円滑に行われるよう、国は、登録資格者講習（規則第 5 条に規定する登録資格者講習をいう。以下同じ。）の十分な頻度による実施、建築士による登録資格者講習の受講の促進のための情報提供の充実を図るものとする。

また、簡易な耐震改修工法の開発やコストダウン等が促進されるよう、国及び地方公共団体は、関係団体と連携を図り、耐震診断及び耐震改修に関する調査及び研究を実施することとする。

## 8 地域における取組の推進

地方公共団体は、地域に根ざした専門家・事業者の育成、町内会や学校等を単位とした地震防災対策への取組の推進、NPOとの連携や地域における取組に対する支援、地域ごとに関係団体等からなる協議会の設置等を行うことが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

## 9 その他の地震時の安全対策

地方公共団体及び関係団体は、耐震改修と併せて、ブロック塀の倒壊防止、窓ガラス、天井、外壁等の非構造部材の脱落防止対策についての改善指導や、地震時のエレベーター内の閉じ込め防止対策、エスカレーターの脱落防止対策、給湯設備の転倒防止対策、配管等の設備の落下防止対策の実施に努めるべきであり、これらの対策に係る建築基準法令の規定に適合しない建築物で同法第3条第2項の適用を受けているものについては、改修の促進を図るべきである。また、南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動に関する報告（平成27年12月）を踏まえて、長周期地震動対策を推進すべきである。国は、地方公共団体及び関係団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

## 二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

### 1 建築物の耐震化の現状

平成25年の統計調査に基づき、我が国の住宅については総数約5,200万戸のうち、約900万戸（約18パーセント）が耐震性が不十分であり、耐震化率は約82パーセントと推計されている。この推計では、耐震性が不十分な住宅は、平成15年の約1,150万戸から10年間で約250万戸減少しているが、大部分が建替えによるものであり、耐震改修によるものは10年間で約55万戸に過ぎないと推計されている。

また、法第14条第1号に掲げる建築物（以下「多数の者が利用する建築物」という。）については、約42万棟のうち、約6万棟（約15パーセント）が耐震性が不十分であり、耐震化率は約85パーセントと推計されている。

### 2 建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定

南海トラフ地震防災対策推進基本計画、首都直下地震緊急対策推進基本計画及び住生活基本計画（平成二十八年三月閣議決定）における目標を踏まえ、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、平成三十二年までに少なくとも九十五パーセントにすることを目標とするとともに、平成三十七年までに耐震性が不十分な住宅を、同年を目途に耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物を、それぞれおおむね解消することを目標とする。耐震化率を九十五パーセントとするためには、平成二十五年から平成三十二年までの間に、少なくとも住宅の耐震化は約六百五十万戸（うち耐震改修は約百三十万戸）とする必要があり、建替え促進を図るとともに、耐震改修のペースを約三倍にすることが必要である。また、多数の者が利用する建築物の耐震化は少なくとも約四万棟（うち耐震改修は約三万棟）とする必要があり、建替え促進を図るとともに、現在の耐震改修のペースを約二倍にすることが必要となる。

また、建築物の耐震化のためには、耐震診断の実施の促進を図ることが必要であ

り、平成 25 年から平成 32 年までの間に、耐震化率の目標達成のために必要な耐震改修の戸数又は棟数と同程度の耐震診断の実施が必要となると考えて、少なくとも住宅については約 130 万戸、多数の者が利用する建築物については約 3 万棟の耐震診断の実施を目標とすることとする。

特に、公共建築物については、各地方公共団体において、できる限り用途ごとに目標が設定されるよう、国土交通省は、関係省庁と連携を図り、必要な助言、情報提供を行うこととする。

### 三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

建築物の耐震診断及び耐震改修は、既存の建築物について、現行の耐震関係規定に適合しているかどうかを調査し、これに適合しない場合には、適合させるために必要な改修を行うことが基本である。しかしながら、既存の建築物については、耐震関係規定に適合していることを詳細に調査することや、適合しない部分を完全に適合させることが困難な場合がある。このような場合には、建築物の所有者等は、技術指針事項に基づいて耐震診断を行い、その結果に基づいて必要な耐震改修を行うべきである。

### 四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識することができるよう、地方公共団体は、過去に発生した地震の被害と対策、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図（以下「地震防災マップ」という。）、建築物の耐震性能や免震等の技術情報、地域での取組の重要性等について、町内会等や各種メディアを活用して啓発及び知識の普及を図ることが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言及び情報提供等を行うこととする。

また、地方公共団体が適切な情報提供を行うことができるよう、地方公共団体とセンターとの間で必要な情報の共有及び連携が図られることが望ましい。

### 五 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

#### 1 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

##### イ 都道府県耐震改修促進計画の基本的な考え方

都道府県は、法第五条第一項の規定に基づく都道府県耐震改修促進計画（以下単に「都道府県耐震改修促進計画」という。）を、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成三十年政令第三百二十三号。以下「改正令」という。）の施行後できるだけ速やかに改定すべきである。

都道府県耐震改修促進計画の改定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部局、観光部局、商工部局、教育委員会等とも連携するとともに、都道府県内の市町村の耐震化の目標や施策との整合を図るため、市町村と協議会を設置する等の取組を行いながら、市町村の区域を超える広域的な見地からの調整を図る必要がある施



策等を中心に見直すことが考えられる。

また、都道府県耐震改修促進計画に基づく施策が効果的に実現できるよう、その改定に当たっては、法に基づく指導・助言、指示等を行う所管行政庁と十分な調整を行うべきである。

なお、都道府県は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、都道府県耐震改修促進計画の見直しを行うことが望ましい。

#### ロ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

都道府県耐震改修促進計画においては、二二の目標を踏まえ、各都道府県において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、可能な限り建築物の用途ごとに目標を定めることが望ましい。なお、都道府県は、定めた目標について、一定期間ごとに検証するべきである。特に耐震診断義務付け対象建築物については、早急に耐震化を促進すべき建築物である。このため、都道府県耐震改修促進計画に法第五条第三項第一号及び第二号に定める事項を記載する場合には早期に記載するとともに、二二の目標を踏まえ、耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の目標を設定すべきである。また、耐震診断結果の報告を踏まえ、耐震化の状況を検証すべきである。

さらに、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、今後速やかに耐震診断を行い、その結果の公表に取り組むとともに、具体的な耐震化の目標を設定すべきである。加えて、重点化を図りながら着実な耐震化を推進するため、都道府県は、公共建築物に係る整備プログラム等を作成することが望ましい。

#### ハ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

都道府県耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割分担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的な支援策の概要、安心して耐震改修等を行うことができるようにするための環境整備、地震時の総合的な安全対策に関する事業の概要等を定めることが望ましい。

法第5条第3項第1号の規定に基づき定めるべき公益上必要な建築物は、地震時における災害応急対策の拠点となる施設や避難所となる施設等であるが、例えば庁舎、病院、学校の体育館等の公共建築物のほか、病院、ホテル・旅館、福祉施設等の民間建築物のうち、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第10号に規定する地域防災計画や防災に関する計画等において、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物として定められたものについても、積極的に定めることが考えられる。なお、公益上必要な建築物を定めようとするときは、法第5条第4項の規定に基づき、あらかじめ、当該建築物の所有者等の意見を勘案し、例えば特別積合せ貨物運送以外の一般貨物自動車運送事業の用に供する施設である建築物等であって、大規模な地震が発生した場合に公益上必要な建築物として実際に利用される見込みがないものまで定めることがないよう留意するべきである。

法第5条第3項第2号又は第3号の規定に基づき定めるべき道路は、沿道の建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路である

が、例えば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所と連絡する道路その他密集市街地内の道路等を定めることが考えられる。特に緊急輸送道路のうち、市町村の区域を越えて、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

このうち、現に相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路、公園や学校等の重要な避難場所と連絡する道路その他の地域の防災上の観点から重要な道路については、同項第二号の規定に基づき早期に通行障害建築物の耐震診断を行わせ、耐震化を図ることが必要な道路として定めることが考えられる。

改正令の施行の際、現に同号の規定に基づき通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。以下同じ。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項が都道府県耐震改修促進計画に記載されている場合においては、必要に応じて、当該都道府県耐震改修促進計画を速やかに改定し、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成七年政令第四百二十九号）第四条第二号に規定する組積造の塀に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項を別に記載すべきである。ただし、やむを得ない事情により当該都道府県耐震改修促進計画を速やかに改定することが困難な場合においては、改正令の施行の際現に法第五条第三項第二号の規定に基づき当該都道府県耐震改修促進計画に記載されている通行障害既存耐震不適格建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第四条第一号に規定する建築物に係るものであるとみなす。また、同条第二号に規定する組積造の塀については、規則第四条の二の規定により、地域の実情に応じて、都道府県知事が耐震診断義務付け対象建築物となる塀の長さ等を規則で定めることができることに留意すべきである。

さらに、同項第四号の規定に基づく特定優良賃貸住宅に関する事項は、法第二十八条の特例の適用の考え方等について定めることが望ましい。

加えて、同項第5号の規定に基づく独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社（以下「機構等」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項は、機構等が耐震診断及び耐震改修を行う地域、建築物の種類等について定めることが考えられる。なお、独立行政法人都市再生機構による耐震診断及び耐震改修の業務及び地域は、原則として都市再生に資するものに限定するとともに、地域における民間事業者による業務を補完して行うよう留意する。

## 二 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

都道府県耐震改修促進計画においては、個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に詳細な地震防災マップの作成について盛り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について定めることが望ましい。特に、地震防災マップの作成及び相談窓口の設置は、都道府県内の全ての市町村において措置されるよう努めるべきである。

また、地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去等の取組を行うことが効果的であり、必要に応じ、市町村との役割分担のもと、町内会や学校等との連携策についても定めることが考えられる。

#### ホ 建築基準法による勧告又は命令等の実施

法に基づく指導・助言、指示、命令等について、所管行政庁は、優先的に実施すべき建築物の選定及び対応方針、公表の方法等について定めることが望ましい。

また、所管行政庁は、法第12条第3項（法附則第3条第3項において準用する場合を含む。）又は法第15条第3項の規定による公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第10条第1項の規定による勧告、同条第2項又は第3項の規定による命令等を実施すべきであり、その実施の考え方、方法等について定めることが望ましい。

## 2 市町村耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

### イ 市町村耐震改修促進計画の基本的な考え方

平成十七年三月に中央防災会議において決定された地震防災戦略において、東海地震及び東南海・南海地震の被害を受けるおそれのある地方公共団体については地域目標を定めることが要請され、その他の地域においても減災目標を策定することが必要とされている。こうしたことを踏まえ、法第六条第一項において、基礎自治体である市町村においても、都道府県耐震改修促進計画に基づき、市町村耐震改修促進計画を定めるよう努めるものとされたところであり、可能な限り全ての市町村において市町村耐震改修促進計画が策定されることが望ましい。また、改正令の施行前に市町村耐震改修促進計画を策定している市町村にあっては、当該市町村耐震改修促進計画を改正令の施行後できるだけ速やかに改定すべきである。

市町村耐震改修促進計画の策定及び改定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部局、観光部局、商工部局、教育委員会等とも連携するとともに、都道府県の耐震化の目標や施策との整合を図るため、都道府県と協議会を設置する等の取組を行いながら、より地域固有の状況に配慮して作成することが考えられる。

また、市町村耐震改修促進計画に基づく施策が効果的に実現できるよう、法に基づく指導、助言、指示等を行う所管行政庁と十分な調整を行うべきである。

なお、市町村は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、市町村耐震改修促進計画の見直しを行うことが望ましい。

### ロ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

市町村耐震改修促進計画においては、都道府県耐震改修促進計画の目標を踏まえ、各市町村において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、可能な限り建築物の用途ごとに目標を定めることが望ましい。なお、市町村は、定めた目標について、一定期間ごとに検証すべきである。

特に耐震診断義務付け対象建築物については、早急に耐震化を促進すべき建築物である。このため、市町村耐震改修促進計画に法第六条第三項第一号に定める事項を記載する場合においては早期に記載するとともに、二2の目標を踏まえ、耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の目標を設定すべきである。また、耐震診断の結果

の報告を踏まえ、耐震化の状況を検証すべきである。

さらに、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、今後速やかに耐震診断を行い、その結果の公表に取り組むとともに、具体的な耐震化の目標を設定すべきである。加えて、重点化を図りながら着実な耐震化を推進するため、市町村は、公共建築物に係る整備プログラム等を作成することが望ましい。

#### ハ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

市町村耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割分担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的な支援策の概要、安心して耐震改修等を行うことができるようにするための環境整備、地震時の総合的な安全対策に関する事業の概要等を定めることが望ましい。

法第6条第3項第1号又は第2号の規定に基づき定めるべき道路は、沿道の建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路であるが、例えば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所と連絡する道路その他密集市街地内の道路等を定めることが考えられる。特に緊急輸送道路のうち、市町村の区域内において、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

このうち、現に相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路、公園や学校等の重要な避難場所と連絡する道路その他の地域の防災上の観点から重要な道路については、同項第一号の規定に基づき早期に沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めることが考えられる。

改正令の施行の際、現に同号の規定に基づき通行障害既存耐震不適格建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項が市町村耐震改修促進計画に記載されている場合においては、必要に応じて、当該市町村耐震改修促進計画を速やかに改定し、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第四条第二号に規定する組積造の塀に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項を別に記載すべきである。ただし、やむを得ない事情により当該市町村耐震改修促進計画を速やかに改定することが困難な場合においては、改正令の施行の際現に法第六条第三項第一号の規定に基づき当該市町村耐震改修促進計画に記載されている通行障害既存耐震不適格建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第四条第一号に規定する建築物に係るものであるとみなす。また、同条第二号に規定する組積造の塀については、地域の実情に応じて、市町村長が耐震診断義務付け対象建築物となる塀の長さ等を規則で定めることができることに留意すべきである。

#### ニ 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

市町村耐震改修促進計画においては、個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に詳細な地震防災マップの作成について盛り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震診断及び耐震改修に係る

情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について定めることが望ましい。特に、地震防災マップの作成及び相談窓口の設置は、全ての市町村において措置されるよう努めるべきである。

また、地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去等の取組を行うことが効果的であり、必要に応じ、町内会や学校等との連携策についても定めることが考えられる。

#### ホ 建築基準法による勧告又は命令等の実施

法に基づく指導・助言、指示等について、所管行政庁である市町村は、優先的に実施すべき建築物の選定及び対応方針、公表の方法等について定めることが望ましい。

また、所管行政庁である市町村は、法第 12 条第 3 項（法附則第 3 条第 3 項において準用する場合を含む。）又は法第 15 条第 3 項の規定による公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第 10 条第 1 項の規定による勧告、同条第 2 項又は第 3 項の規定による命令等を実施すべきであり、その実施の考え方、方法等について定めることが望ましい。

### 3 計画の認定等の周知

所管行政庁は、法第 17 条第 3 項の計画の認定、法第 22 条第 2 項の認定、法第 25 条第 2 項の認定について、建築物の所有者へ周知し、活用を促進することが望ましい。なお、法第 22 条第 2 項の認定制度の周知にあたっては、本制度の活用が任意であり、表示が付されていないことをもって、建築物が耐震性を有さないこととはならないことについて、建築物の利用者等の十分な理解が得られるよう留意するべきである。

#### 附 則

- 1 この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 120 号）の施行の日（平成 18 年 1 月 26 日）から施行する。
- 2 平成 7 年建設省告示第 2089 号は、廃止する。
- 3 この告示の施行前に平成 7 年建設省告示第 2089 号第 1 ただし書の規定により、国土交通大臣が同告示第 1 の指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認めた方法については、この告示の別添第 1 ただし書の規定により、国土交通大臣が同告示第 1 の指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認めた方法とみなす。

#### 附 則(平成 25 年 10 月 29 日国土交通省告示第 1055 号)

この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成 25 年 11 月 25 日）から施行する。

#### 附 則(平成 28 年 3 月 25 日国土交通省告示第 529 号)

この告示は、公布の日から施行する。

#### 附 則(平成 30 年 12 月 21 日国土交通省告示第 1381 号)

この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（平成 31 年 1 月 1 日）から施行する。

## 【資料－6】 建築基準法（抜粋）

発 令 昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号

最終改正 令和 2 年 6 月 10 日法律第 40 号

（著しく保安上危険な建築物等の所有者等に対する勧告及び命令）

第十条 特定行政庁は、第六条第一項第一号に掲げる建築物その他政令で定める建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第三条第二項の規定により次章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを勧告することができる。

2 特定行政庁は、前項の勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

3 前項の規定による場合のほか、特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第三条第二項の規定により次章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）が著しく保安上危険であり、又は著しく衛生上有害であると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを命ずることができる。

4 第九条第二項から第九項まで及び第十一項から第十五項までの規定は、前二項の場合に準用する。

【資料－ 7】 消防法 別表第 1、危険物の規制に関する政令 別表第 3 及び第 4

(消防法) 発 令 昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号  
 最終改正 平成 30 年 5 月 30 日法律第 33 号  
 (危険物の規制に関する政令) 発 令 昭和 34 年 9 月 26 日政令第 306 号  
 最終改正 令和元年 12 月 13 日政令第 183 号

(1) 消防法第 2 条第 7 項に規定する危険物 別表第 1

類別	性質	品名
第一類	酸化性固体	一 塩素酸塩類 二 過塩素酸塩類 三 無機過酸化物 四 亜塩素酸塩類 五 臭素酸塩類 六 硝酸塩類 七 よう素酸塩類 八 過マンガン酸塩類 九 重クロム酸塩類 十 その他のもので政令で定めるもの 十一 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの
第二類	可燃性固体	一 硫化りん 二 赤りん 三 硫黄 四 鉄粉 五 金属粉 六 マグネシウム 七 その他のもので政令で定めるもの 八 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの 九 引火性固体
第三類	自然発火性物質及び禁水性物質	一 カリウム 二 ナトリウム 三 アルキルアルミニウム 四 アルキルリチウム 五 黄りん 六 アルカリ金属（カリウム及びナトリウムを除く。）及びアルカリ土類金属 七 有機金属化合物（アルキルアルミニウム及びアルキルリチウムを除く。） 八 金属の水素化物 九 金属のりん化物 十 カルシウム又はアルミニウムの炭化物 十一 その他のもので政令で定めるもの 十二 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの
第四類	引火性液体	一 特殊引火物 二 第一石油類

		三 アルコール類 四 第二石油類 五 第三石油類 六 第四石油類 七 動植物油類
第五類	自己反応性物質	一 有機過酸化物 二 硝酸エステル類 三 ニトロ化合物 四 ニトロソ化合物 五 アゾ化合物 六 ジアゾ化合物 七 ヒドラジンの誘導体 八 ヒドロキシルアミン 九 ヒドロキシルアミン塩類 十 その他のもので政令で定めるもの 十一 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの
第六類	酸化性液体	一 過塩素酸 二 過酸化水素 三 硝酸 四 その他のもので政令で定めるもの 五 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの

備考

- 一 酸化性固体とは、固体（液体（一気圧において、温度二〇度で液状であるもの又は温度二〇度を超え四〇度以下の間において液状となるものをいう。以下同じ。）又は気体（一気圧において、温度二〇度で気体状であるものをいう。）以外のものをいう。以下同じ。）であつて、酸化力の潜在的な危険性を判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すもの又は衝撃に対する敏感性を判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すものであることをいう。
- 二 可燃性固体とは、固体であつて、火災による着火の危険性を判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すもの又は引火の危険性を判断するための政令で定める試験において引火性を示すものであることをいう。
- 三 鉄粉とは、鉄の粉をいい、粒度等を勘案して総務省令で定めるものを除く。
- 四 硫化りん、赤りん、硫黄及び鉄粉は、備考第二号に規定する性状を示すものとみなす。
- 五 金属粉とは、アルカリ金属、アルカリ土類金属、鉄及びマグネシウム以外の金属の粉をいい、粒度等を勘案して総務省令で定めるものを除く。
- 六 マグネシウム及び第二類の項第八号の物品のうちマグネシウムを含有するものにあつては、形状等を勘案して総務省令で定めるものを除く。
- 七 引火性固体とは、固形アルコールその他一気圧において引火点が四〇度未満のものをいう。
- 八 自然発火性物質及び禁水性物質とは、固体又は液体であつて、空気中での発火の危険性を判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すもの又は水と接触して発火し、若しくは可燃性ガスを発生する危険性を判断するための政令で定



- める試験において政令で定める性状を示すものであることをいう。
- 九 カリウム、ナトリウム、アルキルアルミニウム、アルキルリチウム及び黄りんは、前号に規定する性状を示すものとみなす。
- 十 引火性液体とは、液体（第三石油類、第四石油類及び動植物油類にあつては、一気圧において、温度二〇度で液状であるものに限る。）であつて、引火の危険性を判断するための政令で定める試験において引火性を示すものであることをいう。
- 十一 特殊引火物とは、ジエチルエーテル、二硫化炭素その他一気圧において、発火点が一〇〇度以下のもの又は引火点が零下二〇度以下で沸点が四〇度以下のものをいう。
- 十二 第一石油類とは、アセトン、ガソリンその他一気圧において引火点が二一度未満のものをいう。
- 十三 アルコール類とは、一分子を構成する炭素の原子の数が一個から三個までの飽和一価アルコール（変性アルコールを含む。）をいい、組成等を勘案して総務省令で定めるものを除く。
- 十四 第二石油類とは、灯油、軽油その他一気圧において引火点が二一度以上七〇度未満のものをいい、塗料類その他の物品であつて、組成等を勘案して総務省令で定めるものを除く。
- 十五 第三石油類とは、重油、クレオソート油その他一気圧において引火点が七〇度以上二〇〇度未満のものをいい、塗料類その他の物品であつて、組成を勘案して総務省令で定めるものを除く。
- 十六 第四石油類とは、ギヤー油、シリンダー油その他一気圧において引火点が二〇〇度以上二五〇度未満のものをいい、塗料類その他の物品であつて、組成を勘案して総務省令で定めるものを除く。
- 十七 動植物油類とは、動物の脂肉等又は植物の種子若しくは果肉から抽出したものであつて、一気圧において引火点が二五〇度未満のものをいい、総務省令で定めるところにより貯蔵保管されているものを除く。
- 十八 自己反応性物質とは、固体又は液体であつて、爆発の危険性を判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すもの又は加熱分解の激しさを判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すものであることをいう。
- 十九 第五類の項第十一号の物品にあつては、有機過酸化物を含有するもののうち不活性の固体を含有するもので、総務省令で定めるものを除く。
- 二十 酸化性液体とは、液体であつて、酸化力の潜在的な危険性を判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すものであることをいう。
- 二十一 この表の性質欄に掲げる性状の二以上を有する物品の属する品名は、総務省令で定める。

## (2) 危険物の規制に関する政令 別表第3 (第1条の11 関係)

類別	品名	性質	指定数量
第一類		第一種酸化性固体	50 kg
		第二種酸化性固体	300 kg
		第三種酸化性固体	1,000 kg
第二類	硫化りん		100 kg
	赤りん		100 kg
	硫黄		100 kg
		第一種可燃性固体	100 kg
	鉄粉		500 kg
		第二種可燃性固体	500 kg
引火性固体		1,000 kg	
第三類	カリウム		10 kg
	ナトリウム		10 kg
	アルキルアルミニウム		10 kg
	アルキルリチウム		10 kg
		第一種自然発火性物質及び禁水性物質	10 kg
	黄りん		20 kg
		第二種自然発火性物質及び禁水性物質	50 kg
第三種自然発火性物質及び禁水性物質		300 kg	
第四類	特殊引火物		50ℓ
	第一石油類	非水溶性液体	200ℓ
		水溶性液体	400ℓ
	アルコール類		400ℓ
	第二石油類	非水溶性液体	1,000ℓ
		水溶性液体	2,000ℓ
	第三石油類	非水溶性液体	2,000ℓ
		水溶性液体	4,000ℓ
	第四石油類		6,000ℓ
	動植物油類		10,000ℓ
第五類		第一種自己反応性物質	10 kg
		第二種自己反応性物質	100 kg
第六類			300 kg

## 備考

- 一 第一種酸化性固体とは、粉粒状の物品にあつては次のイに掲げる性状を示すもの、その他の物品にあつては次のイ及びロに掲げる性状を示すものであることをいう。
- イ 臭素酸カリウムを標準物質とする第一条の三第二項の燃焼試験において同項第二号の燃焼時間が同項第一号の燃焼時間と等しいか若しくはこれより短いこと又は塩素酸カリウムを標準物質とする同条第六項の落球式打撃感度試験において試験物品と赤りんと混合物の爆発する確率が五十パーセント以上であること。
- ロ 第一条の三第一項に規定する大量燃焼試験において同条第三項第二号の燃焼時間が同項第一号の燃焼時間と等しいか又はこれより短いこと及び同条第七項の鉄管試

験において鉄管が完全に裂けること。

二 第二種酸化性固体とは、粉粒状の物品にあつては次のイに掲げる性状を示すもの、その他の物品にあつては次のイ及びロに掲げる性状を示すもので、第一種酸化性固体以外のものであることをいう。

イ 第一条の三第一項に規定する燃焼試験において同条第二項第二号の燃焼時間が同項第一号の燃焼時間と等しいか又はこれより短いこと及び同条第五項に規定する落球式打撃感度試験において試験物品と赤りんとの混合物の爆発する確率が五十パーセント以上であること。

ロ 前号ロに掲げる性状

三 第三種酸化性固体とは、第一種酸化性固体又は第二種酸化性固体以外のものであることをいう。

四 第一種可燃性固体とは、第一条の四第二項の小ガス炎着火試験において試験物品が三秒以内に着火し、かつ、燃焼を継続するものであることをいう。

五 第二種可燃性固体とは、第一種可燃性固体以外のものであることをいう。

六 第一種自然発火性物質及び禁水性物質とは、第一条の五第二項の自然発火性試験において試験物品が発火するもの又は同条第五項の水との反応性試験において発生するガスが発火するものであることをいう。

七 第二種自然発火性物質及び禁水性物質とは、第一条の五第二項の自然発火性試験において試験物品がろ紙を焦がすもの又は同条第五項の水との反応性試験において発生するガスが着火するもので、第一種自然発火性物質及び禁水性物質以外のものであることをいう。

八 第三種自然発火性物質及び禁水性物質とは、第一種自然発火性物質及び禁水性物質又は第二種自然発火性物質及び禁水性物質以外のものであることをいう。

九 非水溶性液体とは、水溶性液体以外のものであることをいう。

十 水溶性液体とは、一気圧において、温度二〇度で同容量の純水と緩やかにかき混ぜた場合に、流動がおさまった後も当該混合液が均一な外観を維持するものであることをいう。

十一 第一種自己反応性物質とは、孔径が九ミリメートルのオリフィス板を用いて行う第一条の七第五項の圧力容器試験において破裂板が破裂するものであることをいう。

十二 第二種自己反応性物質とは、第一種自己反応性物質以外のものであることをいう。

(3) 危険物の規制に関する政令 別表第4 (第1条の12 関係)

品名		数量
綿花類		200 kg
木毛及びかんなくず		400 kg
ぼろ及び紙くず		1,000 kg
糸類		1,000 kg
わら類		1,000 kg
再生資源燃料		1,000 kg
可燃性固体類		3,000 kg
石炭・木炭類		10,000 kg
可燃性液体類		2 m <sup>3</sup>
木材加工品及び木くず		10 m <sup>3</sup>
合成樹脂類	発砲させたもの	20 m <sup>3</sup>
	その他のもの	3,000 kg

備考

- 一 綿花類とは、不燃性又は難燃性でない綿状又はトップ状の繊維及び麻糸原料をいう。
- 二 ぼろ及び紙くずは、不燃性又は難燃性でないもの（動植物油がしみ込んでいる布又は紙及びこれらの製品を含む。）をいう。
- 三 糸類とは、不燃性又は難燃性でない糸（糸くずを含む。）及び繭をいう。
- 四 わら類とは、乾燥わら、乾燥藁及びこれらの製品並びに干し草をいう。
- 五 再生資源燃料とは、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二条第四項に規定する再生資源を原材料とする燃料をいう。
- 六 可燃性固体類とは、固体で、次のイ、ハ又は二のいずれかに該当するもの（一気圧において、温度二〇度を超え四〇度以下の間において液状となるもので、次のロ、ハ又は二のいずれかに該当するものを含む。）をいう。
  - イ 引火点が四〇度以上一〇〇度未満のもの
  - ロ 引火点が七〇度以上一〇〇度未満のもの
  - ハ 引火点が一〇〇度以上二〇〇度未満で、かつ、燃焼熱量が三四キロジュール毎グラム以上であるもの
  - ニ 引火点が二〇〇度以上で、かつ、燃焼熱量が三四キロジュール毎グラム以上であるもので、融点が一〇〇度未満のもの
- 七 石炭・木炭類には、コークス、粉状の石炭が水に懸濁しているもの、豆炭、練炭、石油コークス、活性炭及びこれらに類するものを含む。
- 八 可燃性液体類とは、法別表第一備考第十四号の総務省令で定める物品で液体であるもの、同表備考第十五号及び第十六号の総務省令で定める物品で一気圧において温度二〇度で液状であるもの、同表備考第十七号の総務省令で定めるところにより貯蔵保管されている動植物油で一気圧において温度二〇度で液状であるもの並びに引火性液

体の性状を有する物品（一気圧において、温度二〇度で液状であるものに限る。）で一気圧において引火点が二五〇度以上のものをいう。

九 合成樹脂類とは、不燃性又は難燃性でない固体の合成樹脂製品、合成樹脂半製品、原料合成樹脂及び合成樹脂くず（不燃性又は難燃性でないゴム製品、ゴム半製品、原料ゴム及びゴムくずを含む。）をいい、合成樹脂の繊維、布、紙及び糸並びにこれらのぼろ及びくずを除く。

## 【資料－８】 計画策定の体制

深川市訓令第63号

庁中一般

深川市耐震改修促進計画策定委員会設置要綱を次のように定める。

令和2年10月12日

深川市長 山下 貴史

### 深川市耐震改修促進画策定委員会設置要綱

#### (設置)

第1条 深川市における耐震改修促進計画（以下「耐震計画」という。）を策定するため、深川市耐震改修促進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

#### (任務)

第2条 委員会は、耐震計画を策定するため、次の事項について立案する。

- (1) 建築物の耐震化に向けた基本方針と基本目標
- (2) 民間建築物の耐震化に向けた誘導施策と支援施策
- (3) 公共建築物の耐震診断及び耐震改修に係る年次計画
- (4) その他必要な事項

#### (組織及び任期)

第3条 委員会は、別表第1に掲げる構成員で組織する。

2 委員の任期は、耐震計画の策定が完了するまでとする。

#### (委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は副市長を、副委員長は建設水道部長をもって充てる。

3 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は委員長を補佐するとともに、委員長に事故等があるときは、その職務を代理する。

#### (会議の招集)

第5条 会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

#### (作業部会)

第6条 委員会の審議の円滑化を図るため、委員長は、建築住宅担当部局及び関係部局の職員等によって構成される作業部会を設置し、庁内調整にあたらせる。

2 作業部会は別表第2に掲げる構成員で組織する。

3 作業部会に座長を置き、建築住宅課長をもって充てる。

4 作業部会の会議は、必要に応じて座長が招集する。

5 座長が必要と認める場合においては、新たに構成員を選任できる。

#### (協力委員)

第7条 委員長は、必要に応じて関係者を協力委員として指名し、委員会又は作業部会に参加させることができる。

#### (事務局)

第8条 委員会の事務局は、建設水道部建築住宅課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めのない事項は、委員会の決するところによる。

附 則

この訓令は、令和2年10月12日から施行し、第3条第2項に規定する耐震計画の策定が完了する日限り、その効力を失う。

別表第1 (第3条関係)

耐震計画策定委員会名簿

役職	職名
委員長	副市長
副委員長	建設水道部長
委員	企画総務部長
	教育部長
	消防長

別表第2 (第6条関係)

耐震計画策定作業部会名簿

役職	職名
座長	建築住宅課長
委員	総務課長
	自治防災室長
	企画財政課長
	都市建設課長
	上下水道課長
	学務課長
	生涯学習スポーツ課長
予防課長	

別表第1（第3条関係）

耐震計画策定委員会名簿

役職	職名	氏名
委員長	副市長	早川 雅典
副委員長	建設水道部長	井原 淳
委員	企画総務部長	三浦 浩二
	教育部長	荒井 幸治
	消防長	野 弘道

別表第2（第6条関係）

耐震計画策定作業部会名簿

役職	職名	氏名
座長	建築住宅課長	小林 邦幸
委員	総務課長	武井 博道
	自治防災室長	小林 義明
	企画財政課長	佐藤 秀樹
	都市建設課長	小林 辰也
	上下水道課長	赤川 勝司
	学務課長	伊藤 正志
	生涯学習スポーツ課長	外山 定男
	予防課長	宮内 秀公

耐震計画策定協力委員名簿

職名	氏名
空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設指導課主幹	梅田 竜也
空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設指導課建築住宅係長	朝野 哲夫
空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設指導課建築住宅係技師	盛川 翔太



耐震計画策定事務局名簿

職名	氏名
建築住宅課 課長	小林 邦幸
建築住宅課 主幹	中落 直樹
建築住宅課 建築係長	星野 樹里
建築住宅課 建築係主査	舘岡 英司
委託コンサルタント（株まちづくり計画設計）代表取締役	佐藤 邦昭
委託コンサルタント（株まちづくり計画設計）取締役 統括技師	小形 木綿子

## 【資料－9】 策定経過

日程		会議名	議案
令和2年	10月12日	第1回事務局会議	・計画策定の背景、目的等 ・計画策定実施計画
	11月13日	第2回事務局会議	・想定される地震と被害の予測 ・住宅・建築物の耐震化の現状と目標
	12月21日	第1回作業部会	・計画策定の背景、目的等 ・想定される地震と被害の予測 ・住宅・建築物の耐震化の現状と目標
	12月21日	第3回事務局会議	・住宅・建築物の耐震化を促進するための施策について ・耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項について
	12月23日	第1回策定委員会	・計画策定の背景、目的等 ・想定される地震と被害の予測 ・住宅・建築物の耐震化の現状と目標
令和3年	1月18日	第2回作業部会	・住宅・建築物の耐震化を促進するための施策について ・耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項について
	1月21日	第2回策定委員会	・住宅・建築物の耐震化を促進するための施策について ・耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項について
	1月21日	第4回事務局会議	・深川市耐震改修促進計画（第2期）素案について
	2月3日	総務経済常任委員会 所管事務調査	・深川市耐震改修促進計画（第2期）素案について
	2月8日 ～3月9日	パブリックコメント	・深川市耐震改修促進計画（第2期）素案に対する意見募集
	3月17日	第3回作業部会	・深川市耐震改修促進計画（第2期）（案）について
	3月17日	第3回策定委員会	・深川市耐震改修促進計画（第2期）（案）について



## 深川市耐震改修促進計画（第2期）

令和3年（2021年）4月

発行 深川市  
編集 深川市 建設水道部 建築住宅課

〒074-8650 北海道深川市2条17番17号

T E L (0164) 26-2323 (直通)

F A X (0164) 22-2460 (直通)

H P <http://www.city.fukagawa.lg.jp/>

M a i l [kenchiku@city.fukagawa.lg.jp](mailto:kenchiku@city.fukagawa.lg.jp)